

税理士制度70周年記念誌

過去に感謝
未来に責任

日本税理士会連合会

プログラム

平成24年11月 5日 於>帝国ホテル



記念式典

13:00～14:30

楽曲演奏
常陸宮同妃両殿下ご臨席
国歌斉唱
開式のことば
会旗入場
主催者挨拶
常陸宮殿下お言葉
来賓祝辞
常陸宮同妃両殿下ご退席
楽曲演奏
来賓紹介
祝電披露
70周年宣言
閉式のことば

記念講演

15:00～16:00

「日本『再創造』～『プラチナ社会』の
実現に向けて」
小宮山 宏 三菱総合研究所理事長・
東京大学総長顧問

レセプション

16:30～18:00

開会挨拶
乾 杯
－祝宴－
万歳三唱
閉会挨拶



日本税理士会連合会会長

池田 隼 啓

主催者挨拶

本日ここに、常陸宮同妃両殿下のご光臨のもと、内閣総理大臣、財務大臣並びに総務大臣を始め、海外からも多数のご来賓をお迎えして、「過去に感謝 未来に責任」をテーマとして税理士制度70周年記念式典を開催できますことは、私どもにとりましてこの上ない光栄と存じ、7万3千名の会員を代表いたしまして心から感謝申し上げます。

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国民に深い悲しみを与え、国家的損失とも言える大災害は、我が国の政治・経済・文化に極めて影響が大きく、深い傷跡を残したまま今日を迎えました。全国民が一丸となって一日も早い復旧・復興に努力しなければなりません。この大震災によりお亡くなりになられた多くの方々に対し、衷心より哀悼の誠を捧げるものであります。

ところで、我が国の税理士制度は、昭和17年に制定された税務代理士法を淵源としており、制度発足以来、幾度もの改正を経て今日に至りました。

日本税理士会連合会及び全国の税理士会に刻まれた歴史は、税理士制度発展の歴史そのものであります。この70年間に、税理士制度は着実な発展を遂げ、いまや7万3千名を超える会員を擁する、名実ともにゆるぎない税務の専門家団体となり、国民及び国家にとって必要不可欠な専門資格者としてその地位を確固たるものとすることができました。

これもひとえに歴代役員の秀でた指導力とたゆまぬ努力、そして全国会員の団結によるものであり、改めて深甚なる敬意を表する次第であります。

この20年を振り返りますと、平成13年に念願の日本税理士会館が建設され、全国への発信基地としてその役割を果たしております。また、同じ年に税理士法が改正されました。税理士法人制度が創設され、資格取得制度の見直しが行われ、さらに税理士が裁判所において補佐人として出廷して陳述できる制度など、抜本的な改正がなされました。

税理士法以外におきましても、会計参与制度や登録政治資金監査人制度が創設されたこと等、税理士に求められる役割が増大していることは特筆すべきことであります。

租税教育に関しても税理士に対する期待が高まっており、税理士及び税理士会が行う社会貢献活動は益々重要になって参りました。更に、社会の期待に応えるべく、社会から信頼される制度構築に向けて、今、税理士法改正に取り組んでいるところでございます。

本会が行っている国際交流の分野におきましても、アジア・オセアニア地域における税務

主催者挨拶

専門家制度について、ヨーロッパ税務連合に匹敵する国際的組織を導入すべく、グローバルな認知度を高めることを目指して活動してまいりました。その結果として、税理士制度50周年を記念して「アジア・オセアニアタックスコンサルタント アソシエーション・AOTCA」を設立し、本年で20周年を迎えました。

現在では16の国と地域・22団体が加盟する国際的組織に発展するとともに、アジア地域において税理士制度を導入した国も増え、また導入に向けた検討を進めている国も増えてまいりました。

国内外において税理士制度が発展し評価されておりますことは、職業専門家として誇りとするところであり、更なる普及に努力いたしたく存じます。

このように、今や私達税理士の活動分野は、税理士法に定められた「税理士業務」のみにとどまらず、多方面にわたってその職能を活かすことが期待されているのであります。私達は、社会から求められ、期待されているこの職能を存分に発揮し、誇りをもって社会に貢献していかなければなりません。

税理士制度が、今後とも申告納税制度を支え、国家財政の基盤確保に寄与し、国民・納税者の利便に資する制度であり続けるために、われわれ税理士は、税務に関する専門家として、納税義務の適正な実現を図るという使命を全うし、税制及び税務行政の改善に寄与していくとともに、税務支援や租税教育などを通じて積極的に社会貢献事業に取り組んで参ります。何卒更なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

税は文化を創ります。税制は歴史の積み重ねであります。税を語ることは国家を語ることであります。

税理士制度は、国民・納税者の財産であります。

70周年の節目を迎えた今日、諸先輩方が築き発展させて頂いたことに対して感謝し、責任を持ってこれからの世代に引き継ぎ、今後とも社会の要請に応えていくことを改めて決意する次第であります。

結びに当たりまして、ご皇室の弥栄と海外からお越し頂きましたドイツ・韓国・インドネシアの方々に御礼申し上げますとともに、本日ご参会の皆様方のご健勝を衷心より祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

70周年宣言

税理士制度は、
その前身である税務代理士法の制定から今年で70周年を迎えました。
今日に至る税理士制度の輝かしい歴史は、
先人たちのたゆみない努力と、一人ひとりの税理士が専門家としての研鑽を重ね、
申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、
納税義務の適正な実現に努めてきた結晶であります。

これからの日本社会は、
人口の減少、少子高齢化が急速に進み、
これにともない社会経済環境が大きく変化することが予測されます。
我々税理士は、税務の専門家として、
我が国の未来を支える税制のあり方について深く考察し、
その実現に向けて積極的に提言してゆかねばなりません。
また、税理士としての職能を活かし、成年後見制度、会計参与制度、
登録政治資金監査人制度などの公益的活動や租税教育への参画等、
幅広い社会貢献活動をより一層推進し、
税理士の社会的・公共的使命を強く自覚しながら、
高度な専門知識と職業倫理をもって国民の期待に応えてまいります。

税理士制度70周年にあたり、
今日まで税理士制度を築き上げてきた先人たちのご労苦に深く感謝し、
我々が受け継いだ税理士としての使命と誇りを次なる世代に責任を持って承継し、
豊かな心と英知を結集して、
日本社会の更なる発展のために引き続き貢献することをここに宣言します。

常陸宮殿下のお言葉



常 陸 宮 殿 下

現行税理士法の前身である税務代理士法は、昭和17年に公布されました。今日まで、社会経済の大きな変化の中で、税理士制度の充実と発展のため、多くの皆様が払われた努力に対し、敬意を表します。

税理士の皆さんが、独立公正な立場から、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図る重要な役割を果たしておられることは、広く一般の認めるところであります。

近年、税理士の果たすべき役割は、ますます重要になっています。この度の税理士制度70周年の節目を契機として、全国の税理士の皆さんが、改めてその使命の重大さに深く思いを致し、明るく豊かな未来への新しい第一歩を踏み出されるよう期待してやみません。





70周年記念に寄せて

内閣総理大臣

野田 佳彦

常陸宮殿下・同妃殿下の御臨席を仰ぎ、税理士制度70周年記念式典が開催されますことを心からお祝い申し上げます。

我が国の税理士制度は、昭和17年の税務代理士法の制定以来、70年の歳月を経て、目覚ましい発展を遂げてまいりました。この間、税務に関する専門家である税理士の皆様方は、激動する社会経済情勢の中で、納税者の良き相談相手として国民の信頼に応えられるとともに、納税義務の適正な実現を図るという使命を果たしてこられました。ここに、税理士の皆様方の御尽力と御功績に対し、心から敬意を表します。

私は、先の国会で「決められない政治」から脱却し、「決断する政治」の実現を訴えました。「決断する政治」は、今を生きる私たちに「明日の安心」をもたらし、未来を生きる者たちに向けた「明日への責任」を果たすために存在しなければならないものです。先の国会で成立した社会保障・税一体改革の関連法は、「決断する政治」への断固たる意思を示した画期的な成果です。

しかし、まだ課題が残ったままです。「明日への責任」を果たすために、積み残しとなっている関連法案の早期成立も含め、低所得者対策や価格転嫁対策の具体化、きめ細やかな社会保障や税制の基盤となるマイナンバー制度の実現など、社会保障・税一体改革の残された課題に、一つひとつ筋道をつけるため、政府として全力で取り組んでまいりたいと考えています。

税の専門的知識と高度の教養を兼ね備えられた税理士の皆様におかれましても、こうした取組みに御理解・御支援をいただきますとともに、今後とも、自らの社会的・公共的使命の重大性に思いを致され、一層の御研鑽と我が国経済社会の発展のための更なる貢献をされますことを期待いたします。

終わりに、税理士の皆様の御健勝と貴会の御発展を祈念し、私のお祝いの言葉といたします。



70周年記念に寄せて

財務大臣

城島 光力

税理士制度70周年記念式典が挙行されるに当たり、一言、御祝辞を申し述べます。

御承知のとおり、我が国の税理士制度は、昭和17年制定の税務代理士法を基礎として発足したものでありますが、その後、我が国租税制度の柱として申告納税制度が導入されたことに伴い、昭和26年に新たに税理士法が制定され、現在の制度が確立されました。

今日、税理士制度は、申告納税制度の円滑な運営に欠くことのできないものとして、その意義が高く評価され、税理士は、全国で7万3,000余名に達し、職業専門家として確固たる地位を築き上げるに至っております。

我が国税制の基本である申告納税制度が、国民の間に広く定着し、着実に前進しているのも、納税者の理解と、申告納税制度の理念に沿って納税者の信頼に応えてこられた税理士の皆様の御尽力の賜物であり、改めて税理士の皆様の永年にわたる御尽力、御功績に対し、謝意と敬意を表します。

さて、我が国の財政は、国・地方の長期債務残高対GDP比が今年度末に196%に達する見通しであるなど、財政再建は待ったなしの状況です。

このような状況の中、先般、社会保障・税一体改革関連法が成立し、社会保障の安定財源の確保と財政健全化に向けた第一歩を踏み出しました。消費税率の引上げに向けて、様々な課題が残っており、政府として全力で取り組んでいく必要があります。

税務行政におきましても、社会経済の環境が大きく変化する中、法令に定められた手続を遵守して公平かつ公正に業務を遂行するとともに、消費税率の引上げの円滑な実施に向けて、準備を進めていくことにより、国民の負託に応えていくことが重要と考えております。

税理士の皆様におかれましては、税務に関する専門家として独立した公正な立場において、納税者の信頼に応え、納税義務の適正な実現を図るという使命を全うされ、申告納税制度の健全な発展と税務行政の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

税理士制度70周年のよき日を迎え、税理士の皆様の今後の御発展を祈って祝辞といたします。



70周年記念に寄せて

総務大臣

樽 床 伸 二

本日、税理士制度70周年記念式典が挙行されるに当たり、一言、御祝いを申し上げます。

税理士の皆様方におかれましては、昭和26年の税理士制度の発足以来、納税者の良き相談相手として国民の信頼に応えるとともに、納税義務の適正な実現を図るという使命を果たしてこられました。

ここに、改めて、税理士の皆様の永年にわたる御尽力、御功績に対しまして、深い敬意と心からの謝意を表する次第であります。

総務省で所管しております地方税におきましては、法人事業税などで申告納税制度を採用しているところですが、この申告納税制度が円滑に実施されているのは、ひとえに税理士の皆様方の御尽力の賜であると確信しております。

また、地方公共団体の外部監査制度において、税理士の皆様にも、外部監査人として、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める役割を担っていただいております。

総務省といたしましては、引き続き、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むことが必要だと考えております。

税理士の皆様におかれましては、今後とも、税務に関する専門家として、独立した公正な立場で納税義務の適正な実現を図るという使命を全うされ、地方税務行政に特段の御理解を賜るとともに、円滑な運営に御尽力くださいますよう御願い申し上げます。

結びに、税理士の皆様のますますの御健勝を祈念いたしまして祝辞といたします。

海外招待者を迎えて

税理士制度70周年記念式典の前日、11月4日、東京・千代田区の帝国ホテル「蘭の間」にて、韓国税務士会チョン・クジョン会長、インドネシア税理士会オヨン・スキアット会長、ドイツ・ミュンヘン税理士会ハルトムート・シュヴァーブ会長を始め海外招待者21名を迎えて、税理士制度70周年歓迎夕食会が開催された。

当日は、生田流の琴の静謐な調べが流れるなか、中村一三総務部長の司会進行により、池田隼啓日税連会長の歓迎挨拶の後、終始なごやかな雰囲気の中でお互いの親睦を深めた。



挨拶/ハルトムート・シュヴァーブ会長



海外からの来賓と一緒に



琴の静謐な調べが流れる中で

税理士制度70周年記念式典

過去に感謝 未来に責任 税理士制度70周年記念式典を盛大に開催

日本税理士会連合会は、平成24年11月5日、常陸宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、東京・千代田区の帝国ホテルで、税理士制度70周年記念式典を挙行了。当日は、官公庁、海外友好団体など関係各界からの来賓を多数迎え、税理士会員を含め約800名が参列した。

記念式典は、物故会員及び東日本大震災の犠牲者に対する黙祷の後、東京藝術大学音楽学部器楽科アンサンブルの演奏で幕を開けた。

鈴木もえみアナウンサーの司会により進行され、参列者全員が起立してお迎えするなか、池田隼啓日税連会長の先導により、常陸宮同妃両殿下がご入場、ご臨席された。

始めに、国歌斉唱が行われた後、小川令持副会長の開式のことばをもって開会、石井幸夫副会長、櫻井英二雄・浅田恒博両専務理事によって日本税理士会連合会会旗が会場に入場し、壇上で



常陸宮同妃両殿下をお迎えして



壇上にお迎えした来賓とともに



常陸宮同妃両殿下をお送りして



会旗が石井副会長から池田会長へ



東京藝大アンサンブルによる演奏



開式のことば/小川副会長



主催者挨拶/池田会長

税理士制度70周年記念式典

待つ池田会長の下へ運ばれ、高田住男専務理事によって収められた。

ここで、主催者を代表して池田会長が主催者挨拶を述べた(2-3頁掲載)。

式次に従い、常陸宮殿下から、「全国の税理士の皆さんが、改めてその使命の重大さに深く思いを致し、明るく豊かな未来への新しい第一歩を踏み出されるよう期待してやみません」と記念式典に寄せられるお言葉が述べられた(5頁掲載)。

引き続き、野田佳彦内閣総理大臣(代理・齋藤勁内閣官房副長官)、城島光力財務大臣(代理・武正公一財務副大臣)及び樽床伸二総務大臣から来賓者挨拶(6-8頁掲載)が行われた。

常陸宮同妃両殿下がご退席された後、来賓者の紹介、祝電の披露が行われ、続いて、70周年実行委員長である川松保夫副会長により、「70周年宣言」が力強く朗読された。最後に、宮田義見副会長の閉式のことばをもって、式典はつつがなく終了した。



祝辞代読/齋藤勁内閣官房副長官



祝辞代読/武正公一財務副大臣



東京藝大アンサンブルによる演奏



70周年宣言/川松副会長



閉式のことば/宮田副会長



祝辞/樽床伸二総務大臣

日本『再創造』

小宮山 宏 三菱総合研究所理事長・東京大学 総長顧問が記念講演



記念式典終了後、会場を「富士の間」に移し、午後3時より、小宮山宏三菱総合研究所理事長・東京大学総長顧問による記念講演「日本『再創造』～『プラチナ社会』の実現に向けて」が行われた。以下、講演の要旨を掲載する。

ご紹介いただきました小宮山です。

これから人類の来し方と、日本の行く末、戦略についてお話ししたいと思います。

今日お話しさせていただくのは3点ございまして、第1点は世界の現状、21世紀どんな時代に我々は生きているのか。第2点は、その中で日本は今まで何をしてきたのか。最後に「プラチナ社会」の実現を目指すのが、日本の戦略ではないかということをご提言させていただきたいと思います。

世界の現状

まず、経済。これは、千年という長期的にみますと、千年前はどこの国も豊かさがほとんど同じでした。それにはっきりと差が出たのが産業革命です。産業革命を行った国が先進国となり、他の国は途上国となりました。ここ10年くらい、先進国のGDPが急激に落ちている。これは、途上国の所得が上がってきたため、相対的に落ちている。こういう結果になっております。

2点目は、人類の寿命。人類は、長期にわたって寿命の短い時代が続きました。長寿

というのは文明がずっと求めてきたことです。少子高齢化という言い方があります。少子化というのは克服すべき課題ですが、高齢化の方は長寿化です。これからいかにして活力ある長寿社会というものを作るのか、そのためにどういう産業を作っていけるのか、これが、先進国間の競争となっております。

第3の点。飽和する人工物。これは、永久にモノが売れる、量が増えていく時代ではないということです。人工物の飽和というか、有限の地球というものがかなり明確に見えてきたということです。

4点目はエネルギー。モノというのは循環するのですが、エネルギーは循環できない。常に新しいエネルギー資源を必要とします。21世紀中には化石資源の枯渇がみえてくる。どうやって新しい資源へ変えていくか。そのときに、エネルギー効率を上げて、生活の質は上げながら、エネルギー消費を減らしていく。その次に新エネルギーというのを考えていく、ここが極めて重要なことです。

日本は今まで何をしてきたか

日本は、明治維新で開国して以来、一気に先進国化し、経済を拡大しました。その間に、公害というひどい経験をしましたが、

『プラチナ社会』の実現に向けて



見事にそれを克服した。公害を克服したことが極めて重要で、日本の偉業です。

それから、1970年代に2度のオイルショックが世界経済を襲いましたが、日本はエネルギー価格が高くなったということを、エネルギー消費の効率化によって乗り切り、世界一強いモノづくり産業を作ってきたわけです。

経済、公害克服、環境、エネルギー、長寿、これは文明がずっと希求してきたものです。つまり、文明を実現することで今の日本の豊かさもあるし、課題も抱えているということです。日本は課題先進国で、今日本が自分の課題を自分で解決すれば、それが世界のロールモデルを作ることになります。それでは何を作るかということになるわけですが、それが、「プラチナ社会」になります。

「プラチナ社会」の実現に向けて

文明が進展した結果が先進国だと考えると、モノが行き渡ったときに一体何が欲しいのか。一言でいえば様々なクオリティです。その次には、そうした新しい欲望を満たすような社会。それを「プラチナ社会」と定義し

ています。それでは、プラチナ社会とはどんな社会なのか、いくつかの必要条件があると考えております。

プラチナ社会の必要条件というのは、まだ見ぬ社会ですから、もちろん明確ではありませんが、エコロジー（公害克服、生物多様性、地球環境）、資源の心配がない（省・新エネルギー、一次産業、循環型）、老若男女が参加し（生涯成長、複数機会）、心もモノも豊かで（文化、芸術、文明、GDP）、雇用がある社会（イノベーションによる新産業）です。最後の雇用があるあたりが、たぶんこれから文明の本質として難しいところでしょう。ここらあたりを考えていく必要があると思います。「言っている」時代は終わって、「アクション」の時代です。

私も、2年前から「プラチナ構想ネットワーク」というのを作り、国も大事ですけども、やはり、国と自治体が相呼応しないと日本は良くなりませんと思いますので、今、自治体を糾合して、自治体を場に民力を中央が支える形で進める活動を始めております。

ご清聴ありがとうございました。



開会挨拶/岩本副会長



開会挨拶/朝倉副会長

税理士制度70周年レセプション

記念式典、記念講演に続き、内外の来賓を招いて、午後4時から、帝国ホテル「孔雀の間」においてレセプションが開催された。

始めに、大前香副会長が開会挨拶を行い、続いて、韓国税務士会チョン・クジョン会長の発声による乾杯で祝宴が始まった。

祝宴は、東京藝術大学音楽学部器楽科アンサンブルにより、税理士制度70周年の変遷を、その時代を彩った楽曲の演奏が行われるなか、終始華やいだ雰囲気でも盛り上がり、石丸修太郎副会長による万歳三唱、百田勝彦副会長の閉会挨拶をもって無事終了した。



日本弁護士連合会会長、日本公認会計士協会会長とともに



東京藝大アンサンブルによる演奏



開会挨拶/大前副会長



乾杯発声/チョン・クジョン
韓国税務士会会長



万歳三唱/石丸副会長



閉会挨拶/百田副会長



東京藝大アンサンブルによる演奏



古谷国税庁長官、歴代長官とともに



呈茶でおもてなし

式典当日、東京税理士会上野支部茶道部等の協力を得て、来場者に対する呈茶の接待を行った。来場者に対しては、東日本大震災の被災地域である岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の特別支援学校等計24校の生徒が作製した菓子皿にお菓子をのせ、呈茶でおもてなしを行い、記念品の菓子皿はお土産としてお持ち帰りいただいた。

当日は、用意したお菓子が全てなくなるほどの盛況であり、来場者はそのお点前に一様に感心しながら、和やかなひと時を楽しんだ。



税理士制度70周年記念誌

グラビア／記念式典関係

- ・ プログラム
- ・ 主催者挨拶 池田隼啓会長
- ・ 70周年宣言
- ・ 来賓挨拶
常陸宮殿下 お言葉
内閣総理大臣 祝辞
財務大臣 祝辞
総務大臣 祝辞
- ・ 前夜祭
- ・ 記念式典
- ・ 記念講演 「日本『再創造』～『プラチナ社会』の実現に向けて」／
小宮山宏 三菱総合研究所理事長・東京大学総長顧問
- ・ レセプション

税理士制度の歩みと日税連の活動

- ・ 税理士制度の軌跡 年譜 税理士制度の歩み 3
- ・ 平成5年から平成24年までの歩み
平成5年（1993）非自民政権の誕生／税制の抜本改革に対応 20
平成6年（1994）自社さ政権の誕生／会館取得基本方針を決定 22
平成7年（1995）阪神・淡路大震災の発生／日税連の震災対応 24
平成8年（1996）住専への公的資金投入／税制改革への対応 26
平成9年（1997）相次ぐ金融機関の破綻／外部監査制度の導入 28
平成10年（1998）長銀・日債銀の一時国有化／税理士法改正への対応 30
平成11年（1999）大手銀行への公的資金投入／会館建設起工式の開催 32
平成12年（2000）介護保険制度の導入／税理士法改正の進展 34
平成13年（2001）米国同時多発テロの発生／税理士法改正の実現 36
平成14年（2002）日朝首脳会談／改正税理士法の施行 38
平成15年（2003）イラク戦争の勃発／租税教育のスタート 40

税理士制度70周年記念誌

平成16年（2004）新潟県中越地震の発生／電子認証局の設置	42
平成17年（2005）郵政選挙／会計参与制度の創設	44
平成18年（2006）第1回WBC優勝／税理士による代理送信	46
平成19年（2007）消えた年金記録問題／国税審判官への税理士登用	48
平成20年（2008）リーマンショックの発生／登録政治資金監査人制度の創設	50
平成21年（2009）民主党政権の誕生／「税理士情報検索サイト」の運用開始	52
平成22年（2010）「はやぶさ」の帰還／「税理士法改正に関する意見案」公表	54
平成23年（2011）東日本大震災の発生／日税連の震災対応	56
平成24年（2012）自民党の政権回復／税理士法改正要望を機関決定	58
・日税連の活動	
税理士制度—税理士法改正を中心に—	60
税務支援制度の充実	62
租税教育への取組み	64
会計参与制度と中小企業の会計	66
国際交流への取組み（AOTCAを中心に）	68
公益活動への対応	70
成年後見制度への対応	72
阪神・淡路大震災と東日本大震災への対応	74
・就任時の思い出 会長時代を振り返って（第14代会長・森金次郎）	76
・特別寄稿論文 今後の税制のあり方と税理士が果たすべき役割	
東京大学名誉教授・金子 宏	77
関西大学名誉教授・村井 正	83

資 料 編

・歴代役員名簿	91
・関連団体の目的・事業／役員名簿	97
・叙勲者・褒章受章者	
叙勲者	102
褒章者	106
・税理士登録者数の推移	111

税理士制度70周年記念誌

- ・ 税理士登録者・法人届出数の推移 112
- 〈編集後記〉
- ・ 記念事業を終えて 川松保夫 113
- ・ 記念式典を担当して 中村一三 115
- ・ 記念誌の刊行について 池谷達郎 116
- ・ 記念事業特別委員会及び協力者一覧 117

賛 助 広 告

賛助広告を掲載いただいた団体・企業等

日本税理士協同組合連合会
日本税理士国民年金基金
日本税理士厚生年金基金
日本税理士共済会
全国税理士共栄会
一般社団法人ぜいたいきょう
一般社団法人日税連税法データベース
公益財団法人日本税務研究センター
住友生命保険相互会社
株式会社日税連保険サービス
株式会社ぎょうせい
株式会社中央経済社
新日本法規出版株式会社
株式会社損害保険ジャパン
東京海上日動火災保険株式会社

(順不同)

題字揮毫 池田隼啓会長

税理士制度の歩みと 日税連の活動

70th

過去に感謝 未来に責任

税理士制度の歩み

日本税理士会連合会		内外の動向
1942年/昭17		
1.18	税務代理士法案が帝国議会貴族院本会議に上程	6. 5 ミッドウェー海戦
2.23	税務代理士法公布	7. 1 関門鉄道トンネル開業
11.11	日本税務代理士会連合会の設立総会（初代会長に駒井重次氏就任） 大蔵大臣宛設立認可申請書を提出	
11.30	日本税務代理士会連合会の設立認可	
1943年/昭18		
5.13	「会報」創刊号発行	2. 1 ガダルカナル島から日本軍撤退
5.15	第1回定時総会開催	9. 8 イタリア・バドリオ政権が無条件降伏
8.13	軍用飛行機献納を發議	11.22 カイロ会談
12.13	税務代理士の業務に関する事項、税務代理士法の改正及び官設税務相談所の移譲に関し建議書を大蔵大臣に提出	
12.20	四国税務代理士会設立（単位税務代理士会13となる）	
1944年/昭19		
1.11	北陸税務代理士会設立（単位税務代理士会14となる）	6. 6 連合軍・ノルマンディー上陸作戦発動
3.17	「税務代理士号」（海軍、艦爆機）の製作のため、献納応募金106,010円の献納手続を行う	7.18 東条内閣総辞職
9.20	献納機「税務代理士号」の命名式を海軍省主催で挙げる	
1945年/昭20		
6. 1	新潟財務局の廃止に伴い北陸税務代理士会を解散し、所属会員中新潟、長野両県会員は東京地方、富山、石川両県会員は名古屋地方、福井県会員は大阪地方税務代理士会にそれぞれ所属（全国の税務代理士会13となる）	2. 4 ヤルタ会談（～11） 5. 8 ドイツ無条件降伏 8.15 終戦の詔書発布 9. 2 降伏文書に調印
11. 6	税務代理士会は大蔵省外郭団体として存続する方針と内示	
1946年/昭21		
8. 5	税務代理士の税務署職員任官希望者を募る件が内示される	1. 1 昭和天皇「人間宣言」
10.30	税務代理士の税務署職員任官希望者の履歴書を大蔵省に提出	

税理士制度の歩みと日税連の活動

日本税理士会連合会		内外の動向
11.20	「税務代理士法規則の一部を改正する省令」改正（本法施行地内において自由に業務が行えること及び業務対象税目に財産税他2税目が追加）	11. 3 日本国憲法公布(昭22.5.3施行)
1947年/昭22		
1.31	主税局より「税務代理士許可案」を提示される	3.12 トルーマン・ドクトリンを発表
8.23	税務代理士制度調査委員会設置、第1回会合開催（会長池田勇人大蔵次官、主税局長、関係官庁及び各単位会会長を委員として構成。税務代理士制度の改正に関する事項を調査、審議）	6. 5 マーシャル・プランを発表
		8.15 インドがパキスタンを分離し独立
1948年/昭23		
5. 4	連合軍総司令部経済科学局経済課へ出張、中村専任理事、係官バロン氏と税務代理士法につき会談	1. 1 GATT発効
7. 6	公認会計士法公布（8月1日施行、計理士法廃止）	11.12 東京裁判結審
12. 1	公認会計士法の改正案を可決（税務代理士に対して公認会計士特別試験の受験資格を付与）	
1949年/昭24		
6.10	改正弁護士法公布（9月1日施行、弁護士に税務代理士資格を付与）	6. 1 国税庁、国税局設置される
6.28	シャウプ使節団来朝に伴い主税局から税制改正意見書提出方を要望され各会に通知	10. 1 中華人民共和国成立
8.27	第1次シャウプ勧告	11. 3 湯川秀樹氏がノーベル物理学賞を受賞
10. 2	税務代理士制度改正委員会発足	
1950年/昭25		
3. 1	税務代理士法改正に関し、駒井会長・中村専任理事、連合軍総司令部経済科学局第8課モンロー氏と懇談	6.25 朝鮮戦争勃発
3. 3	連合軍総司令部経済科学局第8課に再度モンロー氏をたずね懇談	7. 2 金閣寺、放火により焼失
9. 1	駒井会長、シャウプ使節団のスタンレー・S・サリー教授と税務代理士法改正に関し会談	
9.21	第2次シャウプ勧告	
1951年/昭26		
1.30	連合軍総司令部歳入課にモンロー氏を訪問、大蔵省案との相違点につき陳情	1. 3 第1回NHK紅白歌合戦放送（ラジオ放送）
2.26	税理士法案に対する意見書を、衆議院大蔵委員会、国税庁長官、主税局長に提出（～27）	
6.15	税理士法公布（7.15施行）	
6.30	日本税務代理士会連合会の改組	
10.11	日本税理士会連合会定款を大蔵省に提出	

税理士制度の軌跡 年譜

日本税理士会連合会		内外の動向
12. 8	日本税理士会連合会創立総会開催	9. 8 対日平和条約（サンフランシスコ講和条約）調印
12.18	日本税理士会連合会設立許可申請書を東京都知事を経由し大蔵大臣に提出	日米安全保障条約調印
1952年/昭27		
3.22	社団法人日本税理士会連合会が設立許可される	4.28 対日平和条約発効により主権回復
6.27	駒井重次会長が退任し、松隈秀雄東京税理士会会長が会長に就任	5. 1 皇居前広場メーデー事件
6.28	第1回通常総会開催	7.19 ヘルシンキオリンピック開催/日本代表が16年振りに参加
11.17	にせ税理士取締強化月間始まる	
11.20	「税理士界」創刊号発行	
1953年/昭28		
4.15	「税理士界」第6号発行（個人宛直送を開始）	2. 1 NHK・テレビ放送を開始
6. 5	特別公認会計士試験の3年延長についての陳情書を大蔵省理財局長、主税局長、国税庁長官、公認会計士審査会長に提出	7.27 朝鮮戦争・休戦協定調印
		8.28 民間テレビ（日本テレビ放送網）放送開始
1954年/昭29		
4. 3	衆参両院大蔵委員に公認会計士法改正に関し陳情	3. 1 ビキニ水爆「死の灰」事件
5.15	近畿税理士会の入会承認	9.26 青函連絡船・洞爺丸事故
7.21	税理士講習会開催につき国税庁長官から通知を受ける	
11. 6	国税庁「にせ税理士取締、不適格税理士排除週間」実施につき各国税局長に通達。併せて、日税連に対して協力方を要請	
12.29	毎日新聞「脱税顧問」掲載の税理士誹謗記事の取消につき申し入れ	
1955年/昭30		
1.12	毎日新聞より記事取消につき遺憾の旨表明を受ける	9.10 日本がGATTに正式加盟
8. 1	日税連事務所を千代田区神田岩本町に移転	10.13 社会党再統一
		11.15 自由民主党誕生
1956年/昭31		
3.12	税理士の強制加入制度等を含む税理士法改正案につき衆・参両院大蔵委員に陳情	9. 1 横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が初の政令指定都市となる
6.30	税理士法の一部を改正する法律が施行（書面添付制度の創設、特別税理士試験の実施、間接強制加入制度の導入等）	10.19 日ソ共同宣言
9.29	税理士会登記令公布	10.23 ハンガリー動乱勃発
10. 5	東海税理士会を最後として、全国17税理士会の設立総会終了	12.18 日本国連加盟

税理士制度の歩みと日税連の活動

日本税理士会連合会		内外の動向
1957年/昭32		
1.16	大蔵大臣宛「社団法人日本税理士会連合会の解散届」提出	1.29 南極越冬隊が南極大陸初上陸
1.24	日本税理士会連合会設立総会開催	10. 4 ソ連・人工衛星スプートニク1号の打ち上げに成功
2. 1	「税理士界」月3回発行となる（1日、11日、21日）	12.11 百円硬貨発行
2.15	社団法人日本税理士会連合会解散	
2.16	日本税理士会連合会成立（税理士法に基づく特別法人として設立）	
4. 1	税理士会員章図案公募	
7.23	第1回定期総会開催（松隈秀雄会長が退任し、高橋衛東京税理士会会長が会長に就任）	
1958年/昭33		
7. 3	「税理」発行に関する帝国地方行政学会との契約につき国税庁より承認を受ける	1. 1 欧州経済共同体設立
8.10	婦人税理士同士の会誕生（49名が参加、初代会長に加藤愛子氏）	12.23 東京タワー完工式
10.13	「法人税総合通達案重要事項に関する意見書」を関係方面に提出	
10.20	「税理」創刊号（11月号）発行	
11.26	「全国統一税理士会員章」制定	
12.15	臨時総会（会長に松宮隆東京税理士会会長を選任）	
1959年/昭34		
2.24	税理士登録番号1万台に	4.10 皇太子明仁親王殿下と正田美智子様がご成婚
9.18	「税理士会会員章」の意匠登録を出願	
10. 5	「税理士会伊勢湾台風災害義捐金」募集開始	9.26 伊勢湾台風により各地で被害
1960年/昭35		
2.11	全国税理士会会員名簿刊行	1.19 日米相互協力及び安全保障条約調印
7.22	「正副会長会」開催（従来の月例幹部懇談会の組織を変更し、「正副会長会」と改称）	6.15 安保改正阻止運動で全学連が国会乱入
		12.27 池田首相所得倍増計画を発表
1961年/昭36		
6. 8	税理士法の一部を改正する法律案が可決・成立（6.15公布、登録事務の移譲等）	4.12 ソ連・有人衛星「ボストーク1号」ガガーリン飛行士の地球一周に成功
12.11	国税庁長官から税理士名簿その他の関係簿書類を引き継ぐ	

税理士制度の軌跡 年譜

日本税理士会連合会		内外の動向
1962年/昭37		
6.30	「税理士関係法類集」刊行	4. 2 国税通則法公布（4.1に遡って適用）
7.24	第6回定期総会開催（会長に前田幸蔵東京税理士会会長を選任）	10.22 キューバ危機
9.26	資格審査会発足	
11.21	税理士制度20周年記念式典を皇太子殿下ご臨席のもと開催	
1963年/昭38		
4.25	税制調査会税理士制度特別部会が発足	6. 5 関西電力の黒部川第4発電所が完成
10.17	全国納税者政治連盟結成大会開催	11.22 米国・ケネディ大統領が暗殺される
10.30	国税庁、日税連、全国青色申告会総連合の間で「小規模納税者に対する税務指導に関する了解事項」について調印	
1964年/昭39		
3. 6	税理士法改正陳情書を関係方面に提出	9.16 気象庁富士山レーダー完成
4. 7	「税理士法改正案」閣議決定	10. 1 東海道新幹線開通
6. 8	大阪合同税理士会設立総会開催（大阪、近畿、関西、神戸、京都税理士会が合併）	10.10 東京オリンピック開催（～24）
6.19	「税理士法改正案」が一部修正のうえ、付帯決議を付され衆議院を通過、参議院に送付	
6.26	「税理士法改正案」が継続審議に	
1965年/昭40		
6. 1	「税理士法改正案」が審議未了で廃案	10. 2 朝永振一郎氏がノーベル物理学賞受賞
7.21	欧州税制度視察団出発	11.19 戦後初の赤字国債発行を閣議決定
1966年/昭41		
2.22	「税制審議会」の発会式及び第1回総会開催（会長に杉村章三郎東京大学名誉教授を選任）	2. 4 全日空機羽田沖墜落事故
6.20	日本税務協会と小企業納税者に対する税務指導の実施に関する了解事項をとり決める	4. 1 メートル法完全施行
7.20	税理士制度調査会の発会式及び第1回総会を開催（会長に薬師寺志光法政大学教授を選任）	6.25 祝日法改正（建国記念の日、敬老の日、体育の日が祝日に）
8.11	全国統一研修会始まる	
11. 1	関東信越税理士会が「税理士総奉仕の日」を実施	
1967年/昭42		
10.19	税理士制度25周年記念式典を開催	7. 1 欧州共同体（EC）発足
11. 1	「税理士総奉仕の日」を設定、全国各税理士会で実施	8. 8 東南アジア諸国連合（ASEAN）結成

税理士制度の歩みと日税連の活動

日本税理士会連合会		内外の動向
1968年/昭43		
1.10	税理士登録番号2万台に	6.26 小笠原諸島・日本返還
3.25	社会保険労務士法対策委員会開催、国会方面へ陳情	7. 1 郵便番号制度実施
5.10	社会保険労務士法案可決・成立(法第27条を修正)	8.20 ワルシャワ条約軍・チェコ侵入
10.19	「株式会社監査制度改正試案」に対する意見書を法務省民事局参事官室に提出	10.17 川端康成氏がノーベル文学賞受賞
12. 2	社会保険労務士法施行	12.10 東京府中で3億円強奪事件発生
12.10	税理士制度調査会から「わが国における税理士制度のあり方について」を会長宛答申	
1969年/昭44		
3.20	沖縄へ税理士制度調査団を派遣	1.18 東大安田講堂事件(～19)
7. 1	税理士政治連盟機関紙「税政連」創刊される	5.26 東名高速道路全面開通
7.25	第13回定期総会開催(会長に溝田澄人東京税理士会会長を選任)	7.20 アポロ11号が月面有人着陸に成功
12. 5	日税連事務所を渋谷区の新税理士会館に移転	
12.16	大蔵大臣、国税庁長官あて「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う税理士の特例に関する要望書」を提出	
1970年/昭45		
2. 3	沖縄へ税理士制度調査団を派遣	3.14 大阪万国博覧会の開催(～9.13)
2.16	第1回税務研究発表大会開催	3.31 日航機「よど号」ハイジャック事件発生
2.23	「税理士総奉仕の日」を「税理士記念日」と改称制定	八幡、富士製鉄が合併し新日本製鐵が誕生
4. 1	「税理士法逐条解説」刊行	5. 1 国税不服審判所を設置
5.22	税理士登録番号2万5千台に	8. 2 東京都内で初めての歩行者天国を実施(銀座、新宿、池袋、浅草)
7.21	「税理士界」創刊500号を達成	
8. 7	「税理士」の英訳を決定(「CertifiedPublicTax Accountant」に)	
9.30	未入会税理士の現況調査実施	
11. 1	対外広報誌「くらしと税金」創刊号発行	
1971年/昭46		
4. 1	税制審議会の組織を改組	6.17 沖縄返還協定調印
7.21	第15回定期総会開催(会長に木村清孝南九州税理士会会長を選任/立候補制採用後初の会長選挙)	7.30 全日空機雲石衝突事故
11.26	商法対策推進本部を法対策推進本部に機構改組	8.15 ニクソン・ショック(米国、金とドル紙幣の兌換を停止)
		10.26 中華人民共和国が国連加盟

税理士制度の軌跡 年譜

日本税理士会連合会		内外の動向
1972年/昭47		
2. 3	国税庁、中小企業庁、商工会との間で「税理士法施行令第14条中「商工会」に関する了解事項」を調印	2. 3 札幌冬季オリンピック開幕（～13）
5.15	沖縄の本土復帰に伴い、沖縄税理士会を本会に迎え入れた（受入税理士数57名）	2.19 連合赤軍・浅間山荘事件発生
9.26	税理士登録番号3万台に	5.15 沖縄の本土復帰
10. 2	税理士制度30周年記念式典を皇太子・同妃両殿下ご臨席のもと盛大に開催	9.29 日中国交樹立
1973年/昭48		
6.21	「税理士法改正要望書」を大蔵大臣、自治大臣あて提出	1.27 ベトナム和平協定調印
7.27	第17回定期総会（会長に添田正夫東京税理士会会長を選任）	2.14 為替レート変動相場制に移行
9.21	日本税理士政治連盟定期大会流会となる	10.17 第1次オイルショック
1974年/昭49		
6.26	「小規模納税者に対する税務扶助対策」に関する基本要綱決定	2.22 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律が成立
9.25	「税を知る週間」への参加決定	
12.21	「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項」に調印	
1975年/昭50		
1.30	「第2回税理士実態調査」を実施	7.20 沖縄海洋博覧会開幕
7.25	第19回定期総会（会長に山本義雄大阪合同税理士会会長を選任）	11.15 フランス・ランブイエで第1回先進国首脳会議を開催
10.10	会報「税理士界」を月2回（10日、25日）発行に変更	11.26 国鉄スト権スト実施
11.13	法務省民事局参事官室あて「「会社法改正に関する問題点」に対する意見書」を提出	
1976年/昭51		
3.10	公益団体等に関する税理士派遣に関する規則制定	7. 2 南北ベトナムが統一
11. 5	法務省令で戸籍・除籍の謄本・抄本の交付請求資格者に税理士が明記される	7.27 ロッキード事件で田中角栄前首相が逮捕される
1977年/昭52		
1.27	商工会「臨税」所得制限250万円に	1. 1 EC・200海里水域宣言
6. 4	西ドイツに税理士制度調査団を派遣	9.28 ダッカ日航機ハイジャック事件発生
10.26	法務省民事局参事官室あて「「株式制度に関する改正試案」に対する意見書」を提出	10. 1 安宅産業を伊藤忠商事が吸収合併
11.15	税理士制度35周年記念式典を開催	

税理士制度の歩みと日税連の活動

日本税理士会連合会		内外の動向
1978年/昭53		
2.22	税理士登録番号 4 万台に	4.18 石油税の創設
2.23	第 1 回「日税連学術研究奨励賞」の授賞式を開催	5.20 成田国際空港開港
3.22	自民党財政部会内に「税理士問題小委員会」設置される	9.12 政府税制調査会「一般消費税特別部会報告」を公表
4.10	第 1 回国税庁・大蔵省主税局と日税連間税理士法改正問題検討会開催	12.26 税制改正大綱に「一般消費税（仮称）の創設」を明記
5.26	税制議員懇話会が発足	
1979年/昭54		
1.11	商工会「臨税」所得制限300万円に	1. 1 米中国交樹立
3.13	自民党財政部会税理士問題小委員会、「税理士制度改正要綱」を決定	1.13 初の国立大学共通一次試験実施
5.11	「税理士法の一部を改正する法律案」閣議決定	1.17 第2次オイルショック
5.12	「税理士法の一部を改正する法律案」上程される	2. 1 イラン革命
6.14	「税理士法の一部を改正する法律案」国会審議の空転により会期切れ審議未了廃案となる	5. 4 英・サッチャー保守党党首が首相に就任
7. 2	法務省民事局参事官室あて「「株式会社の機関に関する改正試案」に対する意見書」を提出	10.26 韓国・朴大統領が暗殺される
11.29	「税理士法の一部を改正する法律案」が国会に再上程される	12.24 ソ連・アフガニスタン侵攻
12. 7	一部の新聞で「税政連献金問題」が報じられる	
1980年/昭55		
4. 8	改正税理士法成立（4.14公布）	7.19 モスクワオリンピック開催（～8.3）（日本、米国等が不参加）
4.25	法務省民事局参事官室あて「株式会社の計算・公開に関する改正試案に対する意見書」を提出	9.22 イラン・イラク全面戦争へ
5.15	日税政「献金」問題全員不起訴で決着	
10. 2	臨時総会開催（会則全部改正等）	
10.13	改正税理士法施行	
11. 4	山本義雄会長が逝去（11.19「日税連会葬」）	
1981年/昭56		
2. 2	改正会則（昭55.10.2改正）認可される	3. 2 中国残留孤児が初来日
5.22	「社会保険労務士法の一部改正案」が可決・成立（6.2公布）	6. 3 「商法等の一部を改正する法律」が成立
7.24	第25回定期総会開催（会長に織本秀實東京地方税理士会会長を選任）	10.16 北炭夕張新炭鉱ガス突出事故発生
9. 2	未入会税理士の第一次登録抹消を公告	
11.10	建設省計画局長、財団法人建設業振興基金理事長あて「建設業計理士検定の実施について」申入れ書を提出	

税理士制度の軌跡 年譜

日本税理士会連合会		内外の動向
1982年/昭57		
6.24	税理士審査会が「指定研修」について公告	4.14 500円硬貨発行
8.24	税理士登録番号5万台に	6.23 東北新幹線開通（大宮～盛岡駅間）
		11.15 上越新幹線開通
1983年/昭58		
4.20	税理士の広告取扱いについて緩和	4.15 東京ディズニーランド開園
10.12	通知公認会計士制度廃止	8.21 フィリピン・アキノ元上院議員が暗殺される
		9. 1 大韓航空機撃墜事件発生
1984年/昭59		
6.18	日税連事務所を港区芝浦の東芝ビル内に移転	3.18 グリコ・森永事件発生
6.20	大阪合同税理士会が「近畿税理士会」に会名変更	6. 1 第二電電設立
6.26	「白色記帳指導運営要領」を決定	11. 1 日本銀行・新紙幣発行
8.31	「第3回税理士実態調査」を実施	
9.17	財団法人日本税務研究センター設立	
10.24	法務省民事局参事官室あて「「大小会社（公開・非公開）区分立法及び合併に関する問題点」に対する意見書」を提出	
1985年/昭60		
1.25	固定資産税評価証明書の交付事務の簡素化で各税理士会に通知	3.16 国際科学技術博覧会開催（～9.16）
4.22	税理士総合データベース「国税三法稼動」記念式典開催	5. 7 男女雇用機会均等法が成立
6.27	税理士審査会が、税務専門課程税務会計特別コースの「指定研修」指定について公告	8.22 日航機・群馬県御巣鷹の山中に墜落
7.26	第29回定期総会開催（会長に飯島岱蔵関東信越税理士会会長を選任）	9.22 プラザ合意
1986年/昭61		
3.31	「特別税理士試験」廃止	2.25 フィリピン・アキノ大統領誕生
9.25	税理士登録番号6万台に	4.26 チェルノブイリ原子力発電所事故発生
10. 2	大蔵大臣、自治大臣、国税庁長官、大蔵省主税局長、自治省税務局長、税制調査会会長あて「税制改革への提言」を提出	5.15 法務省民事局参事官室、「商法・有限会社法改正試案」を公表
11. 7	法務省民事局参事官室あて「「商法・有限会社法改正試案」に対する意見書」を提出	

税理士制度の歩みと日税連の活動

日本税理士会連合会		内外の動向
1987年/昭62		
7. 1	飯島会長が不祥事の社会的・道義的責任をとって辞任	2. 3 売上税の導入を柱とする税制改正法案を閣議決定
7.22	税理士の信用回復へ常務理事会が決意表明	2. 9 NTT株上場
7.23	第31回定期総会開催（会長に片岡輝昭北陸税理士会会長を選任）	4. 1 国鉄が分割、民営化
8.31	税理士会会員数5万人を超える	4.23 議長調停により、売上税法関連法案の廃案と、税制改革に関する協議会の設置を決定
		11.29 大韓航空機爆破事件発生
1988年/昭63		
4. 1	「税理士職業賠償責任保険」がスタート	4. 1 マル優原則廃止
7.26	消費税の導入に際して、通産省・中小企業庁の「臨税」増員、税務事務処理サービス拡充構想等に対し、通産大臣に要望書を提出	12.24 消費税の創設を柱とした「税制改革6法」可決、成立
		12.30 「税制改革6法」及び関係政省令を公布
1989年/平元		
6.26	「特設の会場で行う税務相談等の実施に関する基本要綱」決定	1. 7 昭和天皇崩御、皇太子明仁親王殿下が即位
7. 6	ドイツ連邦税理士会と友好協定に調印	1. 8 元号を「平成」に改元
7. 7	「国際シンポジウム'89」開催	4. 1 消費税法施行（税率3%）
11.22	税理士制度50周年記念事業特別委員会を設置	6. 4 中国で天安門事件が起きる
		11. 9 ベルリンの壁崩壊
1990年/平2		
2.10	「税理士界」1000号に	6.22 「商法等の一部を改正する法律」が成立（6.29公布）
4. 2	有限会社ジェフター設立	8. 2 イラク軍がクウェートに侵攻、湾岸戦争に突入
10.10	イギリス、ドイツに職業会計人制度視察団を派遣	10. 3 ドイツが再統一
1991年/平3		
3.27	商法問題で「今後の商法改正に対する基本方針について」を決定	2.27 イラク軍が撤退、湾岸戦争終結
4. 2	韓国税務士会と友好親善合意書に調印	4. 1 牛肉とオレンジの輸入自由化が始まる
5.27	全国商工会連合会との間で「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」について合意	4.24 地価税法が成立
7. 1	日本税理士国民年金基金・厚生年金基金発足	5. 8 消費税法改正法案が成立
7.26	全国高等学校簿記コンクールを後援/日税連会長賞を授与	6. 3 雲仙普賢岳で大火砕流発生
8. 8	大蔵省主税局長あて「災害等による被害者に対する税制上の措置に関する緊急要望書」を提出	6.20 東北新幹線開通（上野～東京駅間）

税理士制度の軌跡 年譜

日本税理士会連合会		内外の動向
1992年/平4		
4.24	南九州会「選挙権被選挙権停止処分無効確認等請求事件」の控訴審で逆転判決	3.14 東海道新幹線で「のぞみ」運行開始
6. 5	不動産コンサルタント問題に関し、建設省の回答を了承	5. 1 国家公務員の週休2日制スタート
8.22	税理士制度50周年記念事業実施 ・「全国縦断キャラバン出発式」8月22日 ・「全国囲碁選手権大会」10月3、4日 ・「チャリティー全国ゴルフ選手権大会」10月14日	6.15 国連平和維持活動（PKO）協力法が成立
11. 6	アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会を設立	
11. 9	税理士制度50周年記念式典を皇太子殿下のご臨席のもと盛大に開催	
1993年/平5		
3.26	「税法データバンク専用センター」の設置を送り	5. 4 カンボジア・日本人文民警察官襲撃事件が発生
4.15	会報「税理士界」の月刊化を開始	5.15 Jリーグ開幕
4.21	制度部が「税理士法に関する要改正項目及びその問題点に関する報告書」を会長に提出	6. 9 皇太子徳仁親王殿下・小和田雅子様とご成婚
6. 4	会館取得特別委員会を設置	8. 9 細川内閣発足、55年体制の崩壊
7.27	第37回定期総会開催（会長に平田公敏関東信越税理士会会長を選任）	10.17 ネルソン・マンデラ、デ・クラーク両氏がノーベル平和賞を受賞
8.31	税理士会員数6万人を超える	10.28 W杯予選・ドーハの悲劇
		12.11 法隆寺・姫路城・屋久島・白神山地が世界遺産に登録
1994年/平6		
4. 1	「第4回税理士実態調査」を実施	3. 4 政治改革法案を可決
4.21	「会館取得の基本方針」を確定	4. 8 細川首相が辞任
11.10	全税共創立20周年記念式典を開催 日税研創立10周年記念式典を開催	6.27 松本サリン事件発生
		6.29 自民・社会・さきがけによる村山内閣発足
		9. 4 関西国際空港開港
		12.28 三陸はるか沖地震発生
1995年/平7		
1.18	日税連・各税理士会に義援金募集を要請	1. 1 世界貿易機関（WTO）発足
1.20	近畿会「阪神大震災救援対策本部」を設置	1. 京橋署・川崎北署でKSKシステムを試行的に導入
1.26	「兵庫県南部地震に伴う緊急要望書」を提出	1.17 阪神・淡路大地震発生
2. 6	近畿会「税金よろず相談」を開催	

税理士制度の歩みと日税連の活動

日本税理士会連合会

- 3. 9 「阪神・淡路大震災に関する税制上の取扱い等に関する緊急要望書」を提出
- 4.13 租税制度に関する寄附講座を開設
早大で講義開始（福岡大は14日）
- 9. 8 「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」を公表、各税理士会に意見照会
- 10.30 「阪神・淡路大震災に関する緊急要望書」を提出

1996年/平8

- 3.19 南九州会訴訟・最高裁で上告審判決（敗訴）
- 3.22 「日本税理士協同組合連合会」設立
- 6.24 日税連事務所を港区芝公園高橋ビルに移転
- 6.27 税法データバンク事業の新事業体移管を決定
- 7. 9 「消費税の見直しに関する意見書」を提出
- 8. 8 税理士情報ネットワークシステムが始動
- 9.30 「法人税改革に対する意見書」を提出
- 10. 3 登録時研修を各税理士会で開催
- 11.18 C S研修を実施

1997年/平9

- 3.15 「仕入税額控除の要件における「帳簿」「請求書等」の記載内容に関する見解」を公表
- 4.15 「税理士法改正に関する意見（タタキ台）の審議状況について（報告）」を公表
- 5.28 地方自治法改正案が成立/外部監査人有資格者として税理士を明記
- 6.17 税理士制度改革推進議員連盟が発足
- 7.25 第41回定期総会開催（会長に森金次郎近畿税理士会会長を選任）
- 9.29 「法人税改革に関する意見書」を提出

1998年/平10

- 1.13 税理士法改正対策特別委員会を設置
- 1.20 申告納税制度50年記念フォーラムを開催
- 4.13 自民党議連WG座長・座長補佐会議を開始
- 4.24 税理士法改正で国税庁・大蔵省主税局との勉強会を開始
- 6.16 税理士制度調査会が中間答申
- 7.23 会館建設用地の取得を決定

内外の動向

- 3.20 地下鉄サリン事件発生
- 5. 1 国税不服審判所開設25周年
- 5.16 オウム真理教・麻原彰晃を逮捕
- 8. 5 ベトナム、米国と国交を正常化

- 1.11 橋本内閣成立（村山首相退陣）
- 5.31 2002年FIFAW杯日韓共同開催決定
- 6.18 金融三法成立
- 9.29 民主党結成
- 10.20 初の小選挙区比例代表並立制総選挙を実施

- 3.22 秋田新幹線開通
- 4. 1 消費税率引き上げ（5%）
申告納税制度50周年
- 5. 1 イギリス・ブレア労働党政権発足
- 7. 1 香港、イギリスから中国へ返還
- 10. 1 長野新幹線開通
- 11. 3 三洋証券破綻
- 11.16 サッカー日本代表FIFAW杯フランス大会出場決定
- 11.17 北海道拓殖銀行破綻
- 11.24 山一証券破綻
- 12.11 地球温暖化防止京都会議で京都議定書を採択

- 2. 2 郵便番号7桁化
- 2. 7 長野オリンピック開幕（～22）
- 4. 1 日本版金融ビッグバンスタート
- 4. 5 明石海峡大橋開通
- 6. 9 中央省庁基本法成立
- 6.10 FIFAW杯フランス大会開幕
- 6.22 金融監督庁発足

税理士制度の軌跡 年譜

日本税理士会連合会

内外の動向

- 11. 3 日税連ホームページを開設
- 11.14 外部監査制度「演習型研修」を開催
- 12.16 自民党・平成11年度税制改正大綱に「税理士制度の見直し」が明記

- 7. 1 電子帳簿保存法が施行
- 10. 1 地方公共団体の外部監査制度がスタート
- 10.23 日本長期信用銀行破綻
- 12. 1 特定非営利活動促進法（NPO法）施行
- 12.13 日本債券信用銀行破綻

1999年/平11

- 1.26 日税連会館の基本方針まとまる
- 4.22 「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」を公表
- 6.16 税理士制度調査会が中間答申
- 7. 8 会館建設起工式を挙行政
- 9. 3 東京地方税理士会の分割請求を承認
- 12.16 自民党・平成12年度税制改正大綱に「税理士法改正の速やかな実現」が明記

- 1. 1 携帯電話の電話番号11桁化
欧州連合加盟国間でユーロを通貨として導入
- 3.31 大手銀行に公的資金を注入
- 6. 1 国税庁、国税局発足50周年
- 9.30 東海村JCO臨界事故発生
- 12.20 マカオ、ポルトガルから中国に返還

2000年/平12

- 1.26 「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」を公表
- 3.28 自民党議連が「税理士法改正に関する項目区分」を決定
- 4. 3 新税理士情報ネットの業務委託会社「日税連情報サービス」を設立
- 5.15 「税理士法人に関する論点整理メモ」を公表
- 6. 7 「税理士法に関する意見（タタキ台）等に関する日税連と国税庁の協議要旨」を公表
- 8.31 「税理士法人に関する日税連と国税庁の協議要旨」を公表
- 9.21 「税理士法に関する改正要望書」を決定
- 9.27 「税理士法に関する改正要望書」を国税庁長官・大蔵省主税局長に提出
- 12.14 与党・平成13年度税制改正大綱に税制改正の具体的内容として税理士制度の見直しが明記

- 1.10 ハッピーマンデー制度の最初の適用（成人の日）
- 2.13 グリコ・森永事件時効
- 3.18 台湾・総統選挙で民進党・陳水扁候補が当選
- 4. 1 介護保険制度導入
- 5. 7 プーチン・ロシア大統領が就任
- 5.14 小渕首相死去
- 5.31 第百生命破綻
- 7. 1 金融庁発足
- 7.12 そごう倒産
- 9. 2 三宅島・雄山噴火により全島避難
- 10. 8 千代田生命破綻
- 10.20 協栄生命破綻

2001年/平13

- 1.12 日本税理士会館竣工
- 2.23 日本税理士会館竣工祝賀会を開催
- 3. 9 「税理士法の一部を改正する法律案」を閣議決定、国会に提出
- 4. 2 千葉県税理士会誕生

- 1. 6 中央省庁再編による1府12省庁がスタート
- 1.20 ブッシュ・アメリカ大統領が就任
- 2.10 宇和島水産高実習船「えひめ丸」が米国原子力潜水艦と衝突

税理士制度の歩みと日税連の活動

日本税理士会連合会

- 5.25 「税理士法の一部を改正する法律」が可決・成立（6.1 公布）
- 6.15 税理士法制定50周年
- 9. 1 登録業務ネットワークシステムを導入
- 10.17 税理士法改正に伴う政・省令が公布
- 10.18 税理士法改正に伴う会則・規則を変更
- 11.21 税理士法改正に伴い諸規程を変更
- 12.11 登録事務移譲40周年

内外の動向

- 4. 1 三井住友銀行誕生
- 4.26 第1次小泉内閣発足
- 9.11 アメリカ同時多発テロ事件発生
- 11.29 KSKシステムが全国に導入される
- 12. 1 敬宮愛子内親王が誕生
- 12.19 特殊法人等整理合理化計画を閣議決定

2002年/平14

- 4. 1 改正税理士法が施行、日税連会則が認可される
- 5.22 商法改正法案可決・成立（現物出資等の財産の評価証明資格者として税理士を明記）
- 6. 6 社労士会と「税理士又は税理士法人が行う付随業務の範囲に関する確認書」を調印
- 9.15 「税理士会会員の業務の広告に関する運用指針」を公表
- 11. 6 AOTCA第1回国際コンベンションを開催（～7）
- 12.19 「中小会社会計基準」を公表
- 12.20 税理士法改正項目に関する検討内容の公表・「補助税理士と開業税理士の業務について」

- 1. 1 ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
- 4. 1 完全学校週5日制がスタート
- 5.28 経団連と日経連が統合、日本経団連が発足
- 5.31 FIFAワールドカップ大会が開幕
- 9.17 小泉首相が北朝鮮訪問
- 10.15 北朝鮮拉致被害者5人が帰国
- 11.14 アルゼンチン・世界銀行向け向債務の不履行を発表
- 12. 6 行政手続オンライン化法可決、成立

2003年/平15

- 3.25 「税理士業務処理簿」を改正（4.1 適用）旧姓使用に関する諸規程を整備、研修細則・同運用指針を制定
- 5.30 改正公認会計士法が可決・成立（6.6 公布）
- 6.20 「租税教育（租税教室）導入マニュアル」作成
- 7. 2 地方独立行政法人法が可決・成立（監事の有資格者として税理士を明記）
- 7.23 税理士法改正項目に関する検討内容の公表・「新書面添付制度について」
- 7.24 高梨昌芳日商副会頭を初の外部理事に選任
- 11.19 税理士法改正項目に関する検討内容の公表・「連結納税制度を適用している法人の書面添付等について」

- 2. 1 NASAコロンビア号、空中分解事故発生
- 3.20 アメリカ・イギリス等によるイラク進攻作戦を開始
- 3.24 「千と千尋の神隠し」がアカデミー賞を受賞
- 4. 3 SARSを新感染症に指定
- 5. 9 小惑星探査機「はやぶさ」打ち上げ
- 5.23 個人情報保護法が可決、成立
- 6.10 りそな銀行に公的資金を注入
- 12.26 米産牛肉の輸入停止

2004年/平16

- 1.16 日税連電子認証局を設置（特定認証業務を取得）
- 1.29 税理士証明書発行サービス（ICカード）の運用を開始
- 3.24 税理士法改正項目に関する検討内容の公表・「税理士法人制度」

- 1.19 自衛隊のイラク派遣を開始
- 2. 2 名古屋局管内で国税電子申告の運用開始
- 4. 1 消費税の「総額表示方式」の運用を開始

税理士制度の軌跡 年譜

日本税理士会連合会

- 3.25 「公認会計士試験規則」公布
- 4. 1 「第5回税理士実態調査」を実施
- 6.28 税理士登録番号10万を超える
- 12.17 「高校生のための租税教育講師用テキスト」作成

内外の動向

- 5.22 小泉首相が北朝鮮を再訪問、拉致被害者の家族が帰国
- 6. 1 全国で国税電子申告の運用開始
- 6. 2 イラク暫定政権発足
- 7. 1 熊野古道が世界遺産に登録
- 10.23 新潟県中越地震発生
- 11. 1 日本銀行・新紙幣発行
- 12.26 スマトラ沖地震発生

2005年/平17

- 4.21 税務支援、個人情報保護に関する会則等を整備
- 6.29 会社法が可決・成立（「会計参与制度」を創設）
- 8. 1 「中小企業の会計に関する指針」を公表

- 2.16 京都議定書発効
- 3.25 愛知万博が開幕（～9.25）
- 4. 1 e-文書法が施行
- 4. 2 中国・成都で反日デモ発生
- 4.25 JR西日本・福知山線脱線事故発生
- 10.14 郵政民営化6法案が成立

2006年/平18

- 4.25 「会計参与の行動指針」を公表
- 5. 1 会社法施行
- 12.27 省令改正により、電子申告において税理士による代理送信が実現

- 1. 1 三菱東京UFJ銀行誕生
- 1.16 ライブドアを強制捜査
- 2.25 世界の推計人口が65億人突破
- 3. 3 第1回ワールド・ベースボール・クラシック開幕（日本が優勝）
- 4. 1 新公益法人会計基準がスタート
- 6.23 村上ファンド事件発生
- 9. 6 悠仁親王が誕生

2007年/平19

- 3.31 税理士登録者数が7万人を超える
- 7. 1 「会計参与賠償責任保険」がスタート
- 7.10 税理士会員4名が初めて「国税審判官」に登用される
- 7.25 第51回定期総会開催（会長に池田隼啓近畿税理士会会長を選任）
- 7.26 公益的業務専用ホームページ「税理士パブリックサークル」を開設
- 10.29 無料相談・電話相談を公募方式によって調達することを承認

- 2.16 消えた年金記録問題が発覚
- 7. 2 石見銀山が世界遺産に登録
- 7.16 新潟県中越沖地震発生
- 8. 9 サブプライムローンに端を発した金融危機発生
- 10. 1 郵政民営化開始
- 12.13 EU加盟国リスボン条約に調印

2008年/平20

- 1. 1 改正政治資金規正法施行（税理士が登録政治資金監査人の有資格者に明記される）
- 4. 1 第2世代の電子証明書（ICカード）発行開始

- 1. 2 原油先物相場が急騰、1バレル100ドルに

税理士制度の歩みと日税連の活動

日本税理士会連合会

- 6.13 「書面添付制度」の普及・定着のための改善策で国税庁と合意
- 7.16 日税研が「税務相談室」の運用開始
- 11.19 「研修受講管理システム」の導入

内外の動向

- 1.29 中国産餃子からメタミドホスが発見される
- 5.12 四川大地震発生
- 8. 8 北京オリンピック開幕（～24）
- 9.15 米国リーマン証券経営破綻
- 9.30 ニューヨーク証券取引所、史上最大の下げ幅を記録

2009年/平21

- 3.24 「税理士情報検索サイト」の運用を開始
- 4. 1 「添付書面作成基準（指針）」を制定
国税庁「書面添付に関する事務運営指針」を一部改正
- 7.23 外部監事として山岡剛嗣弁護士を選任
- 8. 6 税理士法改正に関するPTを設置
- 11.27 「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」を公表

- 1.20 オバマ・米大統領が就任
- 3. 5 第2回ワールド・ベースボール・クラシック開幕（日本が優勝）
- 6. 1 GM破産法適用申請
- 6.11 WTO・新型インフルエンザの世界的大流行を宣言
- 8.30 衆議院選挙で民主党勝利
- 9. 1 消費者庁発足
- 9.16 鳩山内閣発足

2010年/平22

- 6.11 国税庁「書面添付に関する事務運営指針」を一部改正
- 6.24 「税理士法改正に関する意見（案）」を公表
- 8. 5 民主党・税理士制度推進議員連盟総会を開催
- 8.30 「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」を公表
- 9. 9 「税理士法改正特別委員会」を設置
- 10. 6 「税理士実態調査・予備調査」を実施
- 12. 1 「一般社団法人日税連税法データベース」設立
- 12.16 平成23年税制改正大綱に「税理士法制度について検討を進める」ことが明記される

- 1.12 ハイチ地震発生
- 4.14 アイスランド・エイヤフィヤトラヨークトル火山が噴火
- 4.20 宮崎県で牛の口蹄疫が発生
- 5.11 イギリス・キャメロン保守党政権発足
- 6. 8 鳩山首相辞任・菅内閣発足
- 6.11 FIFAワールドカップ南アフリカ大会開幕
- 6.13 小惑星探査機「はやぶさ」地球に帰還・カプセルを回収
- 9. 7 尖閣諸島・中国漁船衝突事件発生
- 11.13 ミャンマー政府がアウンサンスーチー氏を解放
- 12. 4 東北新幹線全線開通

2011年/平23

- 1.19 租税教育で国税庁と懇談
- 2.24 「税理士会」ロゴデザインを制定
- 3.12 東日本大震災・「納税申告書の提出期限の延長等に関する緊急要望書」を提出

- 1.14 チュニジア・ジャスミン革命発生
- 2. 1 ヨルダン・国王が首相を更迭
- 2.11 エジプト・ムバラク大統領辞任（エジプト騒乱）
- 2.22 カンタベリー地震発生

税理士制度の軌跡 年譜

日本税理士会連合会

- 3.23 「東日本大震災救援対策本部」を設置
義援金の募集を開始
- 3.29 自民党、民主党に対し「東北地方太平洋沖地震
に関連する要望事項」を提出
- 6.28 「税理士法改正に関する意見（案）」を報告
- 6.30 税理士法改正で国税庁・財務省主税局との勉強
会を開始
- 7.22 東日本大震災義援金を被災会・中央共同募金会
に贈呈
- 7.28 「日税連成年後見支援センター」が発足
- 8. 8 「東日本大震災に関する税制改正要望」を提出
- 11.16 「租税教育推進関係省庁等協議会」が発足
- 11.26 東日本大震災「全国無料税務相談」を全国80会
場で実施（～27）
- 12.10 平成24年税制改正大綱に「税理士制度の見直し
に向けた検討を進める」ことが明記される

内外の動向

- 3.11 東日本大震災発生
- 3.12 九州新幹線全線開通
- 4.12 福島第一原発事故レベル7に引
き上げ
- 4.27 震災特例法が施行
- 5. 2 アルカイダ、ビン・ラディン容疑
者が殺害される
- 6.26 FIFA女子W杯ドイツ大会開幕（日
本が優勝）
- 9. 1 台風12号により各地で被害発生
- 10.20 リビア・カダフィ大佐死亡
- 12.17 金正日北朝鮮国防委員長（労働
党総書記）死去

2012年/平24

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1.17 東日本大震災「コールセンター」を設置（近畿会） | 2.29 東京スカイツリーが竣工（5.22
開業） |
| 2. 1 日本税務研究センターが公益財団法人に移行
「中小企業の会計に関する基本要領」が公表さ
れる | 7.27 ロンドンオリンピック開幕（～
8.12） |
| 2. 4 被災者に対する無料税務相談を実施（～5・仙
台市） | 9.15 中国全土で尖閣諸島国有化に反
発する反日デモが発生 |
| 4.26 「租税教育推進部」を設置 | 10. 8 山中伸弥京都大学教授がノーベ
ル生理学・医学賞を受賞 |
| 6.28 「税理士制度に関する勉強会における論点整理
メモ」を公表 | 11. 6 米大統領選挙でオバマ大統領が
再選 |
| 9.26 「税理士法に関する改正要望書」を決定 | 11.15 第18回中国共産党大会で習近平
総書記を選出 |
| 9.27 「税理士法に関する改正要望書」を国税庁長官、
財務省主税局長に提出 | 12.16 衆議院選挙の結果、自民党が与
党に返り咲く |
| 11. 5 税理士制度70周年記念式典を常陸宮同妃両殿下
のご臨席のもと盛大に開催 | 12.19 韓国大統領選挙で与党・セヌリ党
の朴槿恵候補が勝利 |
| 11.12 「税理士法に関する改正要望書（平成25年度改
正要望項目）」を取りまとめ、各党税理士制度議
員連盟に対して要望 | 12.26 安倍晋三自民党総裁が内閣総理
大臣に就任 |

平成5年から平成24年までの歩み

平成5年(1993年)

非自民政権の誕生／税制の抜本改革に対応

内外の動き

5月4日、国連カンボジア暫定統治機構に派遣されていた日本人文民警察官が移動中に襲われ、1人が死亡、4人が重軽傷を負った。

国内では、3月6日、金丸信元自民党副総裁が所得税法違反容疑で逮捕され、また、ゼネコンによる政界への闇献金事件が発覚したことも重なり、政治改革論議が高まりをみせた。これに対して、自民党執行部から、政治改革関連法案を先送りする考えが示されたことから野党は反発し、6月18日、宮沢内閣の内閣不信任案が上程され、可決された。

宮沢首相は直ちに衆議院を解散したが、自民党の獲得議席数は、選挙前の勢力を維持したものの、単独過半数には達しなかった。これを受けて、新生党・社会党・公明党・民社党・社民連・民革連・日本新党・新党さきがけによる非自民政権である細川内閣が8月9日に成立した。

関税貿易一般協定・新多角的貿易交渉(ガット・ウルグアイ・ラウンド)の農業交渉では、これまで厳しい折衝が続けられてきたが、12月15日の最終交渉期限を目前にした12月7日に議長から調停案が提出された。政府は、

12月14日に調停案の受入れを決断し、コメに関する貿易の国内市場を部分開放することに合意した。

一方、社会面では、6月9日に皇太子徳仁親王殿下と小和田雅子様との結婚の儀が挙行された。また、12月11日に、法隆寺、姫路城、屋久島、白神山地が、日本で初めてユネスコの世界遺産に登録された。

スポーツ面では、5月15日に華々しくJリーグが開幕した。翌年の、FIFAワールドカップ・アメリカ大会の出場を目指していたサッカー日本代表は、10月28日、カタールのドーハで行われたアジア地区最終予選の対イラク戦で、ロスタイムに失点し、ワールドカップへの初出場を逃した。

日本税理士会連合会

10月12日、大蔵大臣、自治大臣、国税庁長官、大蔵省主税局長、自治省税務局長及び税制調査会会長に対して「平成6年度の税制改正に関する建議書」を提出するとともに、連立与党政策幹事会、自由民主党税制調査会に対しても要望書として提出した。

一方、政府税制調査会では、平成6年度の税制改正審議に先駆け、9月21日に総会

平成5年から平成24年までの歩み

を開催し、所得税の減税を始め直間比率の是正など税制の抜本改革についての審議が進められたことから、その審議における問題点を「平成6年度税制改正に関する補足説明」として取りまとめ、11月19日に関係省庁及び連立与党政策幹事会等に提出した。

日税連会報「税理士界」については、これまで、毎月10日、25日の月2回を発行してきたが、郵送料の節減費用を対外広報に用いることを目的として、平成4年4月より、会報の月刊化を1年間試行的に実施してきた

が、月1回の発行でも会員に対する情報提供の面で特段の支障がないことから、平成5年4月より、毎月1回、15日に会報「税理士界」を発行することとした。

ところで、日本税理士会連合会の会員数は、平成5年8月末日で6万人を超えた。会員数が5万人を突破したのは、昭和62年8月のことであり、6年間で1万人が増加したこととなる。会員数が3万人を突破したのは昭和51年11月であり、約17年で会員数が倍増した。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

本書に添付しているCD-ROMに、「税理士制度50年の歩み(税理士制度50周年記念誌『the RELIANCE』抜粋／昭和17年～平成4年)」を収録しています。本書とともにご活用ください。

平成5年から平成24年までの歩み

平成6年(1994年)

自社さ政権の誕生／会館取得基本方針を決定

内外の動き

4月に南アフリカ共和国で初めての全人種参加選挙が実施され、ネルソン・マンデラ氏が大統領に就任した。

国内では、改正政治資金規正法、改正公職選挙法、衆議院議員選挙区画定審議会設置法、政党助成法の政治改革4法についての国会審議が難航し、1月21日の参院本会議で否決され、両院協議会に持ち込まれた。直後に、細川首相と河野自民党総裁とのトップ会談により、政治改革4法について修正成立させることが合意され、1月29日、合意案は両院協議会で可決され、政治改革4法は3月4日に成立し、政治改革が実現した。

4月8日、国民福祉税構想の撤回や東京佐川急便グループからの借入金問題により細川首相が辞意を表明し、4月25日、羽田内閣が成立した。この過程で、新党さきがけが連立を離脱し、さらに、新生党、日本新党、民社党各党が統一会派「改新」を作ったことを受けて、社会党が連立政権から離脱したことから、羽田内閣は6月25日に総辞職を表明した。

改新、公明党は、海部俊樹元首相を後継首相に擁立したが、6月29日の首相指名選挙

により村山富市社会党委員長が第81代内閣総理大臣に指名され、自民党、社会党、新党さきがけの3党連立による村山内閣が成立した。

税制については、11月25日、「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」が成立し、平成9年4月1日から、消費税率の1%引上げと、これに、新たに創設された地方消費税1%を加え、消費税率等を5%に引き上げることを決定した。

一方、社会面では、9月4日に関西国際空港が開港した。また、年末の、12月28日、青森県八戸市沖を震源とするマグニチュード7.6の三陸はるか沖地震が発生し、震源地の青森県を始め各地に大きな被害をもたらした。

日本税理士会連合会

かねてよりの懸案事項であった、日本税理士会連合会の機能強化と税理士会員及び税理士業界のシンボルとしての日税連会館取得問題については、平成5年6月4日に片岡会長を委員長とする会館取得特別委員会を設置し、具体的物件の調査を実施するとともに、会館取得の形態と取得資金、会館取得資金調

平成5年から平成24年までの歩み

達費用と取得後の維持管理費用等について試案をまとめ、「日税連会館取得構想（案）」として、正副会長会に提示した。

一方で、財団法人日本税務研究センターをはじめとして、関連団体との協議を進めるとともに、東京税理士会との会館の共同化についても協議を行った。

その後、2月22日の正副会長会において、会館取得のための具体案を作成し、日税連の機関決定の促進に資するために決定しなければならない基本事項として、①会館取得の是非に関する意思決定について、②会館取得に必要な諸施策の実施について、③会館取得資金調達費用（利息等）と取得後の維持管理費用に要する資金調達のための会費増額について、④会館取得関連費用の特別会計による処理について、⑤会館取得資金の調達について、⑥具体案の策定作業の推進についての6項目が上程され、常務理事会の議決事項とする協議決定を行った。

これを、3月24日の常務理事会、翌25日の理事会において審議したところ、会館取得に関する6項目のうち、①、②、⑥の3項

目について議決し、③、④、⑤の3項目については報告事項にとどめた。

次いで、4月20日の常務理事会、翌21日の理事会において、会館取得に関する基本方針のうち、継続事項となっていた、③会館取得資金調達費用（利息等）と取得後の維持管理費用に要する資金調達のための会費増額について、④会館取得関連費用の特別会計による処理について、⑤会館取得資金の調達について、の3項目について審議し、追加決定した。なお、増額会費の金額については、当初の予定どおり年額6,000円であることが確認された。

平成6年1月1日付の税理士会員（60,632人）を対象として「第4回税理士実態調査」を実施し、45.3%の回答を得た。この結果については報告書として取りまとめるとともに、会報に掲載し、会員に公表した。

11月10日、全国税理士共栄会と財団法人日本税務研究センターが、帝国ホテルで、全税共創立20周年と日税研創立10周年の記念式典を開催した。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成7年(1995年)

阪神・淡路大震災の発生／日税連の震災対応

内外の動き

1月1日、GATT（ガット）ウルグアイ・ラウンドにおける合意により、1994年4月に締結されたマラケシュ協定に基づき、GATTを発展解消させる形で世界貿易機関（WTO）が設立された。

国内では、1月17日午前5時46分、淡路島北部沖の明石海峡を震源とするマグニチュード7.3の阪神・淡路大震災が発生した。兵庫県を中心に大阪府、京都府など近畿圏の広域にわたって大きな被害を受け、特に震源に近い神戸市市街地（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区）と淡路島北部（北淡町、一宮町、津名町）では甚大な被害を受けた。

この災害は、死者6,434人、負傷者43,792人という極めて深刻な被害をもたらした。住宅被害については、全壊が約104,906棟、半壊が144,274棟、一部損壊が390,506棟にのぼり、また、火災被害は全焼7,036棟、焼損7,574棟に達するなど、被害総額は10兆円に及んだ。

3月20日午前8時頃、東京都内の帝都高速度交通営団（現在の東京地下鉄株式会社）の丸ノ内線、日比谷線、千代田線の地下鉄車

内で、オウム真理教によって、化学兵器として使用される神経ガスサリンが散布され、死者13人、負傷者約6,300人の被害者を出した同時多発テロ事件が発生した。この事件は、大都市で一般市民に対して化学兵器が使用された初めての事件であり、世界中に大きな衝撃を与えた。

事件発生から2日後の3月22日、山梨県西八代郡上九一色村（現南都留郡富士河口湖町）など全国25箇所の教団施設に対して強制捜査が行われ、事件への関与が判明した教団の幹部クラスの信者が逮捕されて事件の全容が明らかになり、5月16日、オウム真理教・麻原彰晃教祖が事件の首謀者として逮捕された。

税制面では、税務行政の高度化・効率化を図り、適正・公平な課税の実現を目指し、地域や税目を超えて情報を一元的に管理することを目的として、1月から、東京国税局管内の京橋税務署及び川崎北税務署で、次いで、11月から仙台国税局管内の福島税務署及び白河税務署でK S K（国税総合管理）システムが試行的に導入された。

また、昭和45年5月1日に発足した国税不服審判所が開設25周年を迎えた。

平成5年から平成24年までの歩み

日本税理士会連合会

1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、近畿税理士会では、会員4人が死亡するなど、多くの会員が甚大なる被害を受けた。

近畿税理士会では、直ちに会員に対する安否確認を行うとともに、阪神大震災救援対策本部を立ち上げ、被災地域における税金よろず相談や被災納税者のための広域申告相談を実施した。

一方、日税連では、1月18日付で各税理士会を通じて義援金の募集について働きかけを行い、全国の税理士会員に支援を呼びかけるとともに、阪神大震災対策室を設置し、近畿税理士会との緊密な連携を図りながら、1月25日に、国民金融公庫総裁に対して「兵庫県南部地震に関する融資等緊急特別措置の要望書」を、翌26日に、大蔵大臣、国税庁長官及び大蔵省主税局長に対して「兵庫県南部地震に伴う緊急要望書」を提出した。

次いで、3月9日には、大蔵大臣、自治

大臣、国税庁長官、大蔵省主税局長及び自治省税務局長に対して、「阪神・淡路大震災に関する税制上の取扱い等に関する緊急要望書」を提出した。

さらに、10月30日には、国税庁長官、大蔵省主税局長及び自治省税務局長に対して「阪神・淡路大震災に関する緊急要望書」を提出した。

このほか、平成6年12月28日に発生した三陸はるか沖地震及び阪神・淡路大震災の被災会員に対する変更登録手数料の免除等の特例措置を講じた。

また、将来社会の第一線で活躍する大学生に対して、①税制と税理士制度に対する理解と認識を深め正しい知識を習得すること、②租税制度に関する研究心を喚起すること、③税理士を目指す学生を育成することを目的として、平成7年4月から、福岡大学法学部と早稲田大学法学部において寄附講座を開設した。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成8年(1996年)

住専への公的資金投入／税制改革への対応

内外の動き

バブル期に不動産・建設向け融資を膨らませていた住宅金融専門会社は、バブル崩壊により、地価上昇の土地神話が崩れて経営が悪化した。平成7年6月に行われた大蔵省の立入調査では、住専7社全体で、損失が6.4兆円と総資産の半分に達することが判明し、その損失をどう処理していくかが急務となっていた。

政府は、平成7年12月19日に「住専問題の具体的な処理方策について」を閣議決定し、①6.4兆円の損失については、基本的には「修正母体行主義」によりつつ母体行と一般行並びに農林系金融機関がそれぞれ債権放棄（母体行3.5兆円、一般行1.7兆円）により分担し、農林系金融機関の負担能力（5,300億円）を超える6,850億円については公的資金投入を行う、②農林系の共同住宅ローンを除く住専7社は実質的に倒産・消滅させる、③このため、預金保険法を改正し、預金保険機構の子会社として「住専処理機構」（後に「住宅金融債権管理機構」と改称）を新設し、住専7社の資産をこれに譲渡させ、その債権回収に当たらせる。また、預金保険機構に国が出資して設置する緊急金融安

定化基金と日銀・民間金融機関が出資して設置する金融安定化拠出基金とからなる住専勘定を設けて住専処理機構の業務の資金支援に当たらせることを決定した。

さらに、1月30日には「住専処理方策の具体化について」を閣議了解し、住専から譲り受けた債権の回収に伴い将来発生する可能性のある2次損失について2分の1を限度として追加的財政支出を行うことを決定した。

以上の方針を受け、政府は、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案」を2月9日に国会に提出した。

しかし、不動産投機に失敗し経営破綻した住宅金融専門会社の不良債権処理に税金を投入することに国民から多くの批判が巻き起こり、また、野党は予算に反対するなど国会審議は紛糾したが、6月18日、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」は可決・成立し、住宅金融債権管理機構が設立された。

スポーツ面では、5月31日、2002年FIFAワールドカップの日韓共同開催が決定した。

平成5年から平成24年までの歩み

日本税理士会連合会

平成9年4月1日より、消費税率が5%に引き上げられることから、これに先立って、これに伴う問題点を指摘した「消費税の見直しに関する意見書」を取りまとめ、7月9日、国税庁長官、大蔵省主税局長、自治省税務局長及び税制調査会会長に提出した。

一方、政府税制調査会では、平成7年10月に法人課税小委員会を設置し、法人課税の見直しについて検討を進めていたことから、これに対応するため、「法人税改革に関する意見書」を取りまとめ、9月30日、大蔵大臣、自治大臣、国税庁長官、大蔵省主税局長、自治省税務局長及び税制調査会会長に対して、「平成9年度の税制改正に関する建議書」とともに提出した。

また、会員に対する研修の充実を図るため、新入会員に対して全国统一内容で、税理

士制度、関連法規（憲法、行政法、民法、商法、争訟法）、租税法概論を研修科目として2日間で履修する、「登録時研修」を10月3日の東海税理士会を皮切りに、全国の税理士会で実施した。

さらに、高度情報社会の進展に対応し、マルチメディアを活用した全国規模の研修に関する試みとして、CS（通信衛星）を利用した研修を、11月18日に試験的に実施した。

全国の税理士協同組合との連携を図り、ともに発展するための全国的な組織の必要性が求められていたことから、3月22日、中小企業等協同組合法に基づく協同組合連合会として、全国11税理士協同組合と3税理士協同組合連合会が加盟して、日本税理士協同組合連合会が発足した。なお、初代理事長には惣洞和子氏が就任した。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成9年(1997年)

相次ぐ金融機関の破綻／外部監査制度の導入

内外の動き

11月3日、かねてより経営に問題があると指摘されていた、準大手の三洋証券が会社更生法の適用を申請し、倒産した。証券会社としては戦後初めての倒産であった。

11月16日、マレーシアのジョホールバルで行われたFIFAワールドカップ・フランス大会のアジア地区最終予選第3代表決定戦で、日本代表は、イラン代表と対戦し、岡野雅行の劇的なゴールで勝利して、ワールドカップ本大会初出場を決めた。

翌17日、三洋証券倒産による金融市場の収縮の余波を受け、バブル景気崩壊に伴う不良債権の増大によって資金繰りが悪化していた北海道拓殖銀行が自主再建を断念して破綻し、第二地方銀行である北洋銀行に営業権を譲渡した。これは、日本で最大規模の銀行の倒産であり、都市銀行で初の破綻であった。

次いで、総会屋への利益供与事件による役員の逮捕や損失隠しのための「飛ばし」による2,000億円の含み損の発覚等により経営が悪化し、株価が下落していた山一證券が11月24日に自主廃業を行った。

これらの大型金融倒産の影響は大きく、特に山一證券が倒産する中、富士銀行や安田信

託銀行をはじめ、安田火災、大成建設など芙蓉グループ全体の信用力が低下したとの印象が広がった。

その後も、金融破綻の連鎖は続き、11月26日には、宮城県の第二地方銀行である徳陽シティ銀行が倒産し、また、栃木県の足利銀行や和歌山県の紀陽銀行など経営が危ないと噂された銀行に対して預金者が払出しを求めて長蛇の列を作る「取り付け騒ぎ」が各地で発生した。

社会面では、3月22日に秋田新幹線が、10月1日には長野新幹線が開通した。

また、4月1日に、昭和22年に我が国に申告納税制度が導入されてから50周年を迎えた。

海外では、1984年12月19日の英中共同声明に基づき、7月1日、香港の主権が中国に返還された。返還後は、いわゆる1国2制度に基づき、2047年まで社会主義政策が実施されないこととされた。

日本税理士会連合会

3月11日に閣議決定された「地方自治法の一部を改正する法律案」において、外部監査制度の導入が決定されたが、外部監査人の

平成5年から平成24年までの歩み

有資格者から税理士が除かれていたことから、税理士会を挙げて運動を行った結果、委員会修正として税理士も有資格者に含まれることとなった。

5月28日に成立した「地方自治法の一部を改正する法律」において、地方公共団体が外部監査契約できる者として税理士が明記され、これを受けて、9月25日、会長の私的研究会として「地方自治体外部監査研究会」を設置し、地方公共団体の外部監査制度の研究に努めるとともに、税理士の立場からの監査マニュアルの策定等について検討を進めた。

税制改正については、平成9年4月1日より消費税率が引き上げられることから、仕入税額控除の要件となる帳簿、請求書等の保存に関して国税庁と折衝を行ったところ、国税庁では、平成8年9月5日付で、「仕入税額控除の要件における『帳簿』の記載内容について」を公表し、日税連に対しても通知があった。この取扱いについてなお疑問点が指摘されたことから、調査研究部において疑問点の抽出を行い、これをもとに国税庁と折衝を重ね、その結果を国税庁の了解を得て、「仕入税額控除の要件における『帳簿』『請求書等』の記載内容に関する見解」として取りまとめ、会報(3月15日号)に掲載し、公表した。

税制改正への対応として「平成10年度の税制改正に関する建議書」を、また、平成8年11月26日に政府税制調査会が「法人課税小委員会報告」を公表したことから、課税ベースの問題を中心に法人課税のあり方について検討を行い、「法人税改革に関する意見書」として取りまとめ、9月29日、大蔵大臣、自治大臣、国税庁長官、大蔵省主税局長、自治省税務局長及び税制調査会会長に対して提出した。

税理士法改正については、会報(平成7年10月15日号)に「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」を公表し、平成8年3月末日を期限として、各税理士会に対して意見照会を行うとともに、財団法人日本税務研究センターに対して税理士制度に関する委託研究を行い、各税理士会からの意見及び財団法人日本税務研究センターからの検討報告書を踏まえて検討を行い、その結果を、会報(平成9年4月15日号)に、「税理士法改正に関する意見(タタキ台)の審議状況について(報告)」として公表した。

その後、6月17日、自由民主党・税理士制度改革推進議員連盟が設立され、また、11月20日、国税庁長官に対して税理士法改正のための勉強会設置の申入れを行った。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成10年(1998年)

長銀・日債銀の一時国有化／税理士法改正への対応

内外の動き

スポーツでは、2月7日から2月22日まで、長野オリンピックが開催された。日本ジャンプ陣の日の丸飛行隊をはじめとする日本選手陣が大活躍し、日本代表は、冬季五輪史上最多となる、金メダル5個、銀メダル1個、銅メダル4個の計10個のメダルを獲得した。

また、6月10日から7月12日にかけて、ワールドカップ・フランス大会が開催された。大会初出場の日本は、グループリーグで敗退した。地元開催国のフランスが初優勝を果たした。

国内では、4月1日に日本版金融ビッグバンがスタートし、6月22日に大蔵省から分かれ、総理府の外局として金融監督庁が設置された。

大企業の銀行離れやバブル期に不動産融資に走り、巨額の不良債権を抱え経営悪化が噂されていた日本長期信用銀行に対する救済問題が浮上した。日本長期信用銀行の救済については、7月から開催された臨時国会、いわゆる「金融国会」における最大の課題であったが、9月25日、自由民主党は金融再生関連法の民主党案を丸呑みし、10月12日に金融再生法が、続いて、10月16日に早期健全

化法が成立した。

これを受けて、日本長期信用銀行は、10月23日、政府に対して、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第68条第2項に基づく申出を行い、翌24日に、政府は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第36条に基づき、特別公的管理を開始する」旨の決定を行い、同行の特別公的管理下・国有化が決定した。

続いて、12月9日に中央信託銀行との提携を発表したばかりの日本債券信用銀行が、金融監督庁検査において実質2,700億円の債務超過が認定され、12月13日、金融再生法により、日本債券信用銀行の特別公的管理下・国有化が決定した。

日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の一時国有化は、金融行政の信頼回復に向けて、これまで続いた「護送船団行政との決別」となった。

社会面では、2月2日より、郵便番号の7桁化が実施された。また、4月5日に明石海峡大橋が開通した。

税制では、法人税率の引き下げ、課税ベースの見直し（貸倒引当金の法定繰入率の廃止、賞与引当金の廃止、退職給与引当金の縮

平成5年から平成24年までの歩み

減、建物減価償却における定率法の廃止等)を柱とする法人税法の改正が行われた。

日本税理士会連合会

税理士法改正については、1月13日、税理士法改正対策特別委員会を設置し、行政当局や自由民主党への対応に関する諸活動を行った。平成9年12月10日に、自由民主党・税理士制度改革推進議員連盟総会で設置が決定されたワーキンググループ全体会議を3月25日に開催するとともに、4月13日よりワーキンググループ座長・座長補佐会議を開催し、「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」について説明を行った。

一方、4月24日より、日税連、国税庁及び大蔵省主税局との「税理士制度に関する勉強会」が開催され、日税連からの要望事項にとどまらず制度全般について検討を行った。

その結果、12月16日、自由民主党「平成11年度税制改正大綱」において、検討事項として、「税理士制度の見直しを検討する」ことが記載された。

地方公共団体の外部監査制度については、3月25日、「地方公共団体外部監査対策室」を設置し、外部監査基準及びマニュアルの検討、税理士選任の推進、統一的研修の実施等について検討を行い、研修用統一テキストとして、「普通地方公共団体の外部監査制度」を発行したほか、各税理士会において外部監査制度に関する指導的役割を担い得る会員の養成を目的として、6月8日から5日間にわたり、「地方公共団体外部監査制度研修会」を開催した。

また、外部監査制度の概論に関する「制度普及型演習」を各税理士会が、外部監査の業務に関する「演習型研修」を日税連が分担して行うこととし、11月14日、15日の両日、外部監査制度「演習型研修」を開催した。

なお、10月1日より地方公共団体の外部監査制度が実施されることを踏まえて、都道府県知事・政令指定都市市長・中核都市市長に対して、「普通地方公共団体の外部監査人への税理士の選任方について」の依頼文書を提出した。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成11年(1999年)

大手銀行への公的資金投入／会館建設起工式の開催

内外の動き

海外では、1月1日、欧州連合が市場統一の理想と経済圏拡大を掲げて、単一通貨ユーロの導入を行った。導入時は、ドイツ、フランス、イタリア等11か国で始まり、当初は決済用仮装通貨としてのスタートだった。

国内では、携帯電話、自動車電話及びPHSがコミュニケーションツールとして定着し、全国で4,498万契約にまで増加したことから、10桁のままでは、早晚番号が不足することが予測されていた。このため、1月1日午後2時より、更なる加入者の増加への対応と、新しい電話番号割当てを可能とするため、携帯電話の電話番号11桁化が実施された。

平成10年12月15日に設立された金融再生委員会は、平成11年3月期までに大手銀行の不良債権問題を処理すること、平成13年までに揺るぎない競争力を持った金融システムを再構築することの2点を「運動の基本方針」に掲げ、大手銀行に対する公的資金注入によって金融システムの安定化を図ることを目指していた。

当初、民間銀行経営への政府介入を断固拒否していた東京三菱銀行を別にすれば、大手

銀行の殆どは、公的資金注入によって経営責任を問われることを恐れ、申請額も最大で5,000億円程度に留まっていた。

その後、日本長期信用銀行に対する金融再生法第36条に基づく事実破綻認定や日本債券信用銀行に対する特別公的管理決定に伴い、「護送船団方式からの決別」へと金融当局のスタンスも変化し、また、健全行であるはずの大手銀行の間にも、いち早い不良債権処理の解決と再編を含めた生残り戦略を模索するためには、公的資金の注入増額はやむを得ないとの機運が高まっていった。

3月4日、大手銀行15行は、7兆4,592億円の公的資金を正式に申請し、同月14日に注入条件とともに公的資金注入が正式決定され、同月31日には、整理回収銀行による優先株・劣後債の購入という形で公的資金が投入された。

また、9月30日、茨城県那珂郡東海村の住友金属鉱山の子会社、株式会社JCOの核燃料加工施設内で、核燃料加工中にウラン溶液が臨界状態に達して核分裂連鎖反応が発生した。これにより、至近距離で中性子線を浴びた作業員2名が死亡し、周辺住民を含め667名が被爆した。

平成5年から平成24年までの歩み

税制では、昭和24年6月1日に国税庁、国税局が設置されてから50周年を迎えた。

日本税理士会連合会

会館建設については、3月25日の理事会決定に基づき、施工業者の選定を進め、7月2日、鹿島建設株式会社との間で工事請負契約を締結し、7月8日、会館建設の起工式を行った。

会館に入居する関連団体として、会館本来の目的及び機能等を勘案し、日本税理士政治連盟、日本税理士協同組合連合会、財団法人日本税務研究センター、日本税理士国民年金基金、日本税理士厚生年金基金、全国税理士共栄会、日本税理士共済会及び有限会社ジェフターの8団体を決定するとともに、その配置及び賃貸床面積を決定した。

税理士法改正については、日税連、国税庁

及び大蔵省主税局との「税理士制度に関する勉強会」における議論の経過が、4月22日、「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」として公表された。

一方、自由民主党・税理士制度改革推進議員連盟への対応については、同議員連盟を通じて、自由民主党財政部会及び税制調査会に働きかけを行った結果、12月16日、自由民主党「平成12年度税制改正大綱」において、検討事項として、「税理士法改正の速やかな実現を目指して検討を進める」ことが明記された。

また、平成15年度からの導入開始が検討されている電子申告制度について、有識者からの意見聴取の場として国税審議官が主宰する「申告手続の電子化等に関する研究会」が設置され、2月23日に、日税連に対するヒアリングが行われた。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成12年(2000年)

介護保険制度の導入／税理士法改正の進展

内外の動き

海外では、3月18日、台湾の総統選挙で民主進歩党の陳水扁候補が勝利し、5月20日、第10代総統に就任した。これは、国民党から民主進歩党への政権交代であり、半世紀に及ぶ国民党支配体制を民主的選挙によって終焉させた。

一方、ロシアでは、平成11年12月31日に、健康上の理由で引退を宣言したエリツィン大統領に大統領代行に指名されたプーチン候補が大統領選挙で当選し、5月7日、ロシア大統領に就任した。

国内では、高齢化や核家族化の進展により、要介護者を社会全体で支えることを目的として、4月1日、介護保険制度が導入された。導入当初、新たな負担増に対する世論の反発を避けるため、保険料の年間徴収が凍結され、10月から半額徴収、翌平成13年10月から全額徴収という形で開始された。

また、週休2日制が広まる中、月曜日を休日にすることによって、土曜日・日曜日と合わせて3連休とし、余暇を楽しんでもらおうとする趣旨で「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」（平10法律第141号）が制定され、成人の日が1月の第2月曜日、

体育の日が10月の第2月曜日となり、本年1月10日から初めて適用された。

社会面では、昭和59年及び昭和60年に、京阪神を舞台として、江崎グリコ、丸大食品、森永製菓等が標的とされた企業脅迫事件、いわゆる「グリコ・森永事件」の時効が2月13日に成立した。この事件は警察庁広域重要指定事件としては、初めて犯人を検挙出来ない未解決事件となった。

経済では、阪神・淡路大震災による神戸店の被災や出店計画の拡大による多額の負債を抱え、7月12日、そごうが小売業としては日本最大の負債を抱えて民事再生法の適用を申請し、事実上倒産した。

また、株価の下落に伴う運用株式の評価損や融資先の不良債権処理問題等による経営悪化により、平成11年5月31日に第百生命が、次いで、6月4日に東邦生命が、10月8日に千代田生命が、そして、10月20日に協栄生命が相次いで破綻した。

日本税理士会連合会

長年の懸案である税理士法改正の実現を目指して、行政当局及び自由民主党への対応等に関する諸活動を積極的に推進した。

平成5年から平成24年までの歩み

行政当局への対応については、日税連、国税庁及び大蔵省主税局との「税理士制度に関する勉強会」における議論の経過が、1月26日、「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」として公表された。

その後、3月29日をもって同勉強会が終了したことから、引き続き国税庁との協議を進め、5月15日に、「税理法人に関する論点整理メモ」、6月7日に、「税理士法改正に関する意見（タタキ台）等に関する日税連と国税庁の協議要旨」、8月31日、「税理法人に関する日税連と国税庁の協議要旨」としてそれぞれ公表されるとともに、3者の勉強会の成果及び国税庁との協議結果を踏まえて、「税理士法に関する改正要望書」として取りまとめ、9月21日の理事会承認を経て、9月27日、国税庁長官及び大蔵省主税局長に提出した。これを受けて、国税庁では、13項目からなる「税理士制度改正要望書」を作成し、12月7日、大蔵省主税局に提出した。

一方、与党への対応については、自由民主党・税理士制度改革推進議員連盟において、「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」の21項目について、法改正事項と検討事項とに整理した「税理士法改正に関する項目区分」を作成し、3月28日開催の同議員連盟

総会でこれを承認するとともに、大蔵省主税局長、国税庁長官に提示した。

次いで、9月20日の同議員連盟総会において、「税理士法改正要望項目」（15項目）が決定されたことから、公明党及び保守党に対して、税理士法改正の早期実現について働きかけを行った。

その結果、12月14日、与党「平成13年度税制改正大綱」において、「13税理士制度」として、「納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、税理士法人制度や税務訴訟において税理士が補佐人となる制度の創設、税理士試験制度の見直し等所要の措置を講じる」ことが明記されるとともに、与党内に「税理士制度に関するプロジェクトチーム」が設置された。

電子申告への対応については、国税審議官主催の「申告手続の電子化等に関する研究会」では、4月19日、「望ましい電子申告制度の在り方について」を公表した。これを受けて、国税庁では、電子申告制度導入に向けた準備作業の一貫として、東京国税局管内の麹町、練馬東両税務署において、11月から翌平成13年3月までの間、電子申告の本格的実験を行ったことから、東京税理士会と連携し、これに積極的に協力した。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成13年(2001年)

米国同時多発テロの発生／税理士法改正の実現

内外の動き

海外では、アメリカ合衆国で、9月11日、テロリストによって4機の旅客機がハイジャックされた。このうち、アメリカン航空11便が午前8時46分、ニューヨーク世界貿易センターのツインタワー北棟に、次いで、ユナイテッド航空175便が、9時3分、同ツインタワー南棟に突入し爆発炎上した。また、アメリカン航空77便が、9時38分、バージニア州アーリントンにあるアメリカ国防総省（ペンタゴン）に激突し、爆発炎上したほか、ユナイテッド航空93便がテロリストによって墜落した。

これにより、世界貿易センターのツインタワービルは、爆発的火災により相次いで碎けるように崩壊した。また、アメリカ国防総省でもビルの一部が炎上し、崩壊した。この無差別テロ事件の犠牲者は、全ての死者を合計すると2,973人とされている。

ブッシュ大統領は直ちに非常事態を宣言するとともに、事件が国際テロ組織アルカイダによる大規模な対米テロ攻撃と判明したことから、10月に、イギリス等と有志連合諸国軍を結成して、最高指導者オサマ・ビンラディンらが潜むアフガニスタンのタリバン政権に

対する報復戦争「不朽の自由作戦」へと踏み切った。

国内では、1月6日、縦割りによる弊害をなくし、内閣機能の強化、事務及び事業の減量・効率化による改善等を図るため、それまでの1府22省庁から1府12省庁へと中央省庁の再編統合が行われた。

2月10日、アメリカ合衆国ハワイ州のオアフ島沖で、愛媛県立宇和島水産高等学校の練習船「えひめ丸」がアメリカ海軍の原子力潜水艦「グリービル」に衝突され沈没し、船内に取り残された、教員5人、生徒4人が死亡した。

税制では、平成7年1月より進められていたK S K（国税総合管理）システムについては、11月29日、これまで未導入であった9局297署への導入が実現し、全国524税務署が一元的なコンピュータネットワークで結ばれた。

日本税理士会連合会

2月20日、前年末に設置された、与党「税理士制度に関するプロジェクトチーム」において、「税理士法の一部を改正する法律案要綱（案）」が了承された。

平成5年から平成24年までの歩み

続いて、翌21日に開催された自由民主党・税理士制度改革推進議員連盟総会において、「税理士法の一部を改正する法律案要綱（案）」が了承された。

「税理士法の一部を改正する法律案」は、3月9日に閣議決定され、第151国会に提出された後、4月2日に参議院財政金融委員会に付託され、4月5日及び10日に同委員会の審議を経て、4月11日の参議院本会議で可決し、衆議院に付託された。衆議院では、4月12日の本会議で趣旨説明が行われ、同日財務金融委員会に付託された後、5月23日及び25日に同委員会で審議され、5月25日の衆議院本会議で可決・成立し、税理士法制定から50年という節目に、税理士制度の礎となる税理士法の改正が実現した。「税理士法の一部を改正する法律」は、法律第38号として、6月1日に公布された。

改正税理士法の公布を受けて、国税庁と鋭意検討を進めながら、会則、規則等の整備を

進め、10月18日の臨時総会の承認を経て、11月20日付で、財務大臣に対して、「日本税理士会連合会会則の一部変更に関する認可申請」を提出した。

また、平成14年4月1日の改正税理士法の施行に向け、諸規程の変更及び制定等について検討を進めた。

税理士の活動拠点となる日本税理士会館については、平成11年7月8日に起工式、平成12年6月18日に上棟式を行い、着工から18か月を経て、1月12日に竣工し、工事請負者である鹿島建設株式会社から建物の引渡しを受けた。1月22日に事務所を移転し、2月23日、業界内外の関係者約1,000人を迎えて竣工式・竣工祝賀会を開催した。

なお、4月2日、東京地方税理士会から分割し、全国15番目の単位会として、千葉県を区域とする「千葉県税理士会」が誕生した。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成14年(2002年)

日朝首脳会談／改正税理士法の施行

内外の動き

国内では、9月17日、小泉純一郎首相が、電撃的に北朝鮮を訪問し、国家元首である金正日国防委員長（朝鮮労働党総書記）との日朝首脳会談を行い、「日朝平壤宣言」に署名し、国交正常化交渉を10月に再開することで合意した。この訪問で、北朝鮮側は、特殊機関の一部によって日本人を拉致した事実を認め、謝罪した。日本側の安否確認に対して、地村保志、浜本富貴恵、蓮池薫、奥土祐木子の4名の生存を明らかにし、横田めぐみ、田口八重子、市川修一、増元るみ子、原敕晁、松本薫、石岡亨、有本恵子の8名を死亡と発表した。さらに、日本側も把握していなかった曾我ひとみの拉致・生存を明らかにした。生存とされた5人の拉致被害者は、10月15日に帰国した。

また、5月28日、経済団体連合会が日本経営者団体連盟を統合し、日本経済団体連合会が発足した。初代会長にはトヨタ自動車の奥田碩会長が就任した。

10月8日、小柴昌俊東大名誉教授が、素粒子ニュートリノの観測により、ノーベル物理学賞を受賞した。翌9日には、島津製作所のエンジニアである田中耕一氏がノーベル

化学賞を受賞した。

スポーツでは、5月31日から6月30日にかけて、日本・韓国両国共催によるFIFAワールドカップ日韓大会が開催された。開催国の日本は、グループHを1位で通過し、ベスト16に進出した。一方、共同開催国の韓国は、グループDを1位で通過し、その後、イタリア、スペインを破り4位となった。大会は、2大会ぶり通算5回目となるブラジルが優勝して幕を閉じた。

海外では、平成13年12月23日に対外債務の一時支払停止を宣言していたアルゼンチン政府は、11月14日、世界銀行向け債務の不履行（デフォルト）を発表する事態に陥り、経済が破綻した。日本国内においても、地方公共団体の外郭団体等がアルゼンチン国債を購入しており、社会問題となった

日本税理士会連合会

4月1日、改正税理士法が施行され、併せて、同日付で日本税理士会連合会会則が認可された。

改正税理士法の円滑な運用と定着を図るため、6月、国税庁との間で、「改正税理士法フォローアップ検討会」を設置した。同検討

平成5年から平成24年までの歩み

会では、今回の改正により新設された補助税理士制度、新書面添付制度、税理士法人制度を取り上げ、実務上の問題点について検討を行い、その検討結果として、「補助税理士と開業税理士の業務について」を取りまとめ、12月20日付で各税理士会に通知するとともに、会報に掲載して会員に対する周知を図った。

このほか、会員の参考に資するため、「税理士法人の手引」、「書面添付制度の手引」、「税理士業務報酬算定に関するガイドライン（指針）」を作成した。

また、今回の税理士法改正において税理士法人制度が創設されたことに伴い、社会保険労務士法施行令第2条第2項が改正され、税理士業務に付随して社会保険労務士業務を行うことができる者に税理士法人が加えられたことから、税理士業務に付随して行う社会保険労務士業務の範囲について、全国社会保険労務士会連合会と協議を行い、6月6日、全国社会保険労務士会連合会との間で「税理士又は税理士法人が行う付随業務の範囲に関する確認書」について調印を行った。

「商法等の一部を改正する法律」が5月22日に可決・成立し、5月29日に公布された。改正法では、現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産評価の証明制度において評

価証明を行う専門資格者を拡充し、弁護士に加え、公認会計士、監査法人とともに、税理士、税理士法人が法文上に明記された。

平成14年3月、中小企業庁事業環境部長主催の「中小企業の会計に関する研究会」が発足した。これを受けて、日税連では、中小会社の会計処理のあり方について調査研究を行うため「中小会社会計基準研究会」を設置した。同研究会では、6月28日に「中小企業の会計に関する研究会」が公表した「中小企業の会計に関する研究会報告書」を基に検討を行い、その結果を「中小会社会計基準研究会最終報告書」として取りまとめ、12月14日付で提出した。これを受けて、日税連では、同報告書を、12月19日の理事会に報告し、その承認を得て、これを「中小会社会計基準」として公表した。

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）は、11月6、7日の両日、京都市の国立京都国際会館で、「アジア・オセアニア地域における金融財政問題と税務専門家の役割」をテーマとして、第1回国際コンベンションを開催した。当日は、開会式で京都宣言を採択した後、3つの分科会を開催してそれぞれ講演を行うなど多彩な行事を行った。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成15年(2003年)

イラク戦争の勃発／租税教育のスタート

内外の動き

海外では、2月1日、アメリカ航空宇宙局（NASA）のスペースシャトル「コロンビア号」が帰還のため大気圏に再突入する際、テキサス州とルイジアナ州の上空で空中分解し、墜落した。この事故で宇宙飛行士7人全員が死亡した。

平成14年11月頃中国で発生したSARS（重症急性呼吸器症候群）は、世界的な広がりを見せ、3月12日、WHOは世界規模の警報を出した。国内では、4月3日、SARSが新感染症に指定された。WHOが7月に終息宣言を行うまでに32ヶ国で8,098人が発症し、内774人が死亡した。

3月20日、アメリカ、イギリス等の有志連合は、イラクの武装解除問題の進展義務違反を理由として、「イラクの自由作戦」を開始し、1月足らずでイラク全土を制圧、5月1日、ブッシュ・アメリカ合衆国大統領は大規模戦闘終結を宣言した。その後、12月14日、アメリカ軍はイラクのフセイン元大統領を拘束した。

国内では、5月9日、小惑星探査機「はやぶさ」が、宇宙科学研究所によって鹿児島の内之浦宇宙空間観測所からM-Vロケット

5号機によって打ち上げられた。長い旅を終え、7年後の平成22年6月13日に地球に帰還した。

12月24日、アン・ベネマン・アメリカ合衆国農務長官は、ワシントン州で飼育されていた牛1頭が、検査の結果、BSEの陽性反応を示したことを明らかにした。

これを受けて、日本政府は、直ちに米国産牛肉、牛肉加工品、生体牛の輸入停止措置を取った。

また、「個人情報の保護に関する法律」が5月23日に可決・成立し、5月30日に公布された。

文化面では、3月24日、前年のベルリン国際映画祭金熊賞に続き、宮崎駿監督の「千と千尋の神隠し」が第75回アカデミー賞・長編アニメ映画賞を受賞した。

税制では、平成12年4月1日に制定された「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（銀行税）の無効確認等を求めている訴訟は、東京都が条例施行時に遡って税率を引き下げ、訴えていた都市銀行等15行に差額を返還したことを受けて、10月8日、最高裁で和解が成立し、銀行側は訴えを取り下げた。

平成5年から平成24年までの歩み

日本税理士会連合会

改正税理士法の円滑な運用と定着を図るため、引き続き、「改正税理士法フォローアップ検討会」において検討を進め、その検討結果として、「新書面添付制度について」（7月23日公表）、「連結納税制度を適用している法人の書面添付等について」（11月19日公表）を取りまとめ、会報に掲載して会員に対する周知を図った。

また、今回の税理士法改正の趣旨を踏まえるとともに、記載事項の簡便化と全国的な様式等の統一を図るとの観点から、3月25日、税理士業務処理簿の改正を行った。

公認会計士制度改革については、「公認会計士法の一部を改正する法律」が5月30日可決・成立し、6月6日公布された。これにより、新公認会計士試験が平成18年度から実施され、平成30年頃までに5万人規模とすべく、年間3,000人程度の合格者が出現することとなった。なお、国会審議では、税理士制度の関連で、衆議院財務金融委員会において、①公認会計士試験における「租税法」科目に関し、その出題については、公認会計士となる資質を検証するための試験の一部であることを踏まえ、適切に対応されるよう留意すること、②公認会計士と税理士に関して、その試験制度における取扱いについては、規制緩和の観点をも踏まえ、引き続き検討することの2項目の附帯決議が採択された。

中小会社会計基準の社会的浸透・定着を図るため、3月、「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」を作成して、会報及び

ホームページで公表するとともに、金融機関との間で中小会社会計基準及び同チェックリストを活用した融資商品の開発についての取り組みを行った。

平成14年の商法改正において、現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格証明を行うことができる者として、税理士又は税理士法人が明記され、4月1日から施行されることから、実務の参考に資するために、「現物出資等における財産の価格の証明等に関する実務」を作成した。

日税連では、平成7年から、広義の租税教育となる「寄附講座」を、福岡大学及び早稲田大学を始めとして順次各大学に開設するとともに、平成11年度の広報部事業計画に、「大学における租税講座を助成するなど、租税教育の推進を図るとともに、税理士制度のPRを行う」ことを掲げ、租税教育事業のあり方について検討を進めた。

その後、各税理士会に対するヒアリングや租税教育への取組状況に関するアンケートを踏まえて検討を重ね、租税教育事業を社会貢献活動の一環として位置付けて各税理士会が積極的に取り組むための参考資料となる、「租税教育（租税教室）導入マニュアル」を6月20日付で作成し、各税理士会の実務担当者に配布した。

また、規制改革推進3か年計画において、資格者団体の役員に資格者以外の者を任用することが要請されたことから、7月24日の第47回定期総会において、外部理事として、日本商工会議所副会頭の高梨昌芳氏が選任された。

平成5年から平成24年までの歩み

平成16年(2004年)

新潟県中越地震の発生／電子認証局の設置

内外の動き

海外では、アメリカ・イギリス等有志連合のイラク侵攻によってフセイン政権が崩壊した後、2003年7月13日に発足したイラク統治評議会が解散し、6月2日、イラク暫定政権が発足した。これにより、連合国暫定当局は暫定政権に主権を移譲した。

また、暮れも押し詰まった12月26日、インドネシア西部、スマトラ島北西部沖のインド洋でマグニチュード9.1のスマトラ沖地震が発生した。この地震では、最大34mという大津波が発生し、インドネシアのみならず、インド洋沿岸のインド、スリランカ、タイ王国、マレーシア、モルディブ、マダガスカル、ソマリア等、東南アジアのみならず、遠く東アフリカでも大きな被害を受け、死者22万人を超える観測史上最悪の惨事となった。

国内では、平成15年7月26日に成立した「イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障の支援活動の実施に関する特別措置法」

（イラク特措法）に基づき、1月19日、陸上自衛隊の先遣部隊がイラクに到着した。自衛隊のイラク派遣は平成21年2月まで行われた。

5月22日、小泉純一郎首相が北朝鮮を再訪問し、日朝首脳会談が行われた。その結果、帰国した拉致被害者の家族の帰国・来日を実現した。

10月23日、新潟県中越地方を震源とした、マグニチュード6.8の新潟県中越地震が発生した。本震発生後も、断続的に震度6クラスの余震が続き、死者68人、負傷者4,805人の大きな被害をもたらした。

また、7月1日に、「紀伊山地の霊場と参詣道（いわゆる熊野古道）」が世界遺産に登録された。

日本銀行券（紙幣）のデザイン変更が行われ、11月1日から新紙幣が発行され、新紙幣の5,000円札の肖像画に、初めて、女性作家の樋口一葉が選ばれ、話題を集めた。

税制では、2月2日から、名古屋国税局管内で所得税の確定申告と個人事業者の消費税の確定申告がインターネットを利用してできるようになり、次いで、3月22日からは法人税と法人の消費税の申告、全税目の納税・申請・届出へと拡大され、6月1日からは、全国で、「国税電子申告・納税システム」が利用可能となった。

また、4月1日から、消費税の「総額表

平成5年から平成24年までの歩み

示方式」の適用が開始された。

日本税理士会連合会

「国税電子申告・納税システム」に対応し、税理士の認証を行うため、電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項に規定する特定認証局の構築を進め、1月16日付で、主務大臣より、全国で19番目となる特定認証業者として認定された。次いで、1月22日付で、政府認証基盤（GPKI）との相互認証が認められ、1月29日から税理士証明書発行サービスを開始した。また、電子申告への具体的対策として、電子申告手続を分かり易く解説した「税理士のためのe-Taxガイドブック」を作成し、ホームページに掲載するとともに、冊子及びCD-ROMを各税理士会に配布した。

法制審議会会社法（現代化関係）部会では、平成17年通常国会への法案提出を目途に、平成14年から審議を行い、その結果を、「会社法制の現代化に関する要綱試案」として、平成15年12月19日付で法務省民事局参事官室から公表した。

その後、会社法（現代化関係）部会において、要綱案の取りまとめに向けた審議が進められる中、日税連では、関係官庁及び自由民主党・税理士制度改革推進議員連盟・商法改正（中小会社外部監査）ワーキンググループに対して、「小会社における計算書類の適正

担保スキーム」の実現について働きかけを行ったところ、6月2日の会社法（現代化関係）部会に、取締役・執行役と共同して株式会社の計算書類を作成し、保存・開示することを職務とする「会計参与（仮称）制度」の創設が提案された。

この提案を受けて、6月9日、自由民主党・税理士制度改革推進議員連盟総会において、『株式会社の計算書類の正確さに対する信頼性を高めることにつき、社会的有用性があり、多くの会社を受け入れやすい制度として、「会計参与（仮称）制度」を創設し、その会計参与には、税理士、公認会計士を活用する』との決議が採択され、翌10日に開催された自由民主党政務調査会・法務部会商法に関する小委員会に提出された。

一方、日税連では、6月29日の理事会で、「会計参与（仮称）制度の創設に賛成するとともに、税理士業界を挙げてその実現を目指す」ことを決定した。

その後、会社法（現代化関係）部会では、12月8日、「会社法制の現代化に関する要綱案」を決定した。

また、10年に1度全ての税理士を対象として行われる「第5回税理士実態調査」を、1月1日現在の税理士会員及び税理士法人会員を対象として、4月1日に実施した。

なお、6月28日、税理士登録者総数が10万を超えた。

平成5年から平成24年までの歩み

平成17年(2005年)

郵政選挙／会計参与制度の創設

内外の動き

海外では、3月下旬頃から、歴史教科書問題や日本の国連安全保障理事会常任理事国入り反対の署名活動が中国各地で始まり、4月2日、四川省成都で行われた抗議集会では参加者が暴徒化し、「イトーヨーカドー」の店舗が被害を受けた。その後、4月9日に北京で大規模なデモ行進が、また、4月16日には上海でも大規模なデモ行進があり、デモの一部が暴徒化して日本料理店等が被害を受けた。

暫定政権下のイラクでは、40人を超える死亡者が出るなど選挙妨害のテロが多発するなかで、1月30日、国民議会選挙が実施された。その結果、4月28日、暫定政権を解消して、ジャラル・タラバニ大統領の移行政府が発足した。

1997年12月11日に京都市で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」で採択された京都議定書は、ロシア連邦が批准したことにより発効条件を満たし、2月16日に発効した。わが国においても、1月26日に公布及び告示され、2月16日から効力が発生した。これにより、日本は温室効果ガスの6%削減が義務付けら

れ、また、この年からクールビズのキャンペーンが始まった。

国内では、参議院本会議で郵政民営化法案が否決されたことから、小泉純一郎首相は、8月8日、郵政民営化について国民の意思を問うべく衆議院を解散した。この第44回衆議院議員総選挙において、自由民主党は郵政民営化に反対する議員の選挙区に「刺客」と呼ばれる候補を送り、大半の議員が当選するなど296議席を獲得し、与党・公明党の31議席と合わせて衆参両議院で過半数を制することとなった。選挙後、郵政民営化に反対した国会議員に対して、離党や除名勧告等の重い処分が科せられた。その後、10月14日、郵政民営化関連法案が可決・成立した。

また、平成16年11月19日に成立した「電子文書法」（e-文書法）が、4月1日に施行された。同法によって、財務・税務関係の帳票類や取締役会議事録等、商法や税法で保管が義務付けられている文書が、紙文書だけでなく電子化された文書ファイルでの保存が認められるようになった。

社会面では、3月25日に愛知県で国際博覧会（愛知万博）が開催され、9月25日までの開催期間中に、約2,200万人の入場者を

平成5年から平成24年までの歩み

記録するなど好評を博した。

4月25日、JR西日本の福知山線塚口駅、尼崎駅間で列車脱線事故が発生した。先頭の2両が線路脇のマンションに激突し、死者107人、負傷者562人を出すという未曾有の大惨事となった。

なお、7月17日、知床半島とその沿岸地域が世界遺産（自然遺産）に登録された。

日本税理士会連合会

会社法制の現代化については、2月9日の法制審議会総会において、「会社法制の現代化に関する要綱」が決定され、法務省において立案作業が進められた。

3月18日、「会社法案」が閣議決定され、3月22日国会に提出された後、4月7日に衆議院法務委員会に付託され、5月17日の同委員会及び衆議院本会議にて一部修正のうえ可決され、同日参議院に回付された。

その後、5月18日、参議院法務委員会に付託され、6月28日同委員会の可決を経て、6月29日の参議院本会議にて「会社法」が可決・成立し、会計参与制度が創設されることとなった。

これを受けて、日税連では、会計参与の職務を遂行するに当たっての行動指針を策定す

るため、10月31日、日本公認会計士協会と共同で、「会計参与の行動指針に関する検討委員会」を設置した。

中小企業の会計については、日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、中小企業庁が「中小企業の会計」を、そして、日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれ公表しており、かねてより関係各方面からその統合が求められていた。

このため、会計参与制度が「会社法制の現代化に関する要綱」に盛り込まれたことを契機として、中小企業庁の仲介により、3月22日、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体共同で、「中小企業の会計の統合に関する検討委員会」を設置して検討を進め、その結果として、8月1日に、「中小企業の会計に関する指針」を策定し、公表した。

また、税務援助事業の抜本的な改革を図り、時代の要請に応え得る税務支援体制を整備するため、日本税理士会連合会会則、同会務執行規則の一部変更と税務援助規則の全部を変更した税務支援の実施の基準に関する規則の制定を行うこととし、4月21日に臨時総会を開催して承認・可決した。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成18年(2006年)

第1回WBC優勝／税理士による代理送信

内外の動き

海外では、2月25日、米国商務省・国勢調査局がまとめた「世界人口時計」が、世界の推計人口が65億人を突破したことを公表した。

国内では、平成17年10月に、三菱東京ファイナンスグループがUFJホールディングスを事実上救済合併し、三菱UFJファイナンスグループが誕生した。これを受けて、傘下の東京三菱銀行とUFJ銀行が1月1日に合併し、三菱東京UFJ銀行が誕生した。

1月16日、東京地検特捜部が、インターネット関連企業のライブドア及び関連会社に対して、証券取引法違反の疑いで強制捜査に入った。

このライブドアへの強制捜査を発端として、平成17年7月以来急騰していた株式相場に大きな混乱が生じ、ライブドアが上場されていた東証マザーズ市場だけではなく、東京証券取引所や他の新興市場の株価にも大きな影響を与えた。

また、6月23日には、村上ファンドがニッポン放送株でインサイダー取引を行ったとして、村上世彰代表が証券取引法違反の疑いで逮捕された。

支持率の高かった小泉内閣に代わり、9月20日の自由民主党総裁選挙で、安倍晋三官房長官が新総裁に選出され、9月26日、臨時国会の首相指名選挙により、第90代内閣総理大臣に就任した。

一方、社会面では、9月6日、秋篠宮文仁親王に男児が誕生した。皇室では41年ぶりに男児が誕生したことになり、同月12日に「悠仁」と命名された。

また、石綿（アスベスト）吸入による健康被害が社会問題化したことから、医療費給付等による被害者救済を行うとともに、遺族への特別給付金の支給を行うための石綿による健康被害の救済に関する法律が2月3日に成立し、3月27日から施行された。

スポーツでは、2月10日から26日までの間、イタリアのトリノでオリンピックが開催された。

日本選手では、女子フィギュアスケートの荒川静香が、日本人としては初の金メダルを獲得した。

また、3月3日から20日までの間、第1回ワールド・ベースボール・クラシックが開催された。日本代表は王貞治監督のもと優勝を遂げ、初代王者に輝いた。

平成5年から平成24年までの歩み

日本税理士会連合会

会計参与制度への対応として、「会計参与の行動指針に関する検討委員会」では、2月21日付で、「会計参与の行動指針（公開草案）」を公表し、当該草案をパブリックコメントに付したうえで、提出された意見について検討を行い、4月6日に「会計参与の行動指針」として確定し、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会の機関決定を経て、4月25日付で公表した。

また、会計参与制度の導入等を主な内容とする会社法が5月1日に施行されることから、会員向けに、会計参与の実務に即して詳細に解説した「会計参与制度の手引き」を作成するとともに、顧問先企業等に対する普及策として会計参与制度の概要を分かり易く解説したリーフレット「ご存じですか？ 会計参与制度」を作成した。

これら「会計参与の行動指針」、「会計参与制度の手引き」及びリーフレット「ご存じですか？ 会計参与制度」については、会計参与制度の普及・定着を図るため、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」と合わせて全会員に配布した。

また、電子申告時における納税者本人の電

子署名の省略について、国税庁との協議を重ねた結果、12月27日、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術に関する省令」が一部改正され、平成19年1月4日から、国税電子申告において税理士による代理送信が開始されることとなった。

なお、平成18年度税制改正において、租税特別措置の整理合理化として、①同族会社の留保金額の一部停止措置の廃止、②特定の同族会社の役員の報酬の給与所得控除部分を法人課税において損金算入を制限する規定が盛り込まれた。日税連では、この改正について反対であり、当面の措置として適用廃止を含めて大幅な見直しを行うべきとの要望を行ってきたところ、平成19年税制改正大綱において、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得金額を1,600万円（現行800万円）に引き上げる」ことが明記された。

併せて、国税庁等と円滑な実務遂行に当たって必要な協議を継続して行い、これを斟酌した「役員給与に関する質疑応答事例」、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に関する質疑応答事例」として、12月21日、国税庁より公表された。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成19年(2007年)

消えた年金記録問題／国税審判官への税理士登用

内外の動き

海外では、アメリカ経済の住宅バブルが終わり、住宅価格が下がりはじめると、住宅ローンの焦げ付きが表面化し、いわゆるサブプライム住宅ローン問題が発生した。住宅ローンに関する債権が組み込まれた金融商品は信用を失い、市場では投げ売りが相次ぎ、3月20日までに連邦倒産法に基づく資産保全を申請した会社が4社、業務停止は20社以上に及んだ。

その後、7月10日に、格付機関ムーディーズが、サブプライムローンを組み込んだ住宅ローン担保証券の大幅格下げを発表した。事態を重く見たブッシュ大統領は、8月にサブプライム問題の被害者救済に乗り出すことを表明した。

国内では、2月16日、厚生労働省が衆議院に提出した報告書により、納付者を特定できない国民年金や厚生年金の納付記録が5,095万1,103件(2006年6月現在)あることが明らかになり、新聞報道などから「消えた年金記録問題」が国民の知るところとなった。年金記録問題に閣僚の辞任騒動が重なり、7月29日の第21回参議院選挙では自民党が歴史的に大敗し、自民党37議席に対し

て民主党は60議席まで伸ばした。

安倍晋三首相は内閣改造に手を付けたものの、9月12日に、健康問題等を理由に挙げ、退陣表明を行った。

9月23日に、福田康夫元官房長官が自由民主党の新総裁に選出され、9月25日の首相指名選挙により第91代内閣総理大臣に就任し、父・福田赳夫元首相に続き、日本憲政史上初の親子での首相となった。

10月1日、小泉純一郎元首相が成立に漕ぎ着けた郵政民営化が、日本郵政株式会社と4つの事業会社(郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命)に分かれてスタートした。

7月16日には、新潟・長野で、新潟県中越地方沖を震源とするマグニチュード6.8の新潟県中越沖地震が発生した。この地震により死者15人、負傷者2,345人に上った。

税制では、1月23日の最高裁判所判決を踏まえ、国税庁は、土地区画整理事業等の施行による仮換地指定に伴い、従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合の相続税の小規模宅地等の特例の取扱いを変更し、特例の適用が認められるケースを明らかにした。

平成5年から平成24年までの歩み

日本税理士会連合会

会計参与制度の普及推進を図るため、会社法制対策特別委員会を改組し、7月26日、①会計参与制度の啓発及び活用に関する事項、②会計参与の業務水準の確保及び業務支援に関する事項を所掌とする、会計参与普及推進特別委員会を設置した。

併せて、会計参与制度の啓発を図るため、中小企業団体及び中小企業経営者等を対象とした広報ツールとしての会計参与制度リーフレットの改訂を行うとともに、日本商工会議所及び全国法人会総連合に対して、会計参与制度の普及に向けて協力依頼を行った。

これに先立ち、会計参与の職務に関する不測の事態に備えるため、会社に対する責任(会社法第423条)、第三者に対する責任(会社法429条)を補償内容とする会計参与賠償責任保険を創設し、7月1日から開始した。

国税不服審判所では、近年の経済取引の国際化、広域化、複雑化を背景とする事件が増加する中、今後も事件を適正かつ迅速に処理

するために、高度な専門知識・経験・ノウハウを有する民間専門家を国税審判官として登用すべく、4月2日を期限として公募を行った。これに対して、39人(内税理士35人)の応募があり、選考委員会の選考を経て、最終的に、税理士会員4人が国税審判官として任用され、東京国税不服審判所に2人、関東信越国税不服審判所に1人、名古屋国税不服審判所に1人がそれぞれ配属された。

税理士の公益活動を支援するため、7月26日に、税理士の職能を生かし社会に貢献する公益的業務専用ホームページ「税理士パブリックサークル(通称「税理士パブサー」)」を立ち上げ関連情報の発信を行うとともに、公益的業務についての税理士会員からの情報・相談の受付窓口の整備を行った。

なお、税理士登録者数については、近年登録抹消者数が多くなり、伸び率が緩やかになっていたが、平成19年3月末日現在で、70,068人と7万人の大台を超えることとなった。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成5年から平成24年までの歩み

平成20年(2008年)

リーマンショックの発生／登録政治資金監査 人制度の創設

内外の動き

海外では、1月2日、原油先物相場の急騰が止まらず、ニューヨークでは一時1バレル100ドルを記録し、初の100ドル台に達した。その後も原油先物相場の騰勢止まず、7月半ばまで断続的に価格が上昇した。

5月12日、中国の四川省においてマグニチュード8.0の巨大地震が発生した。この地震により、死者69,197人、負傷者は374,176人に上り、家屋の倒壊は216,000棟、損壊家屋は4,150,000棟に及んだ。

9月15日、サブプライム住宅ローン問題に端を発したアメリカ経済のバブル崩壊により資産価格が暴落して多額の損失を抱えていたアメリカの大手証券会社リーマン・ブラザーズが連邦破産法の適用を申請し、経営破綻した。リーマン・ブラザーズが発行していた社債・投資信託を保有している企業への影響や取引先への連鎖の恐れ、さらに、9月29日、アメリカ合衆国議会で金融安定化法案が否決されたことをきっかけにしてアメリカ経済に対する不安が広がり、世界的な金融危機へと拡大した。金融危機は、ヨーロッパを中心に各国に連鎖的に広がり、さらに、10月6日から10日までは暗黒の一週間とも呼

べる株価の暴落が発生した。

11月4日、アメリカ合衆国大統領選挙が行われ、バラク・オバマ（民主党）候補がジョン・マケイン（共和党）候補に圧勝し、第44代アメリカ合衆国大統領に当選した。

国内では、平成19年12月から平成20年1月にかけて、J Tグループのジェイティフーズが中国の天洋食品から輸入し、日本生活協同組合連合会が販売した冷凍ギョーザを食べた、千葉県千葉市、市川市、兵庫県高砂市の3家族計10名が下痢や嘔吐などの症状を訴え、このうち、市川市の5歳女兒が一時意識不明の重体になった。千葉・兵庫両県警が餃子を鑑定したところ、1月29日、メタミドホスなど有機リン系殺虫剤が検出されたため、ジェイティフーズは商品の自主回収を行った。しかし、その後も、日本生協連等が販売していた冷凍ギョーザから高濃度のジクロボスが発見されるなどの被害が続き、大きな社会問題となった。

スポーツ面では、8月8日から24日まで北京オリンピックが開催された。日本選手陣は、水泳の男子100m、200m平泳ぎで北島康介選手が2冠となったのをはじめ、金9個、銀6個、銅10個の計25個のメダルを獲

平成5年から平成24年までの歩み

得した。なお、女子ソフトボール代表が決勝で米国を破り、悲願の金メダルを獲得した。

日本税理士会連合会

平成19年12月21日、政治資金規正法が改正され、税理士、弁護士、公認会計士を有資格者とする登録政治資金監査人制度が創設された。

平成21年1月からの政治資金監査制度の開始に向けて、9月1日より、登録政治資金監査人の登録受付が開始されることから、登録政治資金監査人制度の周知と政治資金監査人業務の円滑な遂行に資することを目的として、8月25日に政治資金監査人制度に関する基礎研修を、次いで、11月10日に政治資金監査マニュアルを使用した実務研修を実施した。

平成13年の税理士法改正で大幅な改正が行われた書面添付制度の一層の普及・定着を図るため、国税庁と「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」を設置し、その具体的

改善策について協議を重ねた結果、6月13日に、書面添付制度の普及定着に関する措置について合意し、6月17日付で、「書面添付制度の普及・定着について」を各税理士会に通知した。

一般納税者及び税理士、税理士事務所職員を対象とする電話による税務相談体制の整備を図るため、財団法人日本税務研究センター及び全国税理士共栄会と協議を重ねた結果、日本税理士会連合会が主催（後日、財団法人日本税務研究センターとの共催に変更）、財団法人日本税務研究センターの運営、全国税理士共栄会の支援による「税務相談室」を設置し、7月16日から運用を開始した。

また、日本税理士会連合会電子認証局が発行する、第1世代の税理士用電子証明書（ICカード）の有効期限が9月30日に到来することに伴い、第2世代の税理士用電子証明書（ICカード）の発行を、4月1日から順次行った。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成21年(2009年)

民主党政権の誕生／「税理士情報検索サイト」の運用開始

内外の動き

海外では、1月20日、バラク・オバマ氏が第44代アメリカ合衆国大統領に就任した。オバマ大統領は、「核なき世界」に向けた国際社会への働きかけが評価され、10月9日、ノーベル平和賞を受賞した。

4月24日、世界保健機関（WHO）が、アメリカとメキシコで、豚を起源とする新型インフルエンザ感染症が確認され、人間同士によるインフルエンザ感染事例が報告されたと発表した。新型インフルエンザは、その後も世界中で感染が拡大し続け、WHOは、6月11日、世界的流行水準として最高のフェーズ6を宣言するに至った。日本においては、5月9日、国内で初めての感染者が確認され、その後、8月15日、新型インフルエンザによる国内で初めての死者が確認されるなど、日本国内でも流行をみせた。

ガソリン価格の高騰や世界金融危機の影響による販売台数の落ち込み、さらに、巨額の年金・退職者医療の債務を抱えて経営が悪化していたゼネラルモーターズ（GM）は、6月1日、連邦破産法の適用を申請して破産した。負債総額は1,728億ドル（16兆4,100億円）であり、製造業としては世界最大であっ

た。その後、7月10日に、ゼネラルモーターズは優良資産譲渡が完了したと発表し、破産管理下から脱却し、「新生ゼネラルモーターズ」として発足した。

国内では、7月21日、衆議院が解散され、8月30日、民主党が第45回衆議院議員総選挙で絶対安定多数を上回る308議席を獲得し、第一党に躍進した。自由民主党は1955年の結党以来初めて衆議院第一党を失った。その結果、9月16日、民主党代表の鳩山由紀夫氏が第93代内閣総理大臣に指名され、鳩山内閣が成立した。

社会面では、司法制度改革の一環として、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が平成16年5月21日に成立し、一部の規定を除いて、平成21年5月21日に施行された。これを受けて、8月3日、裁判員制度による初の裁判が東京地方裁判所において開始され、午前中の選任手続を経て、裁判員6人と補充裁判員3人が選任された。

また、消費者行政を統一的、一元的に推進することを目的として、「消費者庁設置法」が5月29日可決・成立し、9月1日付で消費者庁が発足した。

スポーツでは、3月5日から23日にかけて

平成5年から平成24年までの歩み

て、第2回ワールド・ベースボール・クラシックが開催された。この大会で、前回優勝の日本代表は、3月23日の決勝戦で、今大会5度目の対決となった韓国を延長戦の末破り、前回大会に続く連続優勝を果たした。9月6日には、大リーグのシアトル・マリナーズのイチロー（鈴木一郎）選手が、日米通算に続いて米大リーグ単独でも2,000本安打を記録した。

日本税理士会連合会

平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、資格者に関する実務実績等の情報開示の推進を図り、国民・納税者が主体的に税理士を選択し、業務を依頼することができるよう環境整備を行うことが求められていることを踏まえ、3月24日より、「税理士情報検索サイト」の運用を開始した。この検索サイトに掲載さ

れる情報については、税理士名簿及び税理士法人名簿に基づく公開情報と、税理士自らが入力する「任意公開情報」に分かれている。

平成20年6月13日付の国税庁との書面添付制度の普及定着に関する措置についての合意に基づき、4月1日、添付書面作成に当たっての指針となる「添付書面作成基準（指針）」を制定し、5月15日付で公表した。

税理士法改正については、制度部から答申された「税理士法改正要望項目（タタキ台）の再検討」について、8月6日、税理士法改正に関するプロジェクトチームを設置し検討を行い、その結果を、「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」として11月25日の正副会長会に報告するとともに、ホームページ等を通じて税理士会員に公表し、平成22年3月31日を期限として意見募集を行った。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成22年(2010年)

「はやぶさ」の帰還／「税理士法改正に関する意見案」公表

内外の動き

海外では、1月12日、ハイチ共和国の首都ポルトープランス近くを震源とするマグニチュード7.0のハイチ地震が発生した。地震の大きさとともに長年の政情不安による社会基盤の脆弱さも重なり、死者が31万6,000人以上に達するなど、単一の地震被害としては、スマトラ沖地震に匹敵する空前の大規模な被害をもたらした。

また、3月頃から始まったアイスランドのエイヤフィヤトラヨークトル火山の噴火は当初小規模であったが、4月14日から大規模な噴火となり、4月15日から18日にかけてヨーロッパ空域の大部分が閉鎖となる灰雲を発生させた。その結果、ヨーロッパ地域で多くの航空便がキャンセルとなるなど、航空運航に大きな混乱をもたらした。

イギリスでは、総選挙の結果、第一党となった保守党が自由民主党と連携し、5月11日、キャメロン保守党政権が発足した。また、11月13日、軍事政権下のミャンマー連邦共和国でアウンサンスーチー氏が軟禁を解除された。

国内では、かねてより経営不安がささやかれていた日本航空が、1月19日、会社更生

法の適用を申請し、事実上倒産した。

4月20日、宮崎県児湯郡都農町において和牛の口蹄疫感染が確認された。その後も牛、豚等の口蹄疫感染が相次いで確認されるなど、宮崎県南部を中心に広がりを見せ、5月18日には東国原英夫知事が非常事態宣言を公表する事態となった。8月27日に終息宣言を行うまで、288,643頭が殺処分され、畜産関連の損失は1,400億円に達した。

また、小惑星探査機「はやぶさ」が、小惑星イトカワのサンプルを採取して、6月13日、大気圏に突入した。サンプル容器が納められていたカプセルは、「はやぶさ」から切り離され無事回収された。

一方、普天間基地移設問題や個人献金虚偽記載疑惑などを背景に支持率が急落していた鳩山由紀夫首相は、6月2日に退陣を表明し、後継の民主党代表選挙で新代表に選出された菅直人副総理が、6月4日、第94代内閣総理大臣に指名された。

9月7日、尖閣諸島付近の海域をパトロールしていた巡視船「みずき」が、操業中の中国漁船を発見し、日本領海からの退去を命じたが、漁船は違法操業を繰り返した後、巡視船「みずき」「よなくに」に衝突して破損さ

平成5年から平成24年までの歩み

せるという事件が発生した。船長は公務執行妨害で逮捕されたが、最終的には処分保留として釈放され、中国へ送還された。

税制では、平成21年12月22日に、民主党政権下で初となる「平成22年度税制改正大綱」が決定され、その後、同法案は3月24日に可決・成立し、4月1日に施行された。この改正により、年少扶養控除の廃止、グループ法人税制の導入、いわゆる一人オーナー会社課税制度の廃止、市民公益税制(寄附税制)の拡充等が実現した。

スポーツでは、6月11日から7月11日の間、FIFAワールドカップ南アフリカ大会が開催された。日本代表はグループリーグを2位で通過し、ベスト16に進出した。この大会で、永遠の優勝候補と言われていたスペインが初優勝を果たした。

日本税理士会連合会

税理士法改正については、「税理士法改正に関するプロジェクトチーム」において、3月末日までに会員から寄せられた意見を踏まえて「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」を修正し、その結果を、6月24日、「税理士法改正に関する意見(案)」として公表した。

その後、税理士法改正を積極的に推進するため、9月9日、プロジェクトチームを廃止して、「税理士法改正特別委員会」を設置するとともに、税理士法改正について、関係官庁及び与野党に対する諸活動を行った結果、12月16日に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」に、検討事項として、税理士制度の見直しが明記された。

6月11日付で、国税庁の「書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」(事務運営指針)が改正されたことから、これまでの経緯を含め制度の概要を会報に掲載し、会員に対する周知を行った。

中小企業の会計については、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会では、2月に、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置して検討を行い、その検討結果を「報告書」として取りまとめ、8月30日に公表した。

一方、中小企業庁においても、2月に、「中小企業の会計に関する研究会」を設置して検討を進め、その検討結果を「中間報告書」として取りまとめ、9月30日に公表するなど、2つの考え方が生ずることとなった。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平成23年(2011年)

東日本大震災の発生／日税連の震災対応

内外の動き

海外では、チュニジアで、一青年の焼身自殺に端を発した反政府デモが発生した。その後、デモはチュニジア全土に拡大し、1月14日、軍部の離反により、ベン・アリー大統領はサウジアラビアに亡命し、23年間の独裁体制に終止符が打たれた。このチュニジアの民主化運動（「ジャスミン革命」）の影響は、他のアラブ諸国へも広がりを見せ（「アラブの春」）、エジプトでも反体制デモが拡大し、2月11日、ムバラク大統領が辞任した。また、イエメン、ヨルダンでも反政府デモが発生し、2月1日、ヨルダン国王は首相を更迭した。

また、チュニジアの隣国リビアでも、2月、カダフィ大佐の退陣を求める大規模な反政府デモが発生し、その後、欧米を中心とした軍事介入もあって独裁政権は崩壊し、10月20日、最高指導者カダフィ大佐は反政府軍との戦闘で死亡した。

国内では、3月11日午後2時46分、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東日本大震災が発生した。地震の規模は、マグニチュード9.0で日本周辺における国内観測史上最大の地震であった。この

地震により、最大波高21.1 m、最大溯上高43.3 mにも上る巨大津波が発生し、東北地方から関東地方に至る太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらした。

この津波以外にも、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下等によって、北海道南岸から東京湾を含む関東南部に至る広大な範囲で被害が発生し、電気、ガス、水道、鉄道、道路等各種ライフラインが寸断され、企業のサプライチェーンにも支障を生じるなど、震災による直接的な被害額は16兆円から25兆円にも及び、震災における損失としては世界最大となった。また、震災による死者は15,881人、行方不明者は2,668人、負傷者は6,142人となり、建物の全・半壊は合わせて39万戸以上、ピーク時の避難者は40万人以上、停電世帯は800万戸以上、断水世帯は180万戸以上に上った。

この地震により、東京電力・福島第一原子力発電所の原子炉が炉心溶融貫通（メルトスルー）となり、原子力安全・保安院は、4月12日、国際原子力事故評価尺度の暫定評価をレベル7に引き上げた。原発事故により、第一原発から半径20km圏内が災害対策基本法に基づく警戒区域に指定されて立入りが制

平成5年から平成24年までの歩み

限され、半径20kmから30km圏内の住民に対しては自主避難が要請された。また、放射能物質による土壌汚染や海洋汚染が心配され、一部では風評被害が発生した。

日本税理士会連合会

東日本大震災に対応するため、翌12日に、財務大臣、国税庁長官宛に「納税申告書の提出期限の延長等に関する緊急要望書」を提出するとともに、29日に民主党、自由民主党に対して「東北地方太平洋沖地震に関連する要望事項」を提出した。

また、3月23日に「東北地方太平洋沖地震救援対策本部」（「東日本大震災救援対策本部」と改称）を設置し、被災会員及び一般市民を支援するため、税理士会等を通じて全国の会員に対して義援金の募集を呼びかけた結果、税理士会員、関連団体及び海外の友好団体から735,402,334円の浄財が寄せられ、これを東北税理士会、関東信越税理士会、千葉県税理士会、東京税理士会及び東京地方税理士会に配分するとともに、社会福祉法人中央共同募金会に寄付を行った。このほか、甚大な被害を被った東北税理士会に対する2年間の会費免除や被災会員に対する変更登録手数料の免除措置を行った。

次いで、8月8日に財務大臣に対して「東日本大震災に関する税制改正要望」を提出するとともに、国内各地に多数存在する被災者

や避難者向けに、11月26日、27日の両日、全国の税理士会と共催による無料税務相談を全国80会場で実施した。

一方、国税庁では、震災の発生が所得税の確定申告期間内であったことから、3月12日、被災地の国税に関する申告・納付等の期限を延長する旨公表するとともに、税務上の取扱い等について、パンフレットやホームページ等を通じて周知・広報を行った。

また、4月27日、震災特例法が成立し、被害を受けた住宅や家財等につき、平成22年分所得税について雑損控除等の適用が可能となる措置などが創設された。

税理士法改正については、「税理士法改正に関する意見（案）」について、税理士法改正特別委員会で検討を重ねた結果、新たに3項目を追加し、計17項目として、6月28日の理事会に報告した。その後、6月30日から国税庁・財務省主税局との勉強会を開始し、「税理士法改正に関する意見（案）」の項目について、改正趣旨・問題点等につき検討を行った。

また、日本税理士政治連盟と連携を図りつつ、政府税制調査会、与野党の税理士制度推進議員連盟等に対して働きかけを行った結果、「平成24年度税制改正大綱」に、「税理士制度については…その見直しに向けた検討を進める必要がある」ことが明記された。

平成5年から平成24年までの歩み

平成24年(2012年)

自民党の政権回復／税理士法改正要望を機関決定

内外の動き

海外では、日本政府が、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島を購入して国有化を表明した後、9月15日に、中国国内の50都市以上で大規模な反日デモが発生した。武装警察が投入されたが抑制が効かなくなり、また一部が暴徒化して、日系スーパーの「ジャスコ」や「平和堂」、パナソニックの工場やトヨタの販売店等が破壊、略奪、放火されるなどし、大きな被害を受けた。デモは、翌16日には地方都市にも広がりを見せ、9月19日に中国政府が反日デモの抑制を強め各都市でデモ禁止の通達を出すまで続いた。

また、本年は、各国で大統領選挙等が行われるなど、首脳交代が続いた。

フランスでは、大統領選挙の決選投票で、フランソワ・オランド（社会党）候補が、現職のニコラ・サルコジ（国民連合）候補を破り、5月15日、第五共和政第7代大統領に就任した。

アメリカでは、11月6日、大統領選挙が行われ、バラク・オバマ（民主党）候補が、ミット・ロムニー（共和党）を破り、大統領再選を果たした。

中国では、11月8日から開催された中国

共産党第18回党大会において、胡錦濤総書記が退任し、11月15日、習近平が、第5代中央委員会総書記に選出された。

韓国では、12月19日、大統領選挙が行われ、朴槿恵候補（セヌリ党）が革新派の文在寅候補等を接戦の末破って当選した。

国内では、東京タワーに代わる新電波塔として、平成20年7月から着工されていた東京スカイツリーが、3年半の期間をかけて、2月29日に竣工し、5月22日より展望台として開業した。

10月8日、山中伸弥京都大学iPS細胞研究所所長・教授が、「成熟細胞が初期化され多様性をもつことの発見」により、ノーベル生理学・医学賞を受賞した。

11月16日、衆議院が解散され、12月16日、自民党が、第46回衆議院総選挙で294議席を獲得し、単独で絶対安定多数（269議席）を確保する大勝で第一党に返り咲いた。また、連立を組む公明党の31議席と合わせて衆議院再可決が可能となる3分の2を超える325議席を獲得し、政権を奪回した。その結果、12月26日、自民党総裁の安倍晋三氏が第96代内閣総理大臣に指名され、第2次安倍内閣が発足した。

平成5年から平成24年までの歩み

スポーツでは、7月27日から8月12日まで、ロンドンオリンピックが開催された。日本選手陣は、吉田沙保里の3大会連続金メダルをはじめ、金7個、銀14個、銅17個の計38個のメダルを獲得した。

日本税理士会連合会

税理士法改正については、6月28日、日本税理士会連合会、国税庁、財務省主税局（オブザーバー）による勉強会において出席者から出された意見を整理した「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」を公表した。

次いで、9月6日の正副会長会に、「税理士法に関する改正要望書（案）」を中間報告した後、新たに「税理士が行う租税教育への取組みの規程整備」を付け加え、9月26日の理事会で、「税理士法に関する改正要望書」（18項目）を機関決定し、翌27日に、国税庁長官及び財務省主税局長に提出した。

「税理士法に関する改正要望書」については、その後の国税庁及び財務省主税局との協議を踏まえ、税理士法改正特別委員会において、平成25年度通常国会における実現可能な項目としての12項目に整理した「税理士法に関する改正要望書（平成25年度改正要望項目）」を取りまとめ、11月25日の正副会長会、翌26日の常務理事会で報告するとともに、民主党、自由民主党、公明党に対する働きかけを行った。

その結果、平成25年1月24日、平成25年

度与党税制改正大綱に、検討事項として、「税理士制度については・・・税理士法の改正を視野に入れて、その見直しについて引き続き検討を進める」ことが明記された。

また、「平成23年税制改正大綱」に、納税環境整備の一環として官民協力しての租税教育の充実が盛り込まれ、次いで、平成23年11月16日付で、文部科学省、総務省及び国税庁を構成員とする「租税教育推進関係省庁等協議会」が発足し、日税連も賛助会員として参画したこと等を踏まえ、4月26日、租税教育を推進する独立した分掌機関として、新たに「租税教育推進部」を設置した。

昨年に引き続き、東日本大震災の被災者に対する無料税務相談を、東北税理士会の協力の下、東京・東京地方・千葉県・関東信越・近畿・北海道税理士会の共催により、2月4日、5日の両日実施した。

なお、近畿税理士会では、東日本大震災への対応の一環として、大阪国税局において公募された「平成23年分確定申告コールセンターにおける税理士業務等委託（東日本大震災対応分）」を受託し、東北税理士会及び同会会員の税務支援の軽減と被災者支援に資することを目的とする「東日本大震災対応分の確定申告コールセンター」を設置して、1月17日から3月15日までの間、述べ1,052人の会員が従事して電話相談を行った。

また、財団法人日本税務研究センターが、内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受け、2月1日、公益財団法人に移行した。

日税連の活動

税理士制度 —税理士法改正を中心に—

税理士制度は、昭和17年に税務代理士法が制定されてから、今年で70周年を迎えた。平成4年の税理士制度50周年から、この間の20年における税理士制度の歩みの中で特筆すべき点は、平成13年の税理士法改正（以下「平成13年改正」という。）であろう。

本稿では、昭和55年以来の大改正といわれた平成13年改正の主な内容を振り返り、当該改正が今日の税理士業界に与えた影響についても述べることにする。

① 補助税理士制度の創設(法第2条第3項)

かつては、他の税理士の事務所に勤務して業務を行う税理士という概念は、税理士法上明確にされていなかった。そこで、税理士登録をしながら他の税理士の事務所に勤務している税理士の資格を積極的に活用できるよう、補助税理士制度が創設された。

平成24年10月末日現在、補助税理士の登録者数は、全登録者の約10%に達しており、特に登録直後で顧問先を持たない若手税理士にとって、有力な選択肢として定着しているといえるが、補助税理士である間は自らの顧客を持つことができないため、独立開業へ向けて準備する機会を妨げる結果となっている。

平成22年に実施した「税理士実態調査・予備調査」においても、補助税理士の回答者415人のうち約7割が、自らの顧客を持ちたい旨回答している。

そこで、日税連では、次なる税理士法改正において、補助税理士を「所属税理士」に改称するとともに、自らの顧客を持つことができることとするよう要望している。

② 税務訴訟における補佐人制度の創設(法第2条の2)

税理士が税務訴訟の補佐人として出廷するには、行政事件訴訟法第7条及び民事訴訟法第60条により、裁判所の許可を得なければならなかった。しかし、租税に関する争訟が高い専門技術性を有していることに鑑み、税理士が裁判所の許可を要さず届出のみで補佐人として納税者を援助することができるよう、補佐人制度が創設された。

補佐人制度創設前の平成12年度における税務訴訟の納税者勝訴率（一部勝訴及び全部勝訴）は5.9%であるが、平成23年度は13.4%となっている。平成22年の長崎年金訴訟の納税者勝訴をはじめとして、補佐人制度が税務訴訟に与えた影響は大きいものがあり、国民・納税者からの更なる信頼の確保に繋がるものと期待される。

③ 税理士会員の研修受講努力義務規定の創設(法第39条の2)

税理士に対する納税者等の要請の複雑化・多様化に対応し、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指すためには、税理士の資質の一層の向上が必要であることから、研修受講努力義務規定が創設された。

これによる研修受講率の変化については、過去の統計が不十分だったこともあり、明白でないが、現在においても、税理士会研修細則に規定される36時間の研修受講を満たしている者の数は、決して多くはない。

平成13年改正以降、日税連及び税理士会における研修実施体制は確実に充実してきており、日税連では、研修受講率を高め、もって税理士の資質のさらなる向上を図るため、次なる税理士法改正において、研修受講の義務化を要望している。

④ 税理士法人制度の創設（法第48条の2～第48条の21）

複雑化、多様化、高度化する納税者の要請によりの確に答え、業務提供の安定性・継続性の確保による納税者利便の向上及び士業における規制緩和の観点から、税理士法人制度が創設された。

平成24年10月末日現在、税理士法人は、従たる事務所を含め3,500余りを数え、100人以上の税理士を抱える大法人も存在するなど、税理士の業務形態としてごく一般的なものとなった感がある。

しかし、一般の法人とは制度的に異なる点も多く、日税連には日々多くの税理士会員から質問が寄せられている。このため、「税理士法人の手引」や「税理士法人に関するQ&A」を随時改訂するなど、今後もフォローを

行っていくこととしている。

⑤ 許可公認会計士制度の廃止(附則第37項)

許可公認会計士制度は、昭和55年の税理士法改正で登録即入会制を導入するに当たって、公認会計士が国税局長に通知することで税理士業務を行えるという通知公認会計士制度が廃止されたことに伴い、暫定的に設けられたものである。

この制度は、昭和55年から20年以上が経過したことを踏まえ、平成13年改正において廃止されたが、3年間の経過措置の最終年度となった平成16年度においては、公認会計士が新規税理士登録者の約25%を占めることとなった。

日税連では、国民・納税者の信頼に応えうる公平・公正な資格取得制度の構築を目指し、次なる税理士法改正において、税理士試験合格者以外の者に対する税理士資格の付与に当たり適切な能力担保措置を講じるよう要望している。

以上のように、平成13年改正は、税理士業界に多大な影響を与えるものであったが、残された課題も多い。そのため、日税連では、平成24年9月26日に機関決定された「税理士法に関する改正要望書」に基づき、次なる税理士法改正の実現に向けた取組みを行っており、税理士制度及び申告納税制度の更なる発展がもたらされることを期待したい。

日税連の活動

税務支援制度の充実

現在の税務支援制度は、平成16年12月に決定した「新時代における税務支援のあり方」において、税理士法の定めにより実施する「税務援助事業」と税理士会の自主的施策として実施する「税務指導事業」の2つの事業を基軸として新たに構築され、その後の「公共調達の適正化について」に伴う税務支援の再構築により、現在は、「独自事業」「受託事業」「協議派遣事業」に大別されている。

この税務援助事業は、小企業納税者に対し、記帳から申告に至る一貫した継続的な指導を実施することを目的として、昭和38年10月30日に、国税庁、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）及び全国青色申告会総連合による3者協定「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」が締結されたことが契機となっており、この時から小企業納税者に対する税務指導が本格的に開始された。

その後、国民・納税者から信頼される税理士制度の維持発展等の見地から、小企業納税者に関する諸施策が講じられてきたが、昭和55年の税理士法改正において、税理士法（以下「法」という。）第49条の2第2項第9号に、税理士会会則の絶対的記載事項として、「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」が新設された。これを受けて、日税連は、会則に税務援助に関する規定を設けるとともに、

この規定に基づいて、これを実施する具体的な方法として「税務援助の実施の基準に関する規則」が定められた。

平成に入ると、社会経済の進展や税務環境の変化等により、当時の税務支援規則と実態とが乖離したことから、当該規則の見直しを行うとともに、それまでの暫定取扱要領を「税務援助の実施の基準に関する細則」に改め、税務援助の実施体制の再構築を図った。

平成13年に税理士法が改正された際には、「税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定」が廃止されたことを受けて、税務支援の報酬(著しく低い報酬)について報酬規定に定める報酬金額のおおむね100分の20を限度とする旨の旧細則の規定が改正されたほか、税理士法人制度の創設に伴い、社員税理士及び補助税理士が税務援助に従事する際の税理士及び税理士法人に対する協力義務が新設された。

次いで、平成15年の消費税法の改正に伴い、課税売上高1,000万円を超える新たな小規模の課税事業者が当初150万人程度増加することが見込まれ、これらの事業者への対応が新たな課題として浮上したこと等を踏まえ、平成17年4月21日に日税連会則を改正し、すべての税理士が税務支援に従事することを明記するとともに、税務支援規則及び同細則の全面改正を行い、税理士法の定めにより実施する「税理士の社会公共性（税務援助

事業)」と税理士会の自主的施策として実施する「税理士の社会貢献（税務指導事業）」の二つの事業を基軸とする「新時代における税務支援のあり方」を構築した。

その後、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達の適正化について」が発出され、国税当局が行う委託事業という新しい事態が現出したことから、税務支援制度の再構築を行い、税務支援制度を税理士会が自らの意思で実施する「独自事業」と、国又は地方公共団体ほか諸団体からの委託を受けて実施する「受託事業」に大別し、平成20年度に税務支援規則及び同細則を変更するとともに、従来の確定申告相談方式は廃止し、税務相談所方式は独自事業に吸収し、協議派遣方式は協議派遣事業に変更し、現在に至っている。

このように税務支援制度は、法第1条の「税理士の使命」に基づき、税理士業務が憲法に定める国民の義務の履行にかかわる租税を扱う点において、税理士の社会的責務に立脚した制度となっている。

税理士業務は、法第2条において、他人の求めに応じ、租税に関し、税務代理、税務書類の作成、税務相談の事務を行うことを業と

する旨定められているが、納税者の中には、納税義務が発生しながらも、税理士報酬を支払う資力に乏しい経済的弱者も存在しており、これに対処するため、法第49条の2第2項第9号に基づく会則の絶対的記載事項として、税理士の社会公共性に立脚した施策である税務援助事業が規定されており、税理士は自らの社会公共的使命を自覚するとともに、それゆえに、日税連会則において、税理士会員に対する税務支援の従事義務が課せられていることを理解する必要がある。

この税理士による社会貢献事業である「税務支援制度」を充実させることにより、税理士制度に対する国民の理解が深まり、もって国民の財産である税理士制度がその重要性を増すとともに、国民からの信頼に応え得る制度となる。

税理士制度発足から70年を迎え、税理士制度が更に発展していくためには、全ての税理士会員が、法第1条に定める税理士の崇高な使命を自覚し、この社会公共的使命に基づく「税務支援制度」を更に充実・発展させていくことが求められている。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

日税連の活動

租税教育への取組み

租税教育への取組みは、平成10年頃を境に、租税教育を重点施策に掲げ積極的に取り組む税理士会が現れるようになった。

日税連においても、平成11年度の広報部事業計画において、初めて、「租税教育の推進に対して協力する」ことを取り上げ、次いで、平成15年度事業概況報告に、「租税教育の推進」が重要事項として記載されるとともに、平成24年度より、「租税教育の普及、推進及び充実を図る」ことが重点施策として掲げられることとなった。平成15年度における租税教育への取組みは全国で333件であったが、その後飛躍的に増加し、平成23年度においては5,433件を数えるに至っている。

日税連では、平成16年度に初めてパワーポイントを活用した高校生向けのモデルテキストを作成し、次いで、平成17年度には小学生向けを、続いて、平成18年度には中学生向けのテキストを作成するなど年々内容を充実させながらその対象範囲を広げており、現在のテキストでは、各税理士会がこれまで作成してきたテキストを資料としてDVDに収録するなど幅広い収録内容となっている。

租税教育が大きな転機を迎えるきっかけとなったのは、「平成23年度税制改正大綱」に、納税環境整備の一環として官民協力しての租税教育の充実が盛り込まれたことにある。これを機に、日税連では平成23年4月21日付で「租税教育基本指針」を制定した。

また、平成23年11月16日には、文部科学省、総務省及び国税庁を構成員とした「租税教育推進関係省庁等協議会（通称：中央租推協）」が発足しているが、この協議会に、これまでの租税教育への取組みに対する高い実績が評価され、日税連が賛助会員として参画することとなった。この「租税教育推進関係省庁等協議会」における確認事項に基づき、関係省庁から傘下の諸機関に対して租税教育の推奨に係る依頼文書が発遣（文部科学省平成23年12月12日付、総務省同12月19日付、国税庁同12月22日付）されており、これにより、今後、教育現場における租税教育受入れに対する協力体制作りが積極的に展開されることとなる。

一方、日税連においては、租税教育の推進の方策の検討方についての会長諮問を受けて、広報部で検討を行った結果、独立した分掌機関を速やかに設置し租税教育を推進すべきとの答申を行い、その後、平成24年2月23日開催の正副会長会で、租税教育推進部の設置を柱とする「日本税理士会連合会会務執行規則の一部変更案」が協議決定された後、同年4月26日開催の臨時総会で承認可決され、「租税教育推進部」が新たな部として誕生した。

租税教育における今後の課題としては、高等学校、大学等への租税教育の取組みがある。租税教育の開催件数の多くは小・中学校

日税連の活動

に偏っており、高校・大学における租税教育の浸透が進んでいない（下図参照）。

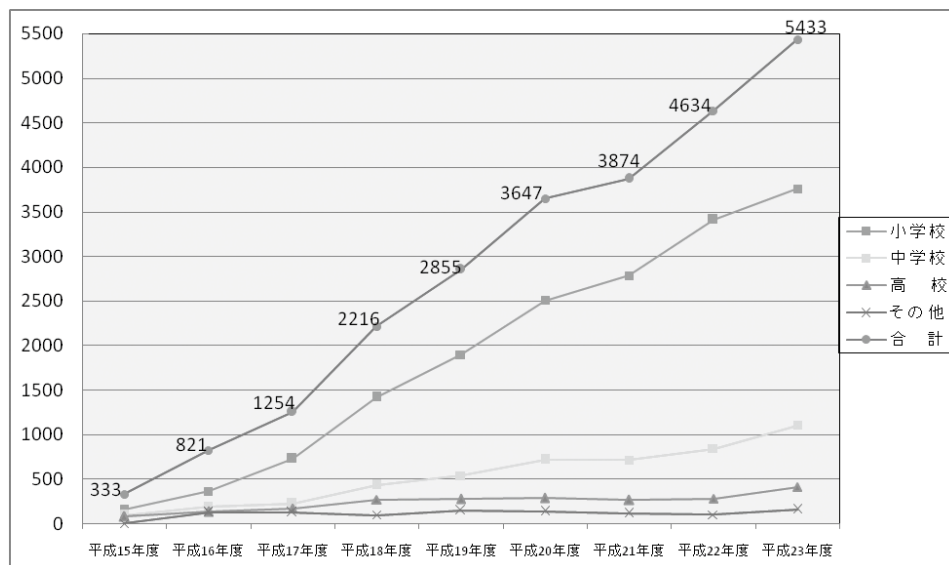
また、租税教育は教員によって行われるのが本来の姿であろうが、租税教育を行える教員の数不足している現状を踏まえると、当分の間は、税理士会、税務当局、各種租税関連団体の協力の下に行われるのが望ましい。

このため、日税連では将来の租税教育を担う教員を育てることを目的として、全国教育大学協会の協力を得ながら、教育大学・教育学部における寄附講座の開催について検討を進めている。既に、愛知教育大学では、地元の税理士会と名古屋国税局の連携の下、大学

の講義に税理士、税務職員が参加し、教員とともに授業作りに当たるなど新たな試みも始まっている。

多くの税理士会員がこの事業に労を惜しむことなく参画した成果は一朝一夕では現れるものではないが、必ずや、何年、何十年か後に、租税教育を受けた日本の未来を担う子供たちが大人になり、正しい納税者意識を持ち、国を愛する心と共に国を育んでいくことを信じたい。

税理士による租税教室開催数の推移



日税連の活動

会計参与制度と中小企業の会計

会計参与制度は、会社法（平成17年6月29日成立、平成18年5月1日施行）において規定され、中小会社の計算の適正担保制度の検討のなかで創設された制度である。

会計参与は、株式会社の役員であり、すべての株式会社において任意に設置可能な内部機関であるが、他の機関からの独立性を有しており、税理士等の会計専門家のみが就任できる。会計参与には、取締役又は執行役と共同して計算書類を作成し、株主総会での説明及び会計参与報告の作成が義務付けられており、これらの計算書類等の備置き・開示する職務等を担い、計算書類の記載の正確さに対する信頼を高め、株主・債権者の保護及び利便に資することを目的としている。

① 会計参与制度創設の経緯

中小会社の計算の適正担保制度については、昭和61年5月に公表された「商法・有限会社法改正試案」において、中小会社の計算の適正を担保する制度として、いわゆる「正規の監査」よりは限定された内容の会計専門家による「会計調査人」制度が提案された。

しかしながら、「会計調査人」制度については賛否両論があり、最終的には改正案から除かれ、平成2年の商法改正時には、衆議院法務委員会において「会計専門家による中小会社の計算の適正担保の制度についての検討及び立法上の措置」が、また、参議院法務委員会において「中規模以上の会社の計算につ

いては、会計専門家による適正な監査制度の法確立を図るため調査検討」との附帯決議がなされている。

一方、税理士の会計専門家としての識見等が評価され、平成9年に地方公共団体の外部監査人（地方自治法）として、次いで、平成14年には現物出資等の財産の評価証明資格者（商法）として規定された。

法制審議会会社法（現代化関係）部会では、平成17年通常国家への法案提出を目指して、平成14年9月から、商法第2編・有限会社法及び商法特例法の各規定を体系的に見直し、「会社法制の現代化」についての検討を始めた。これを受けて、日税連では、「会社法制の現代化」の中に中小会社の計算の適正担保制度を創設することの必要性についての理論構築の検討を行った。

その後、平成15年10月、同部会は「会社法制の現代化に関する要綱試案」を公表したが、中小会社の計算の適正担保制度については、会計監査人監査をすべての株式会社に導入可能とするもののみであった。

この「要綱試案」がパブリックコメントに付されたことから、日税連は、「小会社における計算書類の適正担保制度のスキーム」としての意見を提出した。その結果、平成16年6月、同部会において、主に中小会社の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高める制度として、税理士等を資格者とする「会計

参与制度」創設の考えが示されるに至った。

「会計参与制度」は、会社の内部機関であるという点において違いはあるものの、日税連が提案していた「小会社における計算書類の適正担保制度」と大きく変わるところはないと考えられたことから、平成16年6月29日開催の日税連理事会において、その実現を目指すとの方針が決定された。

その後、「会計参与制度」創設を含む会社法は、平成17年6月29日に成立した。

② 「中小企業の会計に関する指針」策定の経緯

平成14年5月の商法改正において、会社の計算規定を法務省令に移行することにより、中小企業に影響を及ぼす可能性があることから、衆参両議院において、「証券取引法の適用のない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること」との附帯決議がなされている。

これを受けて、同年6月に、中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」が、資金調達手段の多様化等による信用供与に資する計算書類の信頼性の確保を図るため、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。日税連では、「中小会社会計基準」を作成して、同年12月に公表し、さらに、15年6月には、日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を取りまとめたことにより、会計処理に当たって拠るべき3つの基準が存在することとなった。このため、実務の現場においてどの基準を適用すべきか混乱が生じるとの指摘がなされた。

そこで、これらの基準の統合に向けて、平成17年3月に、日税連、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が共同で「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」を設置し、検討を開始した。この検討委員会には学識経験者のほか、法務省、中小企業庁、金融庁の担当者も参画した。

関係4団体は、中小企業が計算書類を作成するに当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記事項等を示すとともに、会計参与が計算書類を作成するにあたって拠ることが適当な会計のあり方を示した「中小企業の会計に関する指針」を平成17年8月に公表し、以後、毎年見直しが行われて現在に至っている。

一方、平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」（中小企業庁／中小企業の会計に関する検討会）が公表されたことから、同要領の適用状況を確認するための書類として、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」を作成し、公表した。

会計参与制度が創設され、会計専門家として会社法に税理士が明記されたことは大変重要で意義があり、税理士は制度を普及・定着させる社会的責務がある。

日税連では、会計参与制度が、会社の継続的发展・経営力向上に資すると考え、制度創設時から、「会計参与制度の手引き」及びリーフレットの作成、研修会の開催等を継続的に実施するなどの普及活動を行ってきた。今後、多くの税理士が会計参与に就任し、活力のある企業を育てることを期待したい。

日税連の活動

国際交流への取組み（AOTCAを中心に）

① 日税連による国際交流の経緯

日税連による国際交流は、昭和40年以降、税理士会会員を対象に諸外国の税務関係団体、行政庁及び税理士事務所見学等の視察訪問の形態で企画されてきた。

その後、個人参加型の国際交流から2国間交流を重視し、1989年のドイツ連邦税理士会に始まり、1991年には韓国税務士会、そして現在では14団体と友好協定を締結するなど交流を深めている。

② AOTCAの活動と課題

AOTCA（アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会）は、税理士制度50周年記念事業として、1992年11月に、6カ国・地域の10団体の参加によって設立され、「税制、税務行政及び税理士制度に関する情報、経験及び知識の交流促進」に取り組んでいる。

AOTCAでは、毎年全加盟団体の長を構成員とする年次役員会及びセミナーを開催するほか、定時総会（隔年開催）や国際コンベンション（5年に1回、加盟団体持回り方式）等の会議を開催している。また、加盟団体の増加と事業の拡大に伴い、会務執行の迅速な対応を図るため、2012年より、日税連を含めた特別委員会を試行的に設置しており、今後は、常任委員会の新設や加盟団体のCEO（Chief Executive Officer）で構成する「CEOフォーラム」の設置が検討されている。

なお、これまで会員に対する情報伝達媒体として会報『AOTCAジャーナル』を発行してきたが、これを廃止してウェブサイトからの情報提供に移行するとともに、論文集『テクニカルレポート』についても、今後は、香港工科大学との共同で『Asia Pacific Journal of Taxation（アジア・パシフィック租税ジャーナル）』を発行することで同大学と覚書を締結している。

このほか、納税環境については国家間に差異があることが着目され、CFE（Confederation Fiscale Europeenne：ヨーロッパ税務連合）とSTEP（Society of Trust & Estates Practitioners：信託・不動産管理者協会）との共同プロジェクトとして納税者権利憲章のモデル作成を進めている。既に、納税者憲章を有する国と有しない国との間の納税環境に関する違いについて、各加盟団体に対して70項目を超えるアンケート方式の実態調査を実施し、これまでに37か国から回答を受けており、今後、報告書の取りまとめを行う予定である。

また、AOTCAの数年来の課題として、収入の約80%を3団体（日本、オーストラリア、韓国）からの助成金に依存している問題があった。日税連では、加盟団体間の経済的負担の公平化を進め財政的自立を図るべきである旨提案を行ったところ、2012ソウル会議において、参加団体による運営費負担の適

正化に向け一部改善が図られた。

③ 日税連の今後の役割

AOTCAは、CFEやSTEPとの協調関係、OECDとの情報交換、さらに2005年以降のSGATAR（Study Group on Asian Tax Administration and Research：アジア税務長官会議）との交流にみられるように、税務専門家団体の国際機関として広く認知されてきている。

ところで、日税連は、職業法に基づく税務専門家制度を有する先進国として、アジア諸国への税理士制度の紹介及び導入を支援しており、これまでに、韓国（1962）、インドネシア（1965）、中国（1995）、ベトナム（2008）、モンゴル（2012）等の国々に税理士制度が導入されるに至っている。

しかし、制度を支える職業法の整備、組織の確立と運営状況については十分な情報の共有がなされていないのが現状である。また、

各加盟団体では、国内事情によってそれぞれの制度が年々変化しており、AOTCAでは各加盟国の状況を常に把握し、必要な支援体制を講じる必要がある。

AOTCAの加盟団体多くは、英語圏ではなく、国際交流上のハンディを背負っているが、アジア・オセアニア地域の税務専門家団体の国際機関として、AOTCAを創設した原点を改めて確認する必要がある。

AOTCAは、日税連にとっても重要な情報発信の場であり、また、日税連にそうした役割を求める加盟団体からの要請を受けて、今回の役員改選で池田日税連会長が会長代理に選任された。

節目を迎えるAOTCAにおいて、日税連は重要な役割が求められており、国際交流の継続の重要性を踏まえて十分な支援体制を構築し、AOTCAの今後更なる発展を支えるための役割を担うことになる。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

日税連の活動

公益活動への対応

公益活動対策部は、税理士の職能を活用し、公共の利益に資することを目的とする業務を所掌しており、拡大する税理士の公益的業務に対応するために平成13年に設置された公益的業務対策特別委員会を組織変更して、平成19年に設置された。地方自治法改正による地方公共団体外部監査制度をはじめとし、政治資金規正法の改正により導入された政治資金監査制度及び民法改正に伴う成年後見制度等に対応するための研修会開催を含め、税理士の社会貢献的活動に関する諸施策を実施してきた。

地方公共団体外部監査制度は、平成9年に地方自治法改正に伴い導入された制度で、外部監査人の資格要件に税理士資格が取り入れられたことから、日税連では、平成9年に地方自治体外部監査研究会を設置して検討を進めた後、平成10年4月に地方公共団体外部監査対策室に組織変更し、同年より地方公共団体外部監査制度演習型研修を全国規模で開催した。なお、この演習型研修履修者のうちレポートによる審査で基準に達した会員に対して履修証書を発行するとともに税理士会に履修者名簿を送付し、これを受けて税理士会では各地方公共団体に対し当該履修者名簿を提出するなどして、外部監査人への選任要請を行った。

その後、平成21年6月、第29次地方制度調査会が「今後の基礎自治体及び監査・議会

制度のあり方に関する答申」において、監査機能の充実強化の必要性を述べ、監査委員制度の監査能力向上と体制強化に係る具体策として税理士等の専門職の登用促進等を答申したことを受け、日税連は、監査委員制度を含めた地方公共団体の監査制度全般に関する対応を行うべく、監査委員の就任状況を調べるために各税理士会会員に対してアンケートを実施し、平成22年度より、これまでの外部監査制度研修の研修カリキュラムに監査委員制度の内容を組み込み、「地方公共団体監査制度研修（基礎研修及び実務研修）」を実施することとした。

これまでに外部監査制度演習型研修及び監査制度実務研修を履修した者は、累計で2,696名に上り、包括外部監査人に従事した税理士は累計で102名、平成23年度の包括外部監査人就任者のうち税理士は34名である（いずれも税理士・公認会計士を含む。日税連調べ）。

また、政治資金監査制度は、平成19年の政治資金規正法改正により導入された制度で、登録政治資金監査人の資格には、税理士であることがその要件の一つとなっている。この制度の維持・発展には、まず登録者数の確保が必要との観点から、日税連及び税理士会においては、登録政治資金監査人に登録し、総務省主催の研修に参加するよう勧奨してきた。平成25年1月25日時点の全国の

登録政治資金監査人4,254名のうち、税理士は3,255名となっており、税理士会においては、各政治資金団体に対して税理士を登録政治資金監査人に登用するよう要請している。

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）により導入された特定非営利活動法人（NPO法人）に関しては、反社会集団への対応や税知識の欠如による混乱等の防止の観点から、NPO法人の会計や税務に関する研修会講師や相談業務に従事するアドバイザーとしての役割を担う会員を対象にNPO法人担当者研修会を実施してきた。また、認定NPO法人制度については、当時の所轄庁が国税庁であったことから、認定申請事務は税理士業務とされていたため適切な運営となるように配慮してきた。平成23年6月のNPO法改正により、平成24年4月より、認定NPO法人の所轄庁が国税庁から都道府県又は政令指定都市に移管されたところであるが、NPO法人の税務会計アドバイザーとしての活動は従来どおりとなることから、今後も適宜研修会を実施していく予定である。

その他、成年後見制度に関しては、平成23年7月に日税連成年後見支援センターが設置

され、所掌の移管が行われたが、制度開始の平成12年当時から平成23年7月までは公益活動対策部において、税理士会における成年後見制度に関する指導的立場の会員養成を目的として成年後見制度指導者研修を実施する等の対応を行ってきた。

日税連は、各地域の税理士会の連合体として、税理士法第1条の目的を達成するために税理士会が果たすべき役割を協議決定しており、税理士の税理士法上の責務はもちろんのこと、税理士の資格を要件とする各法律上の役割にとどまらず、広く税理士の職能を期待される制度に至るまで貢献し、もって納税環境の健全な維持に貢献していくべきものと考ええる。

以上のように、税理士が資格要件等にあげられている制度や税理士の職能を生かして社会に貢献する制度等に従事する税理士会員が活躍することが、ひいては税理士制度を信頼ある確固たるものとすると考えており、会員の公益活動に関する従事状況等を調査し、適宜支援方策を検討のうえ実施するとともに、研修会の開催や情報提供などを行い、今後とも公益活動に従事する税理士会員を支援していきたい。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

日税連の活動

成年後見制度への対応

成年後見制度は、本人の残存能力を尊重するノーマライゼーションの理念を基本として、支援者が本人に代わって財産管理や身上監護を行うことを可能とするものであり、平成12年4月にスタートし、今年で13年が経過している。

日本の65歳以上の高齢者人口の割合は、平成25年1月時点で24.3%にも上り、このような「超高齢社会」において、成年後見制度は国民生活を支える重要な社会制度と考えられている。

日税連では、これまで公益活動対策部において成年後見制度に関する事項を所掌するとともに諸施策を行ってきたが、一層踏み込んだ形で業務を進めるためには、これまでの取り組みでは不足することが早くから指摘されていた。

また、成年後見事務に従事する会員からは、日税連の成年後見制度に取り組む姿勢が見えないとの意見があり、司法書士会が社団法人成年後見センター・リーガルサポート（現在は公益社団法人）、弁護士会がオアシス、しんらい等の成年後見を専門に担当する組織を立ち上げて全国規模で取り組んでいるのに対し、日税連は数段立ち後れている感が否めず、その結果、一般的に成年後見制度における税理士会の役割がほとんど認識されていないという状況を生み出していた。

以上のような状況を背景に、日税連では、

平成14年4月、成年後見制度の取組みに関する長期的展望に立った施策として「日税連成年後見支援センター（仮称）」の構築を、また、平成21年6月には、公益活動全般を支援する組織を日税連の外部に設立することを内容とする「日税連公益活動支援センター（仮称）の設立について」を具申したが、継続して検討することとなり、実現には至らなかった。

高齢化のスピードは加速度的に進んでおり、家庭裁判所への成年後見申立件数が急激に増加していく実状に鑑みれば、税理士会としての組織的支援体制の構築は急務と判断し、平成22年12月、再度、成年後見制度に特化した特別委員会として「日税連成年後見支援センター」の設置を具申し、平成23年1月13日の常務理事会で機関決定された。

これにより、平成23年7月28日の日税連定期総会終了後に「日税連成年後見支援センター」が設置されることとなり、対外的に大きな一歩を踏み出した。

日税連成年後見支援センターは、全国の税理士会の成年後見支援センターにおける業務支援及び連絡調整、研修・倫理指導の実施、成年後見賠償責任保険の運営等を主な事業としており、各税理士会成年後見支援センターにおいては、成年後見事務従事者及び制度利用者に対する電話又は面談による相談を実施するとともに、成年後見人等及び任意後見人

等の支援、研修会の実施、各種団体等との連絡協議会の実施、成年後見制度の普及・定着に関する施策の実施等を業務として行うこととしている。

なお、平成22年6月に開設した東京税理士会成年後見支援センターをはじめとして、平成23年9月に東京地方税理士会、平成24年4月に東北税理士会、同年7月に関東信越税理士会、名古屋税理士会及び九州北部税理士会、9月に千葉県税理士会、10月に南九州税理士会、そして12月に東海税理士会及び北陸税理士会が成年後見支援センターを開設し、平成25年1月末日時点では全国10ヶ所において電話等による相談事業を実施している。また、他の税理士会においても順次設置に向けて検討及び準備を進めている。

研修等に関する施策としては、成年後見制度研修実施要領を改定し、研修の種類を税理士会が行う「成年後見制度普及研修（制度普及研修）」及び「成年後見人等養成研修（後見人等養成研修）」、日税連が行う「成年後見指導者養成研修（指導者養成研修）」としたほか、後見人等養成研修履修者を登載した「成年後見人等履修者名簿」の更新制度を新たに導入し、履修者は2年間に10単位の研修単位を取得することで、名簿登載を更新できるといった研修体系を確立した。また、税理士

会は、後見人等養成研修履修者の中から家庭裁判所への推薦を希望する者を対象に「成年後見人等推薦者名簿」を作成し家庭裁判所に提出する等、会員の成年後見人等への選任要請を行っている。

日税連及び税理士会においては、成年後見制度に関し、以上のような取組みを行っているが、成年後見制度に従事する税理士会員を支援し、より一層踏み込んだ制度の普及推進を行うためには、現状の取組みではまだ不足している。

成年後見活動の現場においては、従事する税理士のボランティアに対する意思と善意によって支えられている側面が多い。

成年後見の業務を主体的に担うのは税理士個人であるが、その能力に対する社会的評価は個々の税理士にとどまらず、税理士業界全体の評価にも影響を与えることとなる。これからの超高齢社会において成年後見制度の果たす重要な役割を鑑みると、税理士に対する国民の信頼を得るためにも、税理士会の組織をあげてこの問題に取り組む必要があるのは言うまでもない。日税連成年後見支援センターにおいては、今後も様々な課題の解決に取り組みつつ、各地の税理士会成年後見支援センターと協力し、成年後見制度のより一層の普及・定着に向けて取り組んでいきたい。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

日税連の活動

阪神・淡路大震災と東日本大震災への対応

我が国は、諸外国と比べて、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火など自然災害が多く発生しており、この20年でも、「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」という各地に甚大な被害を及ぼす地震が相次いで発生した。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大規模の地震と巨大津波が発生し、東北地方及び関東地方など広範囲に渡って、死者15,000人を超える未曾有の被害をもたらされたほか、福島第一原子力発電所の事故も重なり、長期にわたる復興支援が求められている。

本稿では、「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」という2つの大地震に対する税理士会の活動について振り返る。

第1は、平成7年1月17日、淡路島北部沖の明石海峡を震源としたマグニチュード7.3の大地震が発生し、兵庫県を中心に近畿圏の広範囲に渡って、死者6,434人という深刻な被害をもたらした「阪神・淡路大震災」である。

確定申告期を目前に控えた時期に発生したこの大震災に対して、近畿税理士会では、直ちに会員の安否確認を行うとともに、救援対策本部を立ち上げ、被災地域における「税金よろず相談」や「被災納税者のための広域申告相談」などを実施し、近畿税理士会の多く

の会員がボランティアで相談に応じた。

また、この税務相談事業の開催について、テレビ・新聞を活用しての広報を行った。

日税連では、大蔵大臣、自治大臣、国税庁長官、大蔵省主税局長及び自治省税務局長に対して、緊急要望書を提出したほか、阪神大震災対策室を設置して、近畿税理士会との緊密な連携を図りながら義援金募集など諸施策を講じた。

第2は、「東日本大震災」である。日税連では、地震発生が平成22年分の確定申告期限を間近に控えていたことから、翌12日付で、財務大臣及び国税庁長官に対して、申告書の提出期限の延長及び雑損控除の特例措置について要望書を提出した。

次いで、3月23日に、東日本大震災救援対策本部を立ち上げ、税理士会等を通じて会員に対して義援金募集の呼びかけを行ったほか、税制、金融、税務支援など幅広い被災地支援の施策について検討を進めた。

また、被災者に対する税務支援として、同年11月26日及び27日に全国一斉の被災者及び避難者向けの無料税務相談を全国80会場で実施した。これは、東日本大震災による避難者が全国各地に多数存在することから実施したもので、2日間で、延べ648人の被災者の相談に応じた。

翌24年の2月4、5日には、6税理士会（東京、東京地方、千葉県、関東信越、北海道、

近畿税理士会)から20人を東北税理士会に派遣し、被災者に対する無料相談を実施し、2日間で143人の被災者の申告相談に応じた。

さらに、平成25年2月23、24日には、税理士記念日行事の一環として、各税理士会で避難者に対する無料税務相談を実施するとともに、全国の税理士会から総勢22人を東北税理士会に派遣し、避難者に対する無料税務相談を実施した。

これらは日税連と税理士会の共催による独自事業として実施したが、被災者に対する全国的な税務支援事業としては初の試みであった。

なお、近畿税理士会では、東日本大震災への対応の一環として、大阪国税局において公募された「平成23年分確定申告コールセンターにおける税理士業務等委託（東日本大震災対応分）」を受託し、東北税理士会及び同会会員の税務支援の軽減と被災者支援に資することを目的とする「東日本大震災対応分の

確定申告コールセンター」を設置して、平成24年1月17日から3月15日までの間、述べ1,052人の会員が従事して電話相談を行った。

一方、税理士会等を通じて、総額で735,402,334円の義援金が寄せられたことから、東日本大震災救援対策本部にて検討を行い、被災者に対する救援活動を支援するため、東北税理士会を始め被災地域の税理士会に対して536,479,384円を配布するとともに、中央共同募金会に対して198,922,950円の寄附を行った。

東日本大震災の深い傷跡は未だ各地に残されており、被災者に対する継続的な支援が求められている。70周年を迎えた税理士制度の更なる発展に向けて、税理士の有する社会的・公共的使命を強く自覚しながら、被災地復興の一助のため、引き続き、税務支援を始めとして税理士としての職能を生かした貢献活動を行うこととしたい。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

就任時の思い出

会長時代を振り返って

第14代会長 森 金次郎



平成9年の日税連会長選挙に、税理士法改正・会館建設・商法改正の3項目の実現をスローガンとして、立候補した。

選挙前に突如として、地方自治法改正による、地方公共団体外部監査制度の導入が、平成9年3月11日に閣議決定されたが、外部監査人の有資格者から税理士が除かれていた。そこで国会に強力に働きかけ、委員会修正で全党賛成で税理士も加えることとなり、平成9年5月28日に成立した。

平成9年7月、日税連会長へ就任。直ちに税理士法改正に取り組み、国税庁・主税局と接触し翌10年4月から、国税庁・主税局・日税連の3者による勉強会を約2年間開催、それと呼応して自民党の「税理士制度改革推進議員連盟」のワーキンググループとも研究会を行った。

国会承認を確実にするため、参議院先議の手法を行って廃案、継続審議等にならないようにして、平成13年5月25日、20年振りに税理士法が改正された。

会館建設については、平成5年頃から議論されたが、バブル時代当時には土地建物が120億円と見積られていた。私は税理士業界としては、50億円程度が力の限界ではないかと思っていた。全会員に平等に負担頂くの

であるから、全会の承認を得るまでにかなりの時間が必要であった。会員の意見は、羽田空港・新幹線・山手線の内側という立地条件が出された。

結論に至るまでに長時間かかったのが幸いしてバブルも落ち着き、現在地（品川区大崎）である最高の立地場所が幾多の苦勞の結果、取得できた。総予算は私が当初想定していた50億円に止まり、平成13年1月竣工を見た。

商法改正については、税理士が外部監査人となることには、各方面の抵抗があった。平成15年頃から商法の全面改正が議論され、私も税理士会代表として、法制審議会会社法部会の委員として参画をした。税理士が業務を行いながら、監査ができる制度として、法務省と議論を重ね会社法に現行の「会計参与制度」を審議会に提案、異論はあったが平成17年6月29日に会社法が成立した。

そのほか、平成14年5月、商法の「現物出資等の財産価額の証明者」に、また、平成15年7月、「地方独立行政法人の監事登用」と、税理士法以外の法律に税理士が明記されたことは、私の本懐とするところで、思い出として述べた。ご支援頂いた会員皆様に心から感謝するものである。

今後の税制のあり方と 税理士が果たすべき役割

東京大学名誉教授 金子 宏

I はじめに

この度の社会保障と税の一体改革関連法案の成立による消費税率の引上げは、危機的状況に陥っているわが国の財政をかなりの程度改善し、またそのシンボル効果ないしアナウンスメント効果として、わが国が財政危機の克服に強い意思を持っていることを内外に示すことによって、国際格付機関によるわが国の公債の格付けの引下げを防止し、また国際ファンドがわが国経済に混乱の種を持ち込むことを予防する効果を持ち得るであろう。

もっとも、改善とはいっても、今度の税率引上げでは、2020年までにプライマリー・バランスを黒字にするという目標には届かず、現在の国内総生産額の約2年分の累積赤字はそのまま残ることになる（注1）。したがって、わが国の財政を健全化して、子孫に巨大な債務を残さないためには、更なる増税と歳出の削減が必要である。

このような問題意識から、この小稿では、今後のわが国の税制はどうあるべきか、そして、その中で税理士にはどのような役割が期待されるかについて、検討してみたい。

II 税制のあり方

① 適正なタックス・ミックスの確保

わが国の税制は、1988年の消費税の導入によって、シャウブ勧告の下における「所得

課税中心主義」から、「タックス・ミックスの時代」に入った。いうまでもなく、タックス・ミックスというのは、国の租税収入において一つないし同種の租税が圧倒的ウェイトを持つのではなく、所得に対する課税、消費に対する課税及び資産に対する課税が適度のバランスを保っている税制のことである。

たとえば、所得税に片寄った税制においては、税負担の公平を保つことはできるが、国民の重税感が大きくなり、また景気の変動につれて税収も変動する。これに対し、消費税に片寄った税制においては、消費は、所得に比較して、景気の変動につれて大きく変動することはないから、税収が比較的安定しているというメリットはあるが、公平な税負担を保つことが困難である。したがって、所得税・消費税及び資産税の3本の柱からなる税制、つまりタックス・ミックスの税制が、税制のあり方として最も好ましい。

ところで、3で述べるように、所得税の大規模な増税は実際問題として困難であるから、財政危機のこれ以上の進行を食い止め、プライマリー・バランスを早めに回復し、さらに累積赤字の減少を図るためには、今後ともその主要な財源を消費税に頼っていくほかはない。しかし、消費の金額は、所得の金額に比例して増加するわけではなく、通常は所

特別寄稿論文

得の金額の増加につれて消費の金額の割合は逓減するから、消費税は、逆進税の性質を持っている。したがって、消費税率の引き上げに当たっては、所得税をも含めた税制全体で適度の累進性を維持することができるような適切な対策をとる必要があると考える。

② 消費税のあり方

消費税については、その性質上、所得税におけるような基礎控除の制度を採用することは不可能である。そのため、消費税の負担は、所得の金額が最低限度の生活を維持するために必要な金額(最低生活維持費)を下回る人々にも及ぶことになる。この問題にどう対処すべきかについては、①食料品等の生活必需品について軽減税率を適用する方法と、②最低生活維持費のうち、消費税の対象となる部分の金額に対する消費税相当額の金額またはその一定割合を毎年度末に一括して現金で給付する方法とがあり得る。

このうち、①の方法では、軽減税率が低所得層のみでなく、中・高所得層にも適用されるため、制度の本来の趣旨に反する結果が生ずる。また、生活必需品の範囲を決めることが必ずしも容易でなく、軽減税率適用物品の意義と範囲について解釈・適用上の疑義が生ずることも少なくない。さらに、生活必需品の範囲の取り方にもよるが、それによる税収減が大きな規模に達することは、明らかである。

これに対し、②の方法においては、消費税の還付は、最低生活維持費の金額以下の所得しかない人々に対してのみなされるから、最低生活維持費を超える所得のある人々に利益

が及ぶことはない。ただし、この制度の下では、立法化に当たって、平均的に見て最低生活維持費のうち、どれだけの割合が消費税の対象となる支出に充てられるかを、生活実態調査等によって決定する必要がある、また、消費税相当額の全額を還付するのか、それともその一定割合のみを還付するのかが、政策判断の問題として残る。また、この方法を採用する場合には、誤った還付や不正給付を防止するため、還付を請求する者の所得の金額を正確に把握する必要があるが、それは、マイナンバー制度が採用され、正確に実施されるようになるまでは困難である。したがって、制度としては、第二の方法のほうが合理的であるとしても、その実施のためには、かなり長い準備期間が必要である。

第二の方法を所得税制度の一環として構想する場合には、給付付き税額控除の提案となる(注2)。これは、所得税と消費税を結び付けるのみでなく、税制と社会保障制度を結び付け、負の所得税にもつながる提案として注目に値する。

消費税については、そのほかにも多くの問題が残されている。例えば、帳簿方式かインボイス方式かの問題については、私は、今のところ、両者を併用する方式が適当であると考えている。また、使い勝手をよくするためにはどうしたらよいかという問題をはじめ、重要な問題が少なくないが、省略することにする。

③ 所得税のあり方

所得税は、租税の世界では王様のような存在である。タックス・ベースの最も広い租税

であるから、今後とも、消費税とともに基幹税の位置を占めていくであろう。

所得税の現在の最大の問題は、高度経済成長やバブル経済の時代と異なり、度重なる景気後退ないし不況と、それに伴うリストラや失業の増大、正規社員の給与の削減等によって所得税収の伸びが鈍化し、税収全体に占める割合が30%程度に低下していることである。今後も低成長時代が続くとすると、税源として大きな伸びは期待できないであろう。

しかし、他方で、起業家や発明家をはじめとして、一部の人々の所得の伸びは著しく、所得の格差は着実に拡大しつつあるともいわれている。この点については、実態をよく調査して、必要ならば現在の税率の上に一つないし二つのブラケットを新たに設けて、最高税率を引き上げることも検討すべきであろう。

金融所得の一律分離課税は、高い累進税率の適用を避けるために、金融資産が国外に移され、そこからの税収が失われるのを防ぐことを主な目的として設けられた制度であるが、累進税率の下で高い税率で課税されるはずの所得が低い税率の適用で済んでいる、という公平の観点からの問題がある。この制度は、現在の不十分な国際的所得把握体制の下では、セカンド・ベストの制度として維持すべきであると考え、今後の国際的所得把握の改善・充実を待って、その存在意義について再検討を行うべきであろう。

④ 法人税のあり方

現在のわが国が直面している最も深刻な問題の一つは、産業の空洞化の問題である。20

世紀の第4四半期以降、多くの有力企業が生産の拠点を海外に移しており、今世紀に入ってから、それは中小企業にも及びつつある。移転先としては、最初は中国が多かったが、最近ではベトナムやインドが脚光を浴びている。これは、そうしなければ外国企業との競争に敗れざるを得ないため、わが国の企業にとって止むを得ざる選択である。その結果起こるのは、国内における雇用の減少であり、関連産業の衰退である。

法人税の負担水準は、企業にとって外国企業との競争上、最も重要な要素の一つであるから、空洞化を防ぐためには、わが国の企業が外国に移らなくても、競争上不利にならないように税率を相当程度下げること検討する必要がある。もっとも、外国企業との競争条件としては、税負担のほか、人件費、為替レート等の問題もあるから、総合的な対策を考える必要のあることはいうまでもない。

また、わが国が東南アジア経済圏の中心としての地位を維持していくためには、欧米の企業が東南アジアに進出する場合に、中心的な統括拠点をわが国に置くように誘引することが必要である。そのためには、外国企業にとってのわが国の投資環境を思い切って改善する必要がある。複雑で時間のかかる各種行政手続の簡素化とスピード・アップ、行政指導の整理等、課題は多い。法人税その他の税負担の問題も投資環境の重要な要素の一つである。この点でも、東南アジアの国々の税負担との対比において、税率の引下げを考える必要がある。

長期的な課題として、法人税率を引き下げ

特別寄稿論文

でも法人税収は減少しない、むしろ増加するような対策を建てるべきであろう。ただし、これは税制のみの課題ではなく、総合経済対策の課題である。

⑤ 資産税のあり方

(1) 相続税・贈与税

最近、相続税を廃止した国が少なくない。わが国でも、相続税は識者の間で評判がよいとはいえず、租税法や租税理論の専門家の間でも廃止論が多い。贈与税についても、同様である。

しかし、私は、相続税の存在意義は失われておらず、むしろ税制の一部として必要であると考えている。それは、相続税の富の偏在抑制機能を重視するからである。一部の人々が生涯の間に巨大な富を蓄積するのは、その努力による場合や好運による場合など、理由はさまざまであるが、それは祝福すべき場合が多い。しかし、一部の人々に富が偏在すると、経済的不平等の結果として社会が活力を失い、また不安定化することも確かである。したがって、それらの人々の死亡の際に、その富の一部を相続税として社会に返してもらうことには、十分な理由がある。もちろん、相続制度は私有財産制度の一部であるから、遺産の全てないし大部分を相続税として徴収することは許されない。しかし、相当部分は返してもらうべきであろう。

相続税の存在理由ないし根拠を以上のように富の偏在の抑制に求めた場合には、相続税の姿は現在とはかなり変わったものになるであろう。第一に、税率構造については、現在よりも多数のブラケットを追加し、最高税率

はかなり高くなるであろう。第二に、基礎控除は若干増額され、またブラケットの幅は拡大されて、累進構造は全体としてかなり上方にシフトすることになるであろう。

以上は、どこまでも一つの試論である。この点について、いろいろの議論がなされることを期待したい。

(2) 固定資産税

固定資産税は、市町村の自主財源であり、その税収は、法人税の税収（平成23年度当初予算で7兆7,920億円）を超える規模に達しており（平成23年度地方財政計画で8兆8,792億円）、都市計画税と合わせると、市町村の税収の50%を超えている。

固定資産税については、土地の評価基準のさらなる適正化、住宅用地に対する軽減措置（地税349条の3の2）の見直し、租税特別措置の整理・合理化等によって、かなりの増収が期待できると考える。

Ⅲ 税理士が果たすべき役割

租税の実務は、今日、税制の複雑化に伴って、高度に複雑化・専門家・技術化しているが、そのような状況の下で、税理士は、税務に関するプロフェッショナル（職業専門家）として、水準の高い役務を依頼人に提供することを期待されている。税理士法によって、税理士の業務は、税務代理、税務書類の作成および税務相談、並びにこれらの業務の付随業務に限定されている（税理士法2条1項・2項）が、実際には依頼人である法人・個人の総合経営コンサルタントのような役割を果たしている場合が少なくない。

したがって、税理士の活動範囲は広く、かつ多岐にわたっているが、ここでは、その使命、すなわち基本的役割に限定して検討しておきたい。

税理士法1条は、税理士の使命として、独立・公正な立場で、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、租税法令が定める納税義務の適正な実現を図ること、と定めている。

すなわち、この規定は、簡単にいえば、税理士の基本的役割は納税義務の適正な実現を図ることである旨を定めているわけであるが、そこからは、次の二つのことがいえると考える。

第一に、この規定は、憲法30条の「国民の納税義務」の規定を受けて、①租税が国のあらゆる活動の資金であり、租税収入がなくなれば国民に対する公共サービスの提供が不可能になってしまうという意味で、租税は国家にとって必要不可欠な財源であること、および、②わが国が国民主権主義の理念に沿って申告納税制度、すなわち主権者である国民自らが自己の税額を計算してそれを申告し納付する制度を採用していること、にかんがみ、税理士は、依頼人である納税者が租税法令に定められているとおりの正しい申告と納付をするよう全面的に助言し、協力する義務を負っている旨を定めていると解すべきである。なお、この規定が、税理士は納税者の脱税行為や反倫理的行為に対しては、断固として反対すべき旨を含意していると解すべきことは、いうまでもない（なお、36条参照）。

第二に、この規定は、同時に、憲法84条の

租税法律主義（注3）の規定を受けて、税理士は、依頼人である納税義務者が違法な課税をされることのないように、その権利・利益の保護に努める義務がある旨をも定めていると解すべきであろう。というのは、①この規定は、税理士が専門家として独立・公正な立場で業務を行うべきことを定めているが、独立・公正という言葉には、租税行政庁の見解にも納税者の見解にもとらわれることなく、自らが正しいと考えるところに従って、という意味が含まれていると解することができるし、また、②「租税に関する法令に規定された納税義務」という表現と、それに続く「適正な実現」という表現とを合わせ見ると、この規定は、租税法律主義の考え方を表明した規定であると解し得るからである。したがって、税理士は、課税が違法であると考えられる場合には、納税者にその旨を知らせ、納税者の求めに応じて適切な対応を助言すべき旨を含意していると解することができる。

このように考えると、税理士法1条は、税理士の基本的役割として、正しい納税義務の実現と、納税者の権利・利益の保護の二つを合わせて規定していると解してよいと考える。

納税者の権利・利益の保護が税理士の役割であることは、不服申し立てに関する代理が税理士の業務の一つとして規定されていること（税理士法2条1項1号）からも明らかである。現行税理士法の制定の基礎となったシャープ勧告でも、異議申立て（protests）及び審査請求（appeals）の代理は、当然のこととして税務代理士の業務の範囲に含めら

特別寄稿論文

れていた。

もっとも、納税者の権利・利益の保護といっても、税理士の場合には、補佐人制度を除いて、その範囲は税務行政手続（税務署との交渉、異議申し立て、審査請求の代理等）に限定されていることに注意する必要がある。

以上のように、依頼人である納税者の権利・利益の保護が、税理士の基本的役割の一つであることは、現行税理士法1条の解釈論として認められるところであるが、それをより明確にするためには、税理士法の改正の際にその旨を1条の中で明定することが望ましいと考える。

（注1）平成24年8月31日付けの各紙夕刊に掲載の閣議決定参照。

（注2）給付付き税額控除については、提唱者である森信茂樹中央大学大学院教授の著書・論文を参照。

（注3）租税法律主義については、差し当たり、金子宏『租税法（17版）』70頁以下、「租税法の基本原則」、同『租税法理論の形成と解明』上巻42頁以下参照。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

今後の税制のあり方と 税理士が果たすべき役割

関西大学名誉教授 村井 正

I はじめに

—今後の税制に関するタックス・サイエンス・フィクション—

畏友アルベルト・レードラー税理士は生前自らの75歳誕生を記念して2008年tax science fiction に関するシンポジウムを開いた（注1）。25年後にEU法人税がどうなっているのか、という近未来予測を占う試みである。レードラーは25年先の100歳まで生きる自信がないと宣言して、ご丁寧にも遺言中で本日のシンポでの4人の講師の予測が実際にどうなったのかを確認するために2033年のシンポを今から4人の子息に委ねておいたという念の入れ方をしている。本稿の「今後の税制」の射程が「これから先」どの時点までを指すのか不明であるが、本稿の主題の一部は、まさにレードラーの提起したtax science fictionの一種であり、そうなる時には25年後を想定することもあるだろう。しかし、本稿は時間の幅につき弾力的に考える。

所得、資産、消費の主要課税ベースが「現在」も「今後」も基幹税となることに異論はないと思われるが、ただし、そのバランスは「今後」の経済社会の変化によって可変的である。今後「右肩上がり」が期待できず、「右肩下がり」を前提とすれば（この点の予測が一番難しい。）、「所得」課税及び「資産」課税にはよほどの工夫をしない限り税収面であ

まり期待できず、「消費」課税に重点を置かざるを得なくなろう。そうすると、租税の公平性をどのように担保すべきかが「今後」の大きな課題となる。

II 税制のあり方

① 消費税のあり方

我が消費税の母法を求めるとすれば、EUのVATであろう。VATの法的根拠は、第6次指令であるが、最近の欧州司法裁判所判例の蓄積等を媒介として「現代化」が施された新指令が詳細に整備された。我が消費税法も導入後20年以上経過し、導入時の中小企業のコンプライアンスを配慮した事業者免税点、簡易課税、帳簿方式、みなし仕入率、非課税等といった措置から生ずるゆがみ（益税、損税問題）にかんがみ、これを見直すべき時期がきているものと思われる。そうしたコンプライアンスの軽減緩和は、消費税の負担と転嫁の関係を不透明にしている。ゆがみの一因を立法時の拙速に求めるのは、安易にすぎるだろうか。現行法は、13の非課税項目を持つが、それぞれ非課税を維持すべき合理的理由があるのかをじっくりと検討すべきである。金融仲介取引については、仕入れと売上げに相当する利子をそれぞれ求め、そこから付加価値を算定することは可能である。欧州

特別寄稿論文

の論者のみならず、我が国でも主に経済学者によって理論的な分析がなされ、課税積極論が優位である。非課税から課税に転換するとしても、そんなに大きな税収可能性は期待できないが、非課税による仕入税額控除のゆがみを放置するわけにはいかないだろう。

税収面を考えれば、どうしても税率に着目するが、今後一層の税率引き上げを考えるのであれば、誰がみても不合理な消費税のゆがみにも着目し、速やかに見直すべきである。課税ベースのゆがみは、税率の引上げによってますます拡大することは必定である。課税ベースを適正化すれば、税率を据え置いても税収は増える。税率が今後2桁台に引き上げられると、非課税、ゼロ税率も含めた複数税率化は避けられず、仕入税額控除は機能不全に陥るおそれが生ずる。それともこれこそが正論なのだが、税率をいくら引き上げても複数税率化は採用しない姿勢を堅持することができるのか。

さらに、国境をまたぐサービスが増えると、国境税調整が注目され、GATT違反が問われるおそれも出てくる。国境税調整の場合、輸出免税についても益税が生じ、輸出免税、還付税額が不明確となり、帳簿方式をとる限り、輸出免税に含まれる仕入税額控除が相手国から輸出補助金としてGATT違反が問われかねない。税率が今後引き上げられると、そのおそれは強まる。輸出還付の正確な計算を担保し、GATT違反を払拭するには、インボイス方式への転換を急ぐべきである。その意味では、平成24年の「社会保障・税一体改革素案」でインボイス方式の採用が見

送られたことは、納税者のコンプライアンスに照らしても理解に苦しむ。

② 所得税のあり方

総合所得課税を維持しつつ、一定の分類所得課税をパラレルに容認してきたのが、我が所得税の特徴である。最近の例を挙げると、金融所得を一つにカテゴライズし、軽減分離措置を徹底する試みが注目される。金融所得の定義がその射程いかんによっては、広義の金融所得間の租税中立性も問われる。金融所得は元来租税の変化に敏感であり、逃げ足が速いといわれ、国外流出のおそれが常に付きまとう。得べかりし税収の国外流出を防止するには、金融所得への適用税率を引き下げざるを得ない。そのためには流入国の税率並みでないと実効性は担保できない。もう一つは金融取引に伴うリスクの分散化を図るため、金融所得の中で損益通算を認めることである。そうすると金融所得は、常に公平性を犠牲に供することになる。公平性を犠牲にしても、なおもこれを維持するに足る合理的理由がない限り、金融所得一元化は成立しない。金融所得一元化は、二律背反からも免れない。

さらに、金融所得一元化は、「貯蓄から投資へ」の金融革命を正面から支援する意図もあるが、相次ぐ金融危機もあり、金融投資環境は、不安定のままである。今後の我が国投資環境に照らせば、金融は戦略上、重要な選択肢の一つと思われる（ダブリン、名護の経験は、金融特区のあり方を戦略的に考える際の成功例、失敗例として参考になる。）。しかし、その反面「有害な租税競争」の非難は甘

受せざるを得ない。自己責任をベースとした金融革命の国内環境が整わないとすれば、投資家は、国境をまたいだ取引スキームに逃げざるを得ない。そうすると、税務当局もそれに対する対抗策（例—exit tax）を講じなければならない。これは一種のいたちごっこである。

③ 法人税のあり方

法人企業が国をまたぐ活動をするためには、競争条件をあたう限り同じにしなければならない。これをlevel playing fieldという。IMD（経営開発国際研究所）の国際競争力ランキング（2012）によれば、日本は27位である。我が国企業は、競争条件で不利益を被っており、特に法人税負担についてlevel playing fieldを享受していない。その点で最近の独仏共同作業が仏の法人税率を独の15%に接近させる提案は独仏のlevel playing fieldを同じにする試みとして注目される。もちろん、この提案は課税ベースの適正化を前提とすることは、いうまでもない（注2）。

課税ベースの適正化〈拡大〉に資するためには、租税特別措置の徹底した見直しが求められる。租税特別措置透明化法が平成22年3月に成立し、特別措置の議論に不可欠の情報の提供、見直し評価情報の提供に資することを目的とし、具体的には「適用額明細書」の提出義務が導入された。「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」、「租税特別措置の整理合理化推進プログラム」がうまく機能すれば、租税特別措置の厳格な見直しも期待できる。しかし、租税支出の統制手段の法的根拠については、主要13

カ国中我が国を含む5カ国がこれを欠いたままである。租特透明化法は一步前進というべきか。透明化法によって厳格な見直しを担保するためには、これを予算に完全に計上しない限り、議会審議過程に取り込めないようである。

level playing fieldの享受を意図するのであれば、主要先進国（米を除く。）並みに我が国法人税負担をそろえないと、我が国企業の競争条件は不利のままである（2008年の独法人税改正は、それまで最も魅力の乏しい投資環境からの転換を図った改革であり、ほぼ成功したものと評価されている。）。不利な競争条件の改善がなければ、企業は国内投資環境を捨てて本店の海外移転を図りかねず、「愛国心がない」と責め立てても説得力はない。コーポレート・インバージョンをはじめとする国外移転・流出の流れを食い止めることは難しい。国境をまたぐ濫用的取引に対抗するには、政府は課税管轄を確保すべく、最低限exit taxは整備すべきであろう。自己完結型の島国税制では国境をまたぐ濫用的スキームに対抗できない。そのことは、オウブンシャ・ホールディング事件から学んだ教訓のほずである。

連結化、グループ化に即した税制が整備される方向の中で、グループ法人間取引に関する課税ルールをどのように考えればよいのかについて、法22条5項を中心に見直す必要があるだろう。いうならば法人税の現代化が必要だと思われる。グループ法人取引は、法人・出資者間取引の側面が強く、出資・配当という資本等取引に連なる要素が顕著である。従

特別寄稿論文

来の実務にみられる22条2項・3項と37条との組み合わせでは説明できず、出資者の視点からの見直しが必要と思われる。と同時に現物出資の場合は、これを資本等取引と損益取引の混合取引とする金子宏教授の見解が注目される。さらにこの問題は、同時に移転価格税制の特に第2次調整（社外流失の性質決定）と整合的に論じる必要がある。

④ 資産税のあり方

(1) 相続税・贈与税

税収への貢献度は少ないものの、財産の承継取得に伴う富の偏在を許すことは、個人の自由競争のルールに反する。財産は子々孫々に承継されるべきであって、国家といえども課税権には限界があるとする、どちらかといえば、大陸法系の考え方もあれば、承継取得は競争におけるフェアプレイに背馳する、というアングロサクソン系（現在もそうかについては、留保する）の考え方もある。乱暴に言えば、我が国はその中間に位置するといえようか。

相続税・贈与税の課税管轄は、納税者の住所を基準とするが、武富士事件から分かるように、住所基準だけでカバーしきれず、国籍基準との併用を考えざるを得ない。所得税でもその課税管轄が問われているにもかかわらず、国籍基準による補完規定は入っていない。住所の移転による濫用事例が、相続税と所得税で異なるということであろうか。国境をまたぐ相続税事例が多発するようであれば、日米のほかにも租税条約の締結を必要とする場合があるのではないか。後継ぎ遺贈については民法上消極論があり、その効力につ

き争われていたが信託法改正により受益者連続信託（91条）が導入され、財産承継のスキームが可能となった。設定時に取得があったものとみなし課税される。スキームを享受できないおそれがある。調整が必要と思われる。

財産評価通達でカバーできない「財産」については、見直しが必要である。同じく時価を求めるにもかかわらず、公的評価法が複数あり、その間の整合が必ずしもとれていない。一物四価等を一元化できないだろうか。

(2) 固定資産税

市町村の基幹税である固定資産税を取り巻く環境は大きく変化しつつある。その近未来を予測するときに前提としなければならないことは、総人口減少時代の到来であり、具体的には、3大都市圏と地方拠点都市へのそれ以外の地方圏からの人口移動とそれに伴う土地利用の劣化、総需要の低下である。人口移動、集中により宅地の供給量が限界に達すると、一部を除き地価の連続的下落傾向は不可避となる。そうなると固定資産税の土地評価はどうなるか。農地の耕作放棄地化がいわれているが、宅地についても利用休止地化、管理放棄地化が増えると、その評価、課税を見直さざるを得なくなる。

こうした変化への対応は、第一次的には土地利用政策の問題である。宅地の拡散化から宅地利用の集約化に変化すると、土地余り現象が生じ、地価下落を引き起こす。日本人は、伝統的に「土地性向」であり、土地神話が支配した時期もあったが、バブル崩壊後、日本人の価値観・意識は大きく変わり、土地よりも金融性向へ転じている。固定資産について

も交換価値から使用便益価値へ意識転換している。固定資産税でみると、土地よりも家屋に重点が移りつつある。現在の再建築価格評価方式から住宅の種類等に応じた単位面積当たりの建築価格評価方式へ転換することが求められている。これは家屋評価の簡素合理化に資するとともに納税者の価値意識（生活活動資産の利便性、快適性）にも適しているといわれている。土地利用の集約化に伴い利用面積の減少と地価下落が続くとすれば、固定資産税の破綻にもつながるおそれがある。そうなる前にこれに変わる新しい土地税源を検討すべきであろう（注3）。

⑤ 東日本大震災の復興税制・復興特区

阪神・淡路大震災が「ボランティア革命」と呼ばれたのに対し、東日本大震災は「寄附革命」といわれている。おそらく国内のみならず、広く国境を越えた多額の義援金・寄附金が寄せられたことによるものと思われる。地球上で起こる自然災害、飢餓等の救援、支援活動は、ますますグローバル化しつつある。その際に税制がそうした活動の阻害要因となっていないかを問う必要がある。

欧州司法裁判所は、Persche事件でEUの加盟国間の慈善団体に対する寄附に関する租税優遇を国内で設立された慈善団体に限定するドイツ国内税法は資本の自由移動（EC条約56条）に抵触する旨の判断を示した。これを受けてドイツ政府は関連税法を改正し、「出捐の租税優遇目的が外国でのみ実現されたとすれば、特別経費について本法の施行地に住所又は居所を有する自然人が促進活動を行い、もしくは出捐の受領者の活動が租税優遇

目的を実現するとともにドイツ連邦共和国の名声にも寄与することを要件とする」（所得税法10b条1項）としてEU域内等に適用範囲を限定しつつ、経費控除の範囲を拡大している。これは一歩前進である。日本等のEU域外に対する寄附については、射程外であるが、東日本大震災の直後に交付された独財務省通達は、手続要件を簡素化しつつ弾力的に適用しているが、「非EU/EFTAの外国への直接寄付は所得税法10b条によれば、税法上控除できない。2011・3・24財務省通達は日本における災害の犠牲者及び被害を支援する直接寄附の租税優遇を控除する……〈特別〉規律を包含するものではない」と制限的であり、せいぜい「特別の例外事例において、特に1万ユーロ超の高額寄附の場合は、寄附は外務省を介してEU/EFTA外の地域に居住する出捐受領者に行うことができる。この場合、外務省は税法上の控除に必要な出捐証明書を……交付する」としている。国境をまたぐ直接寄附について寄附税制のハードルが完全に除去されるのは、いつの日であろうか。

Ⅲ 税理士が果たすべき役割

リードラーは、ドイツの国内外で税理士活動を展開した国際的に高名な税理士である。顧客の企業活動が広く国境をまたぐことになれば、顧問税理士もそれに応じて国際課税業務を担当せざるを得なくなる。我が国でも東京には、そうした渉外専門の税理士事務所があるし、移転価格税制専門であれば、大阪にもそれに特化した事務所がある。これだけ中小を含む企業が海外展開すれば、顧問税理士

特別寄稿論文

としても、好むと好まざるとにかかわらず、国際課税業務が日常化するはずであるが、一部を除き必ずしもそうっていないのは、なぜなのだろうか。潜在的需要はあっても、故意にこれを敬遠しているとは思えない。

TPPで税理士資格の相互承認が問題となるおそれがあるが、特に国境をまたぐ業務と関連がある。税理士という資格が一般化していないためTPPで主に問題となるのは、資格の汎用性のある弁護士、公認会計士であり、間接的に税理士にも影響が及ぶ。TPPといっても実質的には日米間交渉が中心であるが、米国のEnrolled Agentは我が国の税理士と資格要件が大きく異なるので、今のところ相互承認の射程外と思われる。むしろ、弁護士、公認会計士の動向に注目すべきと思われる。現在日本で登録している外国弁護士（358人）で租税法関連事件を担当している者は国際課税に特化しており、税理士の通常業務と抵触するおそれはない。ドイツ税理士法は、EU加盟国の国境をまたぐ税理士資格付与について次のように改正したので参考のため関連規定を示す。

ドイツ税理士法は、EU等域内の税理士資格の相互承認の要請を受けて37 a 条 2 項 1 文を「EUの他の加盟国又はEFTA締約国又はスイスで独立の税務事件の補助の資格を有する者で資格証明書又は専門教育証明書を有

する国民は、申請により欧州議会指令14条 1 項及び職業資格の承認に関する……でいう統一試験を受けることができる」と改正し、3 項 5 文を「税理士の職業が規制されていない国の応募者は、先行の10年のうち2年間加盟国又は締約国又はスイスでこの職業を実施した経験をもたなければならない」と改正した。

EU域内でも税理士資格制度がまだ一般化していないため、直接の資格承認の規定は見当たらない。その点では、むしろ外国税務諮問士を中心とする最近の韓国の経験が参考となろう。今後、税理士資格が各国で一般化し、国をまたぐ傾向が強くなれば、相互承認は不可避となろう。しかし、日本語の壁が残る限り、相互承認の影響は限定的であり、国境をまたぐ業務が中心と予測するのは楽観的であろうか。

（注1）拙稿「アルベルトが僕をよんでくれた」『税研』163号56頁以下

（注2）拙稿「企業課税の収束に関する独仏共同作業グリーンペーパー」『税研』165号18頁

（注3）矢野浩一郎「固定資産税の行く手を考える」固定資産税のあゆみ（平成21年）に部分的に賛成である。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

資料編

70th

過去に感謝 未来に責任

20年間の歴代役員

歴代役員名簿

H3 選任													
会長	片岡 輝昭												
副会長	川又 頼政 稲葉甲子雄	白井 恒夫 野村 清	平田 公敏 間賀田耕吾	関本 和幸 宮田 泰	笠井 彦隆 永松 繁雄	柏葉庚一郎 舟木 旦	加茂 武 宮里 純永						
専務理事	中村 一次	佐藤 裕志	近藤新太郎										
常務理事	平山 玲昱 渡辺 克巳 森 金次郎 今野 和郎 岡部 敦	前田 宜久 鈴木 和男 辻 孝次 大西 孝之 山崎 勝	有賀 勝将 松島 英雄 坂本 稔男 市原 稔 兼城 賢真	惣洞 和子 狩野 七郎 弓岡 隆巳 村松 正治	飯島 文夫 南部 信雄 渡邊 省三 山岡 茂	山川 巽 吉澤利喜平 長縄 信雄 松田 正治	徳重 寛之 田中 隆一 高橋 勤 片山 敏則						
理事	矢野 忠美 鈴木 昭三 山下 進治 檉村 重友 井上 悦治 市川 仁三 安孫子昌祐 真野 邦夫 大野 和隆 濱 清四郎	尾和 彰 坂田 純一 佐藤 豊夫 矢島 諭 山本 守昭 眞壁 修司 倉成 諭 太田賢太郎 阿部 猛 板井 昭典	永島 信作 金子 秀夫 中込 孝元 富田八九郎 岡村 忠弘 高野 正康 福井 一郎 野村 一榮 長井 正昭 今村日出男	田中 秀行 唐川 満 水越 昭平 五十嵐忠司 奥田 実 山口 勉 杉浦 正康 高柳 利栄 野田 尚武	八木 幹雄 安井 徳次 鈴木衆八郎 峯村 福督 宮口 定雄 朝賀 伸也 吉富 六石 藤本 勝人 小松原 修	永井 陽子 庄田 和雄 西海 亨 熊木 暉二 和田 昇 小柳 藤吉 中森 董夫 大原 勉 山下 規夫	倉橋 清文 坂内 直治 上野喜久雄 平井 友章 池田 茂雄 太田平八郎 多賀 義明 田中 親 久原 久						
常任監事	稲山十四助	鈴木 周三	新美 正和	中野 徳	山中 秋麿	伊藤 貞之							
監事	山本 光雄 盛島 董喜	村越 悦治	岡部 辰一	中尾 直昭	岡田平八郎	酒井 輝男	宮園 輝夫						
欠員補充	理事	外村源太郎	後藤 好弘	阿部 豊	宮園 輝夫	渡辺 克巳							
	監事	竹下 嘉春											

H5 選任													
会長	平田 公敏												
副会長	森 金次郎 稲葉甲子雄	永松 繁雄 野村 清	藤村 茂 間賀田耕吾	関本 和幸 宮田 泰	笠井 彦隆 末崎 将弘	今野 和郎 宮里 純永	加茂 武						
専務理事	近藤新太郎		吉澤利喜平		前田 宜久								
常務理事	平山 玲昱 山下 進治 市川 仁三 多賀 義明 山崎 勝	有賀 勝将 南部 信雄 弓岡 隆巳 山岡 茂 屋比久嘉光	惣洞 和子 上野喜久雄 宮口 定雄 松田 正治	飯島 文夫 峰岸 一朗 渡邊 省三 阿部 猛	徳重 寛之 熊木 暉二 長縄 信雄 阿部 豊	山川 巽 春好 幸雄 鈴木 丞 岡部 敦	櫻田 巖 坂本 稔男 後藤 好弘 久原 久						
理事	倉橋 清文 金子 秀夫 本澤 三雄 山口登視男 佐藤 裕志 和田 昇 高橋 勤 佐藤 祐三 藤本 勝人 松永徳治郎	八木 幹雄 岸田 祐二 鈴木 保 中村 一次 井上 悦治 池田 茂雄 増子 七郎 真野 邦夫 徳毛 博 伊藤 博	高畑 公一 坂田 純一 杉本 真哉 市原 靖 西口 幸雄 八文字貞和 小野寺 豊 鈴木 福二 姫井 健次 今村日出男	永島 信作 坂内 直治 栗林 達雄 高木貞一郎 岡村 忠弘 高野 正康 安孫子昌祐 古川 寛 中尾 直昭 上原 文雄	小越 幸志 増田 恵一 中込 孝元 富田八九郎 外村源太郎 山口 勉 大西 孝之 太田賢太郎 前田 順一	永井 陽子 渡辺 要一 久保田秀雄 加藤 忠蔵 久保田 勇 朝賀 伸也 杉浦 正康 野村 一榮 山下 規夫	大野 功夫 堀越 達哉 西海 亨 峯村 福督也 北野 博 小柳 藤吉 佐野 裕 高柳 利栄 酒井 輝男						
常任監事	稲山十四助		早川 昇		新美 正和		村越 悦治		山中 秋麿		岡田平八郎		
監事	山本 光雄 盛島 董喜	荒川 昭三	岡部 辰一		高三 章		大野 和隆		尾内 一義		竹下 嘉春		

20年間の歴代役員

H7 選任													
会長	平田 公敏												
副会長	森 金次郎 稲葉甲子雄	平山 玲晃 野村 一榮	中村 一次 篠原喜八郎	藤村 茂 安藤 福夫	長縄 信雄 久 久	今野 和郎 末崎 將弘	大西 孝之 兼城 賢真						
専務理事	近藤新太郎 弓岡 隆巳 飯島 文夫												
常務理事	荻野 弘康	有賀 勝将	倉橋 清文	坂内 直治	本澤 三雄	金子 秀夫	坂田 純一						
	杉本 眞哉	櫻田 巖	南部 信雄	吉澤利喜平	熊木 暉二	峰岸 一朗	高木貞一郎						
	春好 幸雄	市川 仁三	池田 隼啓	渡邊 省三	宮口 定雄	朝賀 伸也	山口 勉						
	鈴木 丞	安孫子昌祐	杉浦 正康	佐野 裕	真野 邦夫	宮西 覺	姫井 健次						
	岡田平八郎	山下 規夫	山崎 勝	屋比久嘉光									
理事	渡辺 要一	佐田 政人	金子 正裕	笠井 郁夫	岩波 一	吉田 英一	小野 浩道						
	高畑 公一	奥住 壽	鈴木 保	徳重 寛之	堀越 達哉	大野 功夫	小澤 岳彦						
	八木 幹雄	山口登視男	植松 省自	加藤 利男	久保田秀雄	石井 宏尚	松下 光弘						
	峯村 福督	市原 靖	瀬戸 清明	保坂 學	丸山 晴司	平山 邦雄	坂本 稔男						
	竹内 俊雄	中北 典夫	北野 博也	那須 賢	岡村 忠弘	外村源太郎	和田 昇						
	上月 英子	八文字貞和	高野 正康	村上 順一	岡部 哲夫	増子 七郎	平田 順蔵						
	小野寺 豊	後藤 好弘	小川 勝美	岩崎 丈夫	岡部 久野	鈴木 福二	古川 寛						
	坂本 昭之	太田賢太郎	山岡 茂	渡邊 忠造	小早川隆幸	徳毛 博	松田 正治						
	重本 忠司	加地 尚	前田 順一	尾内 一義	野田 武輝	荒木 正人	松永徳治郎						
	蔵前 和巳	清家 康生											
常任監事	稲山十四助 安井 徳次 山下 進治 瀧川 侃佑 山中 秋麿 竹下 嘉春												
監事	石井 忠利 大城 正雄	中嶋 忠一	西尾 敏	飯森 主	岩井 清	藤本 虔二	三谷 利生						
欠員補充	理事	大野 眞一	秋山 信勝	木村 直之	松本 敏								
	常任監事	西尾 敏											
	監事	徳留 忠敬											

H9選任														
会長	森 金次郎													
副会長	今野 和郎 近藤新太郎	平山 玲晃 山岡 茂	久原 久 篠原喜八郎	狩野 七郎 安藤 福夫	中村 一次 松村 篤憲	長縄 信雄 兼城 賢真	大西 孝之							
専務理事	池田 隼啓	山川 巽	水越 昭平											
常務理事	渡辺 克巳 植松 省自 佐野 吉延 大野 眞一 山下 規夫	小越 幸志 高山 友二 宮口 定雄 鈴木 福二 野田 武輝	本澤 三雄 熊木 暉二 渡邊 省三 太田賢太郎 徳留 忠敬	徳重 寛之 高木貞一郎 朝賀 伸也 覺本 雅夫 山城 泰哲	高畑 公一 峰岸 一朗 鈴木 丞 小早川隆幸	渡辺 要一 春好 幸雄 佐藤 一郎 姫井 健次	金子 秀夫 竹内 俊雄 久野 峯一 前田 順一							
理事	佐田 政人 吉田 英一 深谷 和夫 峯村 福督 弓岡 隆巳 大和 司 木村 了寛 古川 正治 河村 栄 本田 栄	岩波 一 藤本 篤男 西海 亨 國井 末雄 林 光伸 上月 英子 和田 文夫 坂本 昭之 岩井 清 清家 康生	中島 節子 小野 浩道 石井 宏尚 佐藤 房雄 高須 益生 八文字貞和 渡辺 亮一 川松 保夫 松本 敏	山田 美孝 近藤 忠憲 内田 英一 瀬戸 清明 安居 一久 高野 正康 後藤 好弘 高羅 英彦 加地 尚	笠井 郁夫 小池 幸造 太宰 正俊 保坂 學 北野 博也 山口 勉 小川 勝美 高田 鐵雄 荒木 正人	上田 芳郎 中村 勝 前原 昇 丸山 晴司 外村源太郎 中辻 作三 加藤 優 三好 勇 小野 精一	川部 友義 倉又 光雄 緒方 勇 平山 邦雄 和田 昇 岡部 哲夫 羽田野晴雄 徳毛 博 井山 要一							
常任監事	瀧川 侃佑	矢野 忠美	中込 孝元	上野喜久雄	中嶋 忠一	西尾 敏								
監事	塚田 勇治 宮城 盛栄	青山 昭二	澤田 越生	重本 忠司	鎌田伊勢男	三谷 利生	村上 義幸							
欠員補充	理事	武藤 哲雄												

20年間の歴代役員

H11選任													
会長	森 金次郎												
副会長	久原 久 大西 孝之	平山 玲呈 近藤新太郎	狩野 七郎 山岡 茂	中村 一次 姫井 健次	春好 幸雄 安藤 福夫	長縄 信雄 松村 篤憲	菅野 耕一 喜屋武 清						
専務理事	池田 隼啓	山川 巽	久野 峯一										
常務理事	小越 幸志 水越 昭平 八文字貞和 加藤 優 荒木 正人	徳重 寛之 内田 英一 佐野 吉延 鈴木 福二 山下 規夫	金子 秀夫 石井 宏尚 植田 卓 川松 保夫 木元 信	高畑 公一 熊木 暉二 宮口 定雄 覺本 雅夫 野原 茂男	倉又 光雄 高木貞一郎 嵯峨 俊雄 小早川隆幸	中村 勝一 峰岸 眞人 熊谷 正治	渡辺 要一 高須 益生 渡辺 亮一 前田 順一						
理事	多久 島幹生 小池 幸造 岩波 一 峯村 福督 林 光伸 千村 高司 佐藤雄一郎 坂本 昭之 濱田 富雄 高橋 新一	米山 登 近藤 忠憲 花垣 正勝 安 四郎 亀井 常可 大和 司 木村 了 岡本 孝三 引野 隆 山崎 士朗	大原 博史 粕谷 幸男 南部 信雄 佐藤 房雄 菅原 宏平 高野 正康 和田 文夫 奥谷 弘和 松本 敏	石田 通野 横張 薫 太宰 正俊 瀬戸 清明 北野 博也 和田 昇 大野 眞一 高羅 英彦 西山 克一	鎌田 俊夫 菅納 敏恭 中込 孝元 梅田 和良 武藤 哲雄 名取 晃一 羽田野晴雄 伊藤 捨録 野田 武輝	坂本 英雄 白井 敏博 緒方 勇 丸山 晴司 下山 隆一郎 米田 昭 吉田 浩康 松井 哲男 小野 精一	神田 辰男 金子 圭賢 山田 俊一 武田 近 豊原 正嗣 岡部 哲夫 末松 時夫 光岡 克己 井山 要一						
常任監事	瀧川 侃佑	唐木田明雄	高山 友二	上野喜久雄	糟谷 喜彦	古川 寛							
監事	三上 勝美 宮城 盛栄	佐々木一夫	田村 俊丈	飛田 義忠	山本 享	津和崎秀三	溝上 諭						
欠員補充	副会長	飯島 輝雄											
	監事	山口登視男											

H13選任														
会長	森 金次郎													
副会長	久原 長縄 山城	久 信雄 泰哲	狩野 菅野	七郎 耕一	近藤 後藤	新太郎 好弘	金子 木村	秀夫 光雄	飯島 姫井	輝雄 健次	峯村 安藤	福督 福夫	弓岡 宮部	隆巳 和清
専務理事	宮口	定雄	坂田	純一	石井	宏尚								
常務理事	粕谷 緒方 高須 熊谷 濱田	晴江 勇 益生 眞人 富雄	倉又 翠川 菅原 村野 前田	光雄 義秋 宏平 榮司 順一	高畑 石井 林 林 荒木	公一 幸夫 佳弘 隆一 正人	堀越 丸山 田中 川松 山下	達哉 晴司 一志 保夫 規夫	鎌田 峰岸 植田 奥谷 木元	俊夫 一朗 卓 弘和 信	坂本 佐藤 豊原 松井 百田	英雄 房雄 正嗣 哲男 勝彦	八木澤 池田 嵯峨 小早川	秀夫 隼啓 俊雄 隆幸
理事	山川 白井 徳重 熊木 高野 入江 加藤 田村 大前	巽 敏博 寛之 暉二 正康 壽夫 優 昌一 香	金井塚 高橋 在原 安 溝端 赤堀 久野 高羅 西山	清 省二 和子 四郎 昭雄 精一 峯一 英彦 克一	内藤 依田 稲葉 浅井 宮田 名取 吉田 土本 井山	信子 秋人 恭治 克己 義見 晃一 浩康 良文 要一	米山 石田 中込 平山 和田 河合 稲熊 石田 津和崎	登 通野 孝元 邦雄 善弘 健一 定次郎 進行 秀三	神津 近藤 眞鍋 土田 藤岡 岡部 橋本 河村 原	信一 忠憲 誠一 幸雄 実 哲夫 博孔 正治 貞文	山岸 吉田 高田 瀬戸 平安 佐藤 高嶋 光岡 瀬山	徹 友彦 住男 清明 式作 正則 省二 克己 豊	安田 菅納 押尾 武田 大谷 高梨 釜下 飛田 松田	治 敏恭 晃 近 吉夫 英吉 昭彦 義忠 勝春
常任監事	高木	貞一郎	田村	廣司	藤本	昭	佐々木	一夫	鈴木	福二	山本	享	米村	國男
監事	山口 大島	登視男 照秋	佐藤 大城	豊夫 敏紀	三上	勝美	三輪	泰紘	田村	俊丈	引野	隆	米村	國男

20年間の歴代役員

H15選任													
会長	森 金次郎												
副会長	峯村久野山城	福督峯一泰哲	飯島輝雄近藤新太郎	池田隼啓木村光雄	金子秀夫小早川隆幸	石井宏尚加地尚	先本建夫井山要一	熊谷眞人宮部和清					
専務理事	宮口定雄		坂田純一	小林健彦									
常務理事	粕谷前原菅原高梨國富	晴江昇宏平英吉樫雄	高畑西海宮田橋本大前	公一亨義見博孔香	溝江翠川田中杉本原	弘志義秋一志秋男貞文	鎌田俊夫山崎杉田川松米村	由雄宗久保夫國男	金井塚清房雄正嗣弘和信	田中武田木村石田野原	善雄近直之進行茂男	坂本北野村野濱田	英雄博榮富雄
理事	白井内山石田丸山高野赤堀佐藤高羅松尾	敏博良子通野晴司正康精工一正則英彦正一	田中保砂子信一郎和子一朗善弘壽夫定次郎博敏九壽彦	内藤信子信一恭治良彦力長隆一暎夫勲	山下隆進誠一克美左武公明令持愼一襄	小林眞鍋市川戸次威小川村上田村	渡邊森谷原土田平安弘中櫻井美森田松原	矩行修一清助幸雄弍作正利二雄忠典弘明	高村倉又石井尾和藤岡木村岡本久保竹下	義信光雄幸夫慶綱実聡孝三雅典清	一之瀬涉吉田友彦安正保美雄一弥昌一義則盛一郎		
外部理事	高梨昌芳												
常任監事	堀三芳		山口登視男	南部信雄	熊木暉二	加藤皓正	鈴木福二						
監事	庄田児玉	和雄正	三上勝美大城敏紀	星昭男	豆本義弘	山根幹男	坂本昌平	江崎鶴男					
欠員補充	理事	斎藤雅昭											
	監事	藤岡正明											
H17選任													
会長	森 金次郎												
副会長	飯島熊谷山城	輝雄眞人泰哲	池田久野	隼啓峯一	宮部川松	和清保夫	金子木村	秀夫光雄	石井宏尚小早川隆幸	清水武信加地尚	先本建夫井山要一		
専務理事	宮口定雄		小林健彦	山崎由雄									
常務理事	溝江前原宮田高梨久保	弘志昇義見英吉雅典	鎌田俊夫西海延時橋本大前	奥住壽幸夫宗久秋男貞文	神津信一良彦精一弘和襄	津藤赤堀奥谷田村	岩波武田小城田村岩本	一近公明昌一俊雄	小林南出斎藤村上野原	進力利雅昭愼一茂男	小林藤岡深田國富	武廣実一弥樫雄	
理事	田中高橋内藤朝倉水島平安佐々木茂美高羅藤岡	保省二信子文彦敏弍作美英彦正明	田川修二柳下久米夫惠一安正慶綱恒博健蔵眞義正一	山下隆岡田光一郎砂子信一郎康人隆志公克定次郎勇夫九壽彦	渡邊矩行木下盛弘誠一朗司壽夫令持純明鶴男	高村義信渡邊吉本手島大谷西原櫻井美坂下佐藤	安田勝治中村原土田柏木松尾市川森田谷口	勝治一三清助幸雄勝志八郎睦英忠典隆康	山本惠子吉田友彦篠崎利治克美晃良穂孝三慎悟征一郎				
外部理事	品川芳宣												
常任監事	堀三芳		在原和子	熊木暉二	星昭男	鈴木福二	坂本昌平						
監事	山下長谷川浩平	護浩平	太宰正俊與儀正雄	弘中正利	河村紀夫	豆本義弘	藤江義則	上村常憲					
欠員補充	常務理事	友利博明											
	理事	富田光彦											

20年間の歴代役員

H19選任													
会長	池田 隼啓												
副会長	井山 要一 熊谷 真人	久野 峯一 川松 保夫	先本 建夫 村上 慎一	山川 巽 國富 樞雄	朝倉 文彦 加地 尚	石井 幸夫 岩本 俊雄	清水 武信 山城 泰哲						
専務理事	小林 健彦	宮田 義見	高田 住男										
常務理事	鎌田 俊夫	神津 信一	奥住 壽	石田 通野	小林 武廣	小林 進	原 清助	清助 弐雄					
	小島 忠男	小串 安正	齋藤 良彦	武田 杉下	赤堀 一弥	赤堀 健蔵	櫻井 美二	櫻井 美二					
	延時 隆	杉田 宗久	齋藤 雅昭	杉下 清次	窪野 耕生	窪野 耕生	石高 雅美	石高 雅美					
	小川 令持	奥谷 弘和	林 真義	赤羽根 純明	窪野 井寺	窪野 井寺	前新 健千代	前新 健千代					
理事	田中 保	渡邊 文雄	中村 一三	野間口 嘉平	秋場 良司	山本 惠子	西村 新	西村 新					
	瀬上 富雄	伊藤 佳江	大石 雅也	木下 盛弘	浅井 和夫	石垣 梯次	法理 規夫	法理 規夫					
	高村 義信	増田 惠一	吉田 友彦	高橋 省二	上野 茂樹	上原 英二	益子 良一	益子 良一					
	辻村 祥造	瀧浪 貫治	加瀬 昇一	森嶋 康長	白津 吉英	池谷 達郎	中村 芳雄	中村 芳雄					
外部理事	手島 保	井部 俊一	岩崎 清一	池田 雄一	宮口 定雄	大谷 吉夫	大高 友紀	大高 友紀					
	岡田 泰介	浅田 恒博	西田 隆郎	西村 公克	田中 克実	石原 健次	速水 慎一郎	速水 慎一郎					
	西原 政弘	宮路 良穂	岩根 修象	佐藤 吉弘	橋本 博孔	杉本 秋男	田邊 雅範	田邊 雅範					
	稲熊 定次郎	芦川 稔	南条 吉雄	砂子 貢	野田 喜美	平鍋 順一	齋藤 慎悟	齋藤 慎悟					
岸本 俊男	小川 章	森 孝三	上村 常憲	吉椿 信太郎	幸 光喜	幸 光喜	幸 光喜	幸 光喜					
外部理事	品川 芳宣												
常任監事	堀 三芳	川合 寛	熊木 暉二	岡本 孝三	松本 榮治	長谷川 浩平							
監事	篠崎 利治 森木 将雄	細矢 正雄 與儀 正雄	山本 辰勇	酒井 玄策	尾関 澄雄	萩原 肇	牧田 泰博						
欠員補充	副会長	宮口 定雄											
	理事	松本 圭一											
	監事	杉田 充伸											
H21選任													
会長	池田 隼啓												
副会長	川松 保夫 深田 一弥 百田 勝彦	宮口 定雄 小川 令持	山川 巽 村上 慎一	朝倉 文彦 國富 樞雄	石井 幸夫 大前 香	清水 武信 田村 襄	石丸修太郎 岩本 俊雄						
専務理事	宮田 義見	高田 住男	櫻井美二雄										
常務理事	神津 信一	石田 通野	小林 武廣	宮川 雅夫	小林 進	中村 一三	小島 忠男	小島 忠男					
	花嶋 実	白津 吉英	池谷 達郎	梅田 隆志	柏木 勝志	赤堀 精一	平安 式作	平安 式作					
	浅田 恒博	池戸 俊幸	杉下 清次	日出 雄平	佐藤 吉弘	田邊 雅範	和田 義弘	和田 義弘					
	林 真義	芦川 稔	窪野 耕生	平鍋 順一	原田 啓吾	石高 雅美	松尾 正一	松尾 正一					
理事	森 孝三	松原 弘明	吉椿 信太郎	井寺 洪太	森 征一郎	友利 博明	友利 博明	友利 博明					
	岡田 光一郎	高村 義信	佐藤 道江	脇坂 雄一	野間口 嘉平	西村 新	石井 啓子	石井 啓子					
	米本 正樹	原 稔	大石 雅也	名倉 明彦	瀬上 富雄	鈴木 雅博	軍司 好廣	軍司 好廣					
	森 外志廣	小野田 俊	松本 幹夫	渡邊 文雄	田中 保武	宮下 英三	三根 山貞夫	三根 山貞夫					
外部理事	益子 良一	瀧浪 貫治	辻村 祥造	大畑 理惠	秋葉 雄一	若山 実	中村 芳雄	中村 芳雄					
	田子 一夫	久保 章	高橋 潔	岩崎 清一	池田 勇治	大高 友紀	川本 富雄	川本 富雄					
	久保 直己	杉田 宗久	西田 隆郎	松本 圭一	田中 輝夫	永橋 利志	石原 健次	石原 健次					
	芦田 和典	田藏 元博	北村 善和	清宮 純	北山 喜美	川合 賢助	丹下 忠彰	丹下 忠彰					
外部監事	高取 俊二	久野 完治	南条 吉雄	砂子 貢	野田 喜美	植中 紀夫	福井 俊光	福井 俊光					
	齋藤 慎悟	岸本 俊男	牧田 泰博	森木 将雄	佐藤 博勝	金谷 宏三	工藤 隆	工藤 隆					
	品川 芳宣												
	常任監事	岡本 孝三	篠崎 利治	細矢 正雄	酒井 玄策	細江 美幸							
外部監事	山本 剛嗣												
監事	山本 惠子 石井 克樹	峰岸 一朗 中村 良美	木下 雅裕 與儀 正雄	檜 森造	伊藤 輝夫	小川 章	藤目 暢之						

20年間の歴代役員

H23選任															
会長	池田 隼啓														
副会長	川松 保夫 石丸 修太郎 百田 勝彦	小川 令持 日出 雄平	宮田 義見 平野 豊	神津 信一 原田 啓吾	朝倉 文彦 大前 香	石井 幸夫 松原 弘明	小林 健彦 岩本 俊雄								
専務理事	高田 住男	櫻井美二雄		浅田 恒博											
常務理事	小林 武廣 瀧浪 貫治 川本富美雄 久野 完治 藤目 暢之	岡田光一郎 花嶋 実 杉田 宗久 芦川 稔 菅 浩一郎	西村 新 大畑 理恵 上西左大信 河合 潤 佐藤 博勝	伊藤 佳江 白津 吉英 池戸 俊幸 田中 英雄 有田 義博	富田 光彦 池谷 達郎 能任 利明 中村 雅紀 井寺 洪太	中村 一三 井部 俊一 森山 正博 此本英一郎	小島 忠男 平安 式作 北山 輝夫 石高 雅美 友利 博明								
理事	渡邊 文雄 脇坂 雄一 田尻 吉正 益子 良一 久保 章 松本 圭一 富村 将之 前原 明弘 那須 一郎	瀬上 富雄 原 稔 水上 峻 北條 論 池 淳一 北村 善和 濱村 裕章 南条 吉雄 高橋 良昌	足達 信一 鈴木 誠 細田 俊男 古賀 照夫 西川 慎人 伊田 憲司 高田藤太郎 砂子 貢 大塚 忠明	佐藤 道江 加藤 真司 福本 光男 秋葉 武 西村 公克 芦田 和典 武田 亨 加藤 哲也 波多野 徹	北谷 博和 吉川 裕一 若狭 茂雄 若山 実 西田 隆郎 西口 安雄 大橋 裕志 太田 直樹 吉椿信太郎	山本 勝 名倉 明彦 宮下 英三 福田 朗 田中 勇治 永橋 利志 丹下 忠彰 山形 晃 岩元 耕兒	田口 絢子 平井 貴昭 齋藤 昌照 狩野 要一 辻井 賢博 石原 健次 高取 俊二 定金 孝幸								
外部理事	田中 治														
常任監事	岡本 孝三	細矢 正雄	木下 雅裕	細江 美幸	田添謙之輔										
外部監事	山本 剛嗣														
監事	八木 幹雄 熊谷敬一郎	原 清助 城 寛	岩崎 清一 畠中 優子	高橋 徳友	小松 正美	鶴田 和彦	矢野 平八								
顧問	片岡 輝昭														
相談役	吉江 正春 関本 和幸 野村 一榮 松村 篤憲 安藤 福夫 木村 光雄 井山 要一	波多野重雄 笠井 彦隆 末崎 将弘 喜屋武 清 久原 久 小早川隆幸 山城 泰哲	春野 守夫 加茂 武 兼城 賢真 狩野 七郎 峯村 福督 宮部 和清 清水 武信	服部 徹義 宮田 泰 今野 和郎 弓岡 隆巳 近藤新太郎 先本 建夫 深田 一弥	村上 行雄 永松 繁雄 平山 玲晃 長縄 信雄 金子 秀夫 熊谷 真人 村上 慎一	瀬戸 晃 藤村 孝之 大西 耕一 菅野 宏尚 石井 峯一 久野 峯一 國富 檀雄	八幡 繁信 稲葉甲子雄 山岡 茂 後藤 好弘 飯島 輝雄 加地 尚 田村 襄								
税理士法改正特別委員会		山川 巽	宮口 定雄												
欠員補充	常務理事	吉椿信太郎	富村 将之	渡邊 文雄											
	理事	平野 隆照	元山 博	鈴木 雅博											

関連団体の目的・事業／役員名簿

日本税理士政治連盟

＜１９６６年（昭和４１）設立＞

〒１４１－００３２

東京都品川区大崎１－１１－８ 日本税理士会館８Ｆ

TEL ０３－５４３５－０９１０ FAX ０３－５４３５－０９４１

目 的 税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行う。

事 業 （１）税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動
 （２）政府、政党及び国会議員等に対する陳情、請願等の政治活動
 （３）公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
 （４）単位税理士政治連盟及びその会員に対する情報の提供及び機関紙の発行
 （５）日本税理士会連合会及び単位税理士政治連盟との連絡調整並びに連携の強化
 （６）前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

役 員													
会長	山川 巽												
副会長	南出 和 田 福	力利 義弘 秀勝	木村 芦川 稔	義 稔	小瀬川郷太郎 渡邊 忠造	内藤 信子 久保 雅典	池田 兼男 南 九壽彦	富澤 康人 野田 武史	村越 悦治 中島 智喜				
総務会長	川松 保夫												
総務副会長	内藤 信子												
総務	神津 信一 木村 義 小瀬川郷太郎 平野 豊 兒玉 正	山川 巽 小林 健彦 日出 雄平 久保 雅典 福 秀勝	池田 兼男 南出 力利 和田 義弘 原田 啓吾 百田 勝彦	朝倉 文彦 宮田 義見 小川 令持 南 九壽彦 井戸本泰次	富澤 康人 浅田 恒博 櫻井美二雄 大前 香	石井 幸夫 村越 悦治 芦川 稔 野田 武史	高田 住男 石丸修太郎 渡邊 忠造 松原 弘明						
幹事長	小川 令持												
副幹事長	井戸本泰次 谷口 文夫	坂口 洋	青木 正	濱田 健	白井 敏博	南条 吉雄	鳩岡 恒篤						
幹事	徳田 匡泰 栗田 敬八 松川 吉雄	六槍 勝明 市川 礎	町田 茂 片岡 建和	大石 敬 杉山 文成	田 達満 清藤 智彦	岩崎 勝 大坪 一彦	島 知弘 宮本 律夫						
会計監事	岡本 孝三	細矢 正雄	木下 雅裕	細江 美幸	田添謙之輔								

公益財団法人 日本税務研究センター

＜１９８４年（昭和５９）設立＞

〒１４１－００３２

東京都品川区大崎１－１１－８ 日本税理士会館１Ｆ

TEL ０３－５４３５－０９１２ FAX ０３－５４３５－０９１４ <http://www.jtri.or.jp>

目 的 租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究、資料情報の収集を行い、それらを広く一般に公表することにより、わが国の申告納税制度の発展進歩及び普及啓蒙に資するとともに、国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与する。

事 業 （１）租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究並びにその成果の公表
 （２）租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する内外の資料情報の収集並びにその公開
 （３）国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与するための租税に関する法令及び通達等の相談
 （４）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

関連団体の目的・事業／役員名簿

役 員										
理事長	石井 幸夫									
副理事長	江崎 鶴男									
専務理事	坂田 純一	山崎 由雄								
常務理事	浅田 恒博	有馬 純一	金子 宏	首藤 重幸	高柳 眞忠					
理事	石高 雅美	上西左大信	薄井 信明	鬼追 明夫	酒巻 俊雄	成道 秀雄	平石雄一郎			
	伏屋 和彦	松原 成美	宮島 洋	村井 正						
監事	宇南山英夫	岡本 孝三	内藤 強							

日本税理士協同組合連合会

<1996年(平成8)設立>

〒141-0032

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F

TEL 03-5740-0920 FAX 03-5740-0921 <http://www.nichizei.or.jp>

目的 税理士業界の規模のメリットを活用して相互扶助の精神に基づき、全国の税理士会会員の自主的な経済活動を支援し、併せてその経済的地位の向上を図る。

事業 (1) 図書、物品の販売・斡旋及び通信販売等共同購入事業
(2) 生命共済制度、トータルサポートプラン、葬祭制度等福利厚生事業
(3) 税理士業界に関する各種情報提供等教育情報事業
(4) その他目的を達成するために必要な事業

役 員										
理事長	塘中 康之									
副理事長	藤沼 康雄	秋場 良司								
専務理事	赤羽根純明									
常務理事	赤堀 精一	加藤 哲也	齋藤 孝志	大橋 裕志	倉成 諭	櫻井美二雄				
理事	豊島 邦夫	岡林 憲昭	大谷八洲男	満田 一秋	仲野 進	北村 眞治	水埜 安寛			
	大西 龍夫	坂本 昌平	金谷 宏三	前新健千代	高田 住男	有馬 純一	角本 浩一			
監事	櫻井 君徳	下林 善信	松村 宏	山中 治康						

日本税理士国民年金基金

<1991年(平成3)設立>

〒141-0032

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5F

TEL 03-5435-0821 FAX 03-5435-0822 <http://www.zeikoku.or.jp>

目的 国民年金法に基づき、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、加入員の老齢、死亡
事業 についての給付を行う。

役 員									
理事長	大前	香							
常務理事	岩波	一							
理事	足達	信一	中村	重和	笹川	賢治	秦	雅彦	植中 紀夫
監事	村井	勲	三野	隆子					

関連団体の目的・事業／役員名簿

日本税理士厚生年金基金

＜１９９１年（平成３）設立＞

〒１４１－００３２

東京都品川区大崎１－１１－８ 日本税理士会館５Ｆ

TEL ０３－５７４０－０８５１ FAX ０３－５７４０－０８５３ <http://www.zeikounen.or.jp>

目 的 厚生年金保険法に基づき、基金独自の給付を行い、税理士及び税理士事務所職員の老後の生活の安定と福祉の向上を図る。

事 業 （１）年金の支給
 （２）選択一時金、脱退一時金、遺族一時金の支給
 （３）福祉事業
 （４）その他基金の目的達成に必要な事業

役 員										
理事長	岩本 俊雄									
副理事長	平野 豊	松原 弘明								
常務理事	前田 元弘									
選定理事	石井 幸夫	小林 健彦	宮田 義見	大前 香						
互選理事	植松 省自 小林 鈴男	池谷 達郎	江口 孝幸	池田 孝司	早川 暢雄	鶴田 和彦	野田 昇宏			
選定代議員	朝倉 文彦 岩元 耕児	平安 式作 百田 勝彦	石丸修太郎	日出 雄平	小川 令持	川松 保夫	原田 啓吾			
互選代議員	柏木 純子 正岡 英秋	島田 昭 田口 正高	山岸 貴	田呂丸孝一	柏葉 逸郎	高羽 雅人	北村 彰英			
監事	平安 式作	柏葉 逸郎								

日本税理士共済会

＜１９５３年（昭和２８）設立＞

〒１４１－００３２

東京都品川区大崎１－１１－８ 日本税理士会館５Ｆ

TEL ０３－５７４０－０３２１ FAX ０３－５７４０－０３２３ <http://www.zeirishikyosai.com>

目 的 相互扶助の精神に基づき、全国の税理士・事務所職員および配偶者のための福祉事業を行う。

事 業 （１）団体保障・おしどり保障他による死亡給付金の支給
 （２）医療保障・所得補償・介護保険他による生前給付金の支給
 （３）個人年金・普通年金・大型年金による積立式年金の支給
 （４）その他会員のための福祉事業

役 員												
理事長	井山 要一											
副理事長	高柳 眞忠	井上 悦治	松岡 勇夫	熊木 暉二	松村 宏							
専務理事	佐田 政人	芹川 晴美										
常務理事	板橋 秀幸	山岸 幹夫	和田 善弘	中西 芳夫	中川 郁夫	佐藤 博勝	谷口 隆康					
理事	菅納 敏恭	瀬上 富雄	中西 清晴	渡邊 文雄	中島 豊	服部 秀雄	武田 哲					
	前嶋 修身	柏木 勝志	久保 直己	熊田 耕治	吉田 几生	林 隆一	窪野 耕生					
	藤目 暢之	小林 鈴男										
監事	大江 晋也	海山 敬治	高木貞一郎	今西 衛	三好 正郎							

関連団体の目的・事業／役員名簿

全国税理士共栄会

<1974年（昭和49）設立>

〒141-0032

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F

TEL 03-5740-8331 FAX 03-5740-8333 <http://www.zenzeikyo.com/>

目的 税理士とその関与先関係者の福祉共済、経済的地位の向上並びに親睦を図る。

- 事業**
- (1) 規模のメリットによる会員の経済的利益の向上に関する事業
 - (2) 会員の業務上必要な調査研究及び情報処理並びに提供に関する事業
 - (3) 会員の福祉と親睦に関する事業
 - (4) その他目的達成のため必要と認められる事業

役員

会長	南口 純一										
副会長	齋藤 孝志 大橋 裕志 前新健千代	倉成 諭 赤羽根純明	藤沼 康雄 赤堀 精一	秋場 良司 大西 龍夫	大谷八洲男 坂本 昌平	仲野 進 金谷 宏三	加藤 哲也 塘中 康之				
専務理事	有馬 純一	豊島 邦夫									
常務理事	角本 浩一	久保 章	小林 正寛								
理事	石川 信之 村野 憲一 加藤 仁康 下林 善信	井上 幸夫 鈴木 好彦 久野 完治 中野 徹	熊坂 真人 土屋 雅之 高取 俊二 小田 昇司	多久 善巳 小林 恒男 雲野 照正 江崎 鶴男	岡林 憲昭 越智 政利 平澤 政治 森 征一郎	櫻井 君徳 上村 文明 水埜 安寛 友利 博明	小久保 隆 天野 敏彦 大居喜代勝				
監事	宮川 守	田村 秀男	北村 繁	竹澤 信雄	内藤 強	加地 尚	城 寛				

一般社団法人 ぜいたいきょう

<1983年（昭和58）設立>

〒330-0846

埼玉県さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6F

TEL 048-645-8720 FAX 048-645-9261 <http://www.zeitaikyo.com/>

目的 税理士事務所職員等のための退職年金共済その他の福利厚生事業を行い、もって、これらの職員の福利の増進に寄与する。

- 事業**
- (1) 税理士事務所職員等の退職年金共済に関する事業
 - (2) 税理士事務所職員等の福利厚生に関する事業
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

役員

理事長	清水 武信													
副理事長	朝倉 文彦 小林 健彦	石井 幸夫 原田 啓吾	石丸修太郎 日出 雄平	岩本 俊雄 平野 豊	大前 香 松原 弘明	小川 令持 宮田 義見	川松 保夫 百田 勝彦							
専務理事	梅田 隆志	小島 忠男												
常務理事	池田 雄一	小林 政氏	齋藤 良彦											
常任理事	槇島 凱夫													
理事	浅田 恒博 加藤 哲也 高田 住男 星野 昌弘	池 淳一 加藤 信幸 田中 英雄 益子 良一	池戸 俊幸 狩野 良和 友利 博明 矢野 平八	池谷 達郎 久保 章 西川 禎人 山口 英昭	井寺 洪太 篠原 龍夫 波多野 徹 吟松 孝吉	井部 俊一 白津 吉英 平野 博行 若山 実	小野美 茂 鈴木 健一 福田 朗							
監事	狩野 要一	森山 正	和田 義弘											

関連団体の目的・事業／役員名簿

一般社団法人 日税連税法データベース

< 2000年（平成12）設立 >

〒141-0032

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館3F

TEL 03-5496-1195 FAX 03-5496-1298 <https://www.tains.org/tains/index.jsp>

目 的 税理士及び税務研究者等に対し、高度情報技術を利用して、税務に係る判決等の情報の提供その他必要な事業を行う。

事 業 (1) 税法データベースの情報コンテンツの編集、維持管理及び提供
 (2) 税法データベースの普及、利用促進及び研修
 (3) 税理士情報ネットワークシステム（略称「T A I N S（タインズ）」）の構築、運営及び維持管理
 (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

役 員										
会長	池田 隼啓									
副会長	岩本 俊雄	高田 住男	櫻井英二雄	浅田 恒博	中村 一三					
専務理事	熊田 耕治	谷 信洋								
常務理事	丹下 忠彰	富永 純治	朝倉 洋子	酒井 啓司	柏 之雄					
理事	上原 英二	花嶋 実	池谷 達郎	辻井 賢博	須藤 寿	武田 亨	加藤 哲也			
	木戸 通夫	森 茂樹	渡邊 哲朗	田中 輝昭	河邊 圭彦	大久保道男	大久保昌逸			
	徳留 利幸									
	平安 式作	佐藤 道江								
監事										

叙勲者・褒章受章者

叙勲者

1964(S39)秋

横田 恰	四 国	勲五等瑞宝章
------	-----	--------

1965(S40)春

淡路 周策	東 京	勲五等瑞宝章
磯部 喜平	名 古 屋	勲五等瑞宝章

1965(S40)秋

前川萬治郎	東 京	勲五等双光旭日章
熊谷茂一郎	九州北部	勲五等瑞宝章

1966(S41)春

早坂 忠	東 北	勲五等双光旭日章
------	-----	----------

1966(S41)秋

藤原 龍太	近 畿	勲四等旭日小綬章
丸山 慶夫	名 古 屋	勲五等瑞宝章
津村 籌夫	四 国	勲五等瑞宝章

1967(S42)春

駒井 重次	東 京	勲二等瑞宝章
香河 英成	近 畿	勲五等瑞宝章
奥富 三雄	東 海	勲五等瑞宝章

1967(S42)秋

松村富之助	東京地方	勲五等双光旭日章
上野彦太郎	北 海 道	勲五等双光旭日章
日野昭二郎	四 国	勲五等双光旭日章
太田萬次郎	名 古 屋	勲五等瑞宝章

1968(S43)春

石津 四郎	東京地方	勲五等双光旭日章
松下 敬	名 古 屋	勲五等瑞宝章
永井 浄裕	近 畿	勲六等单光旭日章

1968(S43)秋

新家 好二	東京地方	勲五等双光旭日章
-------	------	----------

1969(S44)春

広瀬繁太郎	近 畿	勲五等瑞宝章
-------	-----	--------

1969(S44)秋

神中 成浩	近 畿	勲五等双光旭日章
山田 新	中 国	勲五等双光旭日章

1970(S45)春

石田 一之	中 国	勲四等瑞宝章
-------	-----	--------

山中秀太郎	近 畿	勲五等瑞宝章
-------	-----	--------

1970(S45)秋

北岡 儀孝	近 畿	勲五等双光旭日章
箕輪 吉人	名 古 屋	勲五等双光旭日章
木村 清孝	南 九 州	勲五等双光旭日章

1971(S46)春

木村 義朝	近 畿	勲五等瑞宝章
田尻 満夫	九州北部	勲五等瑞宝章

1971(S46)秋

富田 友雄	九州北部	勲五等瑞宝章
-------	------	--------

1973(S48)春

佐藤 頼一	東 海	勲五等双光旭日章
-------	-----	----------

1973(S48)秋

中村 秀雄	東 京	勲三等瑞宝章
山本 義雄	近 畿	勲五等双光旭日章
中園 等	九州北部	勲五等瑞宝章

1974(S49)春

吉田 俊一	関東信越	勲五等双光旭日章
-------	------	----------

1974(S49)秋

楠田 貞春	南 九 州	勲五等双光旭日章
-------	-------	----------

1975(S50)春

高田 正康	近 畿	勲五等双光旭日章
高木 勲	九州北部	勲五等双光旭日章

1975(S50)秋

酒井 秀作	名 古 屋	勲四等瑞宝章
糟谷 重雄	九州北部	勲五等双光旭日章

1976(S51)春

尾高 澄	東京地方	勲五等双光旭日章
松浦 元男	名 古 屋	勲五等双光旭日章
大塚 常一	南 九 州	勲五等瑞宝章

1976(S51)秋

木村 清孝	南 九 州	勲三等瑞宝章
石曾根伸三郎	関東信越	勲五等双光旭日章
柳谷 勇	近 畿	勲五等双光旭日章
三浦 清一	東 北	勲五等瑞宝章

叙勲者・褒章受章者

1977(S52)春

浅山 敏夫	近 畿	勲五等瑞宝章
齋藤 治	東 北	勲五等瑞宝章

1977(S52)秋

池田 昇一	北 海 道	勲四等旭日小綬章
富田克次郎	近 畿	勲五等瑞宝章
柴田 壮督	九州北部	勲五等瑞宝章
秦野 真一	南 九 州	勲五等瑞宝章

1978(S53)春

前田 幸蔵	東 京	勲三等瑞宝章
川口 清	近 畿	勲五等双光旭日章

1978(S53)秋

高畑 長貞	東 京	勲五等双光旭日章
-------	-----	----------

1979(S54)春

菅原 善重	関東信越	勲五等双光旭日章
阪口 俊一	南 九 州	勲五等瑞宝章

1979(S54)秋

朝日 源吾	東京地方	勲五等双光旭日章
安藤 修	近 畿	勲五等瑞宝章

1980(S55)秋

保津 寒郎	東 海	勲五等双光旭日章
-------	-----	----------

1981(S56)春

竹内 兵司	近 畿	勲五等双光旭日章
-------	-----	----------

1981(S56)秋

添田 正夫	東 京	勲三等瑞宝章
-------	-----	--------

1982(S57)春

菅納 達雄	東 京	勲五等双光旭日章
上林 輝治	近 畿	勲五等瑞宝章
山田 康雄	名 古 屋	勲五等瑞宝章

1982(S57)秋

高野 芳信	東 海	勲四等瑞宝章
丸山 兵一	関東信越	勲五等瑞宝章

1983(S58)春

小滝 四郎	関東信越	勲五等双光旭日章
-------	------	----------

1983(S58)秋

尾和 郡司	関東信越	勲五等双光旭日章
-------	------	----------

1984(S59)春

松田 亀雄	中 国	勲五等瑞宝章
-------	-----	--------

1984(S59)秋

久保村得治郎	東 京	勲五等双光旭日章
--------	-----	----------

1985(S60)春

古川 徳次	名 古 屋	勲五等瑞宝章
-------	-------	--------

1985(S60)秋

佐藤 寛二	中 国	勲五等双光旭日章
永野 壽一	南 九 州	勲五等瑞宝章

1986(S61)春

望月 武義	北 海 道	勲四等瑞宝章
-------	-------	--------

1986(S61)秋

鶴 省三	九州北部	勲五等瑞宝章
------	------	--------

1987(S62)春

佐々木 但	東京地方	勲五等双光旭日章
-------	------	----------

1987(S62)秋

飯田 正一	東 海	勲五等双光旭日章
此本 正憲	南 九 州	勲五等瑞宝章

1988 (S63) 秋

四元 正憲	東京地方	勲五等双光旭日章
-------	------	----------

1989(H 1)春

武田 享	関東信越	勲四等旭日小綬章
菅原 博	東 北	勲四等瑞宝章
山中 秋麿	東 海	勲五等瑞宝章

1989(H 1)秋

三石武古三郎	関東信越	勲五等瑞宝章
菅野 岩雄	北 海 道	勲五等瑞宝章

1990(H 2)春

塩谷 芳男	東 京	勲五等双光旭日章
峯岸 武一	関東信越	勲五等瑞宝章

1990(H 2)秋

峯村 茂造	関東信越	勲五等双光旭日章
-------	------	----------

1991(H 3)春

柏葉庚一郎	東 北	勲五等瑞宝章
-------	-----	--------

1991(H 3)秋

織本 秀實	東京地方	勲三等瑞宝章
-------	------	--------

1992(H 4)春

川又 頼政	近 畿	勲五等双光旭日章
-------	-----	----------

1992(H 4)秋

足木 正吾	東 海	勲四等瑞宝章
柳田 榮一	関東信越	勲五等双光旭日章

1993(H 5)秋

舟木 亘	南 九 州	勲四等瑞宝章
------	-------	--------

叙勲者・褒章受章者

西浦 保 近 畿 勲五等双光旭日章

1994(H 6)秋

菅家惣右衛門 東 北 勲五等瑞宝章

1995(H 7)秋

瀬戸 晃 九州北部 勲四等瑞宝章
白井 恒夫 東京地方 勲五等双光旭日章
野村 清 北 陸 勲五等双光旭日章

1996(H 8)春

小澤 重治 東京地方 勲五等瑞宝章

1996(H 8)秋

本塚 文雄 関東信越 勲五等双光旭日章
片山 敏則 四 国 勲五等双光旭日章

1997(H 9)春

片岡 輝昭 北 陸 勲三等瑞宝章
藤村 茂 東京地方 勲五等双光旭日章

1997(H 9)秋

稲葉甲子雄 東 海 勲四等瑞宝章
宮田 泰 四 国 勲四等瑞宝章

1998(H10)春

永松 繁雄 九州北部 勲五等双光旭日章
佐藤 豊夫 千 葉 県 勲五等瑞宝章
村上 行雄 北 陸 勲五等瑞宝章

1998(H10)秋

加茂 武 名 古 屋 勲四等瑞宝章
清水 久雄 近 畿 勲五等双光旭日章
石瀬 昭二 北 陸 勲五等瑞宝章

1999(H11)春

中村 一次 関東信越 勲五等双光旭日章
高橋 勤 東 北 勲五等瑞宝章

1999(H11)秋

服部 徹義 東 京 勲五等双光旭日章
古川 寛 東 海 勲五等瑞宝章
篠原喜八郎 中 国 勲五等瑞宝章

2000(H12)春

吉澤利喜平 関東信越 勲五等双光旭日章
市川 仁三 近 畿 勲五等瑞宝章
太田平八郎 東 北 勲五等瑞宝章

2000(H12)秋

松田 正治 中 国 勲五等双光旭日章
徳毛 博 中 国 勲五等瑞宝章

2001(H13)春

本澤 三雄 東 京 勲五等瑞宝章

姫井 健次 中 国 勲五等瑞宝章

2001(H13)秋

春好 幸雄 近 畿 勲五等双光旭日章
久原 久 九州北部 勲五等双光旭日章
小越 幸志 東 京 勲五等瑞宝章
鈴木 福二 東 海 勲五等瑞宝章

2002(H14)春

南部 信雄 千 葉 県 勲五等双光旭日章
渡邊 省三 近 畿 勲五等双光旭日章
山下 規夫 九州北部 勲五等双光旭日章
林 光伸 近 畿 勲五等瑞宝章

2002(H14)秋

佐藤 裕志 近 畿 勲五等双光旭日章
岡部 敦 九州北部 勲五等双光旭日章
岡村 忠弘 近 畿 勲五等瑞宝章
高須 益生 近 畿 勲五等瑞宝章

2003(H15)春

高木貞一郎 関東信越 勲五等双光旭日章
山口 勉 北 海 道 勲五等双光旭日章
前田 順一 四 国 勲五等双光旭日章
松島 英雄 東京地方 勲五等瑞宝章
杉浦 正康 名 古 屋 勲五等瑞宝章

2003(H15)秋

平田 公敏 関東信越 旭日中綬章
鈴木 和男 東 京 旭日小綬章
唐川 満 東 京 旭日小綬章
峯村 福督 関東信越 旭日小綬章
笠井 彦隆 北 海 道 旭日小綬章
太田賢太郎 東 海 旭日小綬章

2004(H16)春

狩野 七郎 東京地方 旭日小綬章
坂本 稔男 近 畿 旭日小綬章
長縄 信雄 北 海 道 旭日小綬章

2004(H16)秋

倉橋 清文 東 京 旭日小綬章
安井 徳次 東 京 旭日小綬章
丸山 晴司 関東信越 旭日小綬章
弓岡 隆巳 近 畿 旭日小綬章
小早川隆幸 中 国 旭日小綬章

2005(H17)春

後藤 好弘 名 古 屋 旭日小綬章
山岡 茂 北 陸 旭日小綬章

2005(H17)秋

平山 玲晃 東 京 旭日小綬章
安孫子昌祐 東 北 旭日小綬章

叙勲者・褒章受章者

2006(H18)春

近藤新太郎	東 海	旭日小綬章
河村 正治	中 国	旭日小綬章
野田 武輝	九州北部	旭日小綬章

2006(H18)秋

八木 幹雄	東 京	旭日小綬章
山川 巽	東 京	旭日小綬章
井山 要一	九州北部	旭日小綬章

2007(H19)春

武田 近	関東信越	旭日小綬章
北野 博也	近 畿	旭日小綬章
木元 信	南 九 州	旭日小綬章

2007(H19)秋

森 金次郎	近 畿	旭日中綬章
野村 一榮	北 陸	旭日小綬章
宮部 和清	南 九 州	旭日小綬章

2008(H20)春

飯島 輝雄	千 葉 県	旭日小綬章
-------	-------	-------

2008(H20)秋

鎌田 俊夫	東 京	旭日小綬章
峰岸 一朗	関東信越	旭日小綬章
加地 尚	四 国	旭日小綬章

2009(H21)春

岩波 一	東 京	旭日小綬章
熊木 暉二	関東信越	旭日小綬章
濱田 富雄	中 国	旭日小綬章

2009(H21)秋

高畑 公一	東 京	旭日小綬章
-------	-----	-------

大西 孝之	名 古 屋	旭日小綬章
田村 襄	九州北部	旭日小綬章

2010(H22)春

手島 保	関東信越	旭日小綬章
高野 正康	近 畿	旭日小綬章
稲熊定次郎	名 古 屋	旭日小綬章
岡本 孝三	東 海	旭日小綬章

2010(H22)秋

平安 式作	近 畿	旭日小綬章
大野 眞一	名 古 屋	旭日小綬章
國富 檀雄	中 国	旭日小綬章

2011(H23)春

眞鍋 誠一	東京地方	旭日小綬章
高羅 英彦	東 海	旭日小綬章
松尾 正一	四 国	旭日小綬章

2011(H23)秋

池田 隼啓	近 畿	旭日中綬章
白井 敏博	東 京	旭日小綬章
原 清助	東京地方	旭日小綬章
宮口 定雄	近 畿	旭日小綬章
岩本 俊雄	南 九 州	旭日小綬章

2012(H24)春

赤堀 精一	近 畿	旭日小綬章
熊谷 眞人	東 北	旭日小綬章
川松 保夫	東 海	旭日小綬章
齋藤 愼悟	中 国	旭日小綬章

2012(H24)秋

坂本 英雄	東 京	旭日小綬章
久野 峯一	名 古 屋	旭日小綬章
山城 泰哲	沖 縄	旭日小綬章

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

叙勲者・褒章受章者

褒 章 者

1956(S31)

渡部 義雄	東京	黄綬褒章
香河 英成	近畿	黄綬褒章

1957(S32)

松宮 隆	東京	黄綬褒章
松村富之助	東京地方	黄綬褒章
西沢庄太郎	千葉県	黄綬褒章
谷口 愛吉	四国	黄綬褒章

1958(S33)

粕川 保三	東京	黄綬褒章
田沼 始	近畿	黄綬褒章
河合 直二	中国	黄綬褒章
熊谷茂一郎	九州北部	黄綬褒章

1959(S34)

名武 正一	東京	黄綬褒章
前川萬治郎	東京	黄綬褒章
藤原 龍太	近畿	黄綬褒章
上野彦太郎	北海道	黄綬褒章

1960(S35)

新家 好二	東京地方	黄綬褒章
吉城貫一郎	近畿	黄綬褒章
日野昭二郎	四国	黄綬褒章
木村 清孝	南九州	黄綬褒章

1961(S36)

淡路 周策	東京	黄綬褒章
箕輪 吉人	名古屋	黄綬褒章
山田 新	中国	黄綬褒章
横田 恰	四国	黄綬褒章

1962(S37)

吉田 俊一	関東信越	黄綬褒章
神中 成浩	近畿	黄綬褒章
佐藤 頼一	東海	黄綬褒章

1963(S38)

石津 四郎	東京地方	黄綬褒章
磯部 喜平	名古屋	黄綬褒章
平岡 滝吉	中国	黄綬褒章
平原 喜孝	九州北部	黄綬褒章

1964(S39)

中村 秀男	東京	黄綬褒章
-------	----	------

高田 正康	近畿	黄綬褒章
松下 敬	名古屋	黄綬褒章
香山 良久	中国	黄綬褒章

1965(S40)

星野準五郎	関東信越	黄綬褒章
杉永 清岩	近畿	黄綬褒章
山崎 菊松	北海道	黄綬褒章
高橋 義一	東北	黄綬褒章

1966(S41)

住田 金作	東京	黄綬褒章
石曾根伸三郎	関東信越	黄綬褒章
酒井 秀作	名古屋	藍綬褒章
高木 勲	九州北部	藍綬褒章

1967(S42)

相澤 與吉	東京	黄綬褒章
柳谷 勇	近畿	黄綬褒章
山本 義雄	近畿	黄綬褒章
糟谷 重雄	九州北部	黄綬褒章
秦野 真一	南九州	黄綬褒章

1968(S43)

下手 明	近畿	黄綬褒章
野口藤一郎	東北	黄綬褒章
松浦 元男	名古屋	黄綬褒章
藤本 良市	九州北部	黄綬褒章

1969(S44)

池田 常吉	東京	黄綬褒章
石田 與一	東京地方	黄綬褒章
浅山 敏夫	近畿	黄綬褒章
杉岡 正夫	近畿	黄綬褒章
中澤 務	近畿	黄綬褒章

1970(S45)

嶋崎 雄次	東京	黄綬褒章
大石 堅志	近畿	黄綬褒章
福田 春二	名古屋	黄綬褒章
坂井清之助	東北	藍綬褒章

1971(S46)

細川幸一郎	東京地方	黄綬褒章
横尾愛四郎	九州北部	黄綬褒章
福田 隆	南九州	黄綬褒章

叙勲者・褒章受章者

1972(S47)

丸山 兵一	関東信越	黄綬褒章
安藤 修	近畿	黄綬褒章
高畑 長貞	東京	藍綬褒章
前田 幸藏	東京	藍綬褒章
保津 寒郎	東海	藍綬褒章

1973(S48)

片山 德行	北陸	黄綬褒章
畑添 重徳	九州北部	黄綬褒章
金子 高七	南九州	黄綬褒章
朝日 源吾	東京地方	藍綬褒章
尾和 郡司	関東信越	藍綬褒章
高野 芳信	東海	藍綬褒章

1974(S49)

村松勘之助	名古屋	黄綬褒章
松本 鶴寿	九州北部	黄綬褒章
山口 兼義	南九州	黄綬褒章
湯浅 四吉	南九州	黄綬褒章

1975(S50)

中野 市蔵	近畿	黄綬褒章
山田 康雄	名古屋	黄綬褒章
菅納 達雄	東京	藍綬褒章
久保村得治郎	東京	藍綬褒章
添田 正夫	東京	藍綬褒章
竹内 兵司	近畿	藍綬褒章

1976(S51)

篠崎 政雄	東京地方	黄綬褒章
杉山 尚平	東京地方	黄綬褒章
吉田 重雄	近畿	黄綬褒章
真船 由雄	北海道	黄綬褒章
佐藤 斎治	名古屋	黄綬褒章
上林 輝治	近畿	藍綬褒章
本田都喜男	名古屋	藍綬褒章

1977(S52)

大音 富	東京地方	黄綬褒章
峯岸 武一	関東信越	黄綬褒章
岩崎 武夫	近畿	黄綬褒章
山梨 弁蔵	名古屋	黄綬褒章
鶴 省三	九州北部	黄綬褒章
野田 久次	南九州	黄綬褒章
小滝 四郎	関東信越	藍綬褒章
望月 武義	北海道	藍綬褒章

1978(S53)

村木 高一	東京	黄綬褒章
秋葉 中	東京地方	黄綬褒章
赤松 利弥	近畿	黄綬褒章
田原 徳一	近畿	黄綬褒章
小林 啓作	北海道	黄綬褒章

後藤 和夫	東海	黄綬褒章
松田 亀雄	中国	黄綬褒章
高木 貞治	北陸	藍綬褒章

1979(S54)

関口 秀男	東京	黄綬褒章
山波 三郎	東京	黄綬褒章
佐々木 但	東京地方	黄綬褒章
瀧本 義雅	東京地方	黄綬褒章
仁科 健	近畿	黄綬褒章
田村八一平	近畿	黄綬褒章
古川 徳次	東北	黄綬褒章
横田 政直	南九州	黄綬褒章

1980(S55)

前田慶四郎	東京地方	黄綬褒章
福田 憲彌	近畿	黄綬褒章
森 豊	近畿	黄綬褒章
伊藤 正信	東海	黄綬褒章
松井 敏夫	中国	黄綬褒章
大野伝九郎	中国	黄綬褒章
飯田 正一	東海	藍綬褒章

1981(S56)

原島 康雄	東京	黄綬褒章
國分 吉廣	近畿	黄綬褒章
宮崎啓之進	東海	黄綬褒章
大西 元治	中国	黄綬褒章
穴倉 亀吉	南九州	黄綬褒章
武田 享	関東信越	藍綬褒章

1982(S57)

三石武古三郎	関東信越	黄綬褒章
若田 一郎	名古屋	黄綬褒章
松原伊知男	北陸	黄綬褒章
黒木 豪吉	中国	黄綬褒章
佐藤 国男	南九州	黄綬褒章
四元 正憲	東京地方	藍綬褒章
飯島 岱藏	関東信越	藍綬褒章

1983(S58)

柳田 榮一	関東信越	黄綬褒章
武田 威雄	北海道	黄綬褒章
鈴木 徳司	東北	黄綬褒章
増谷 善治	東海	黄綬褒章
村田 進	中国	黄綬褒章
宮崎 信行	中国	黄綬褒章
高倉 勝	南九州	黄綬褒章
峯村 茂造	関東信越	藍綬褒章

1984(S59)

板倉 孝典	東京	黄綬褒章
斉藤 良一	東京地方	黄綬褒章
木村 波二	関東信越	黄綬褒章
小松 昌次	関東信越	黄綬褒章

叙勲者・褒章受章者

吉岡 清作	東 北	黄綬褒章
内田勇治郎	中 国	黄綬褒章
岡本幸三郎	南 九 州	黄綬褒章
足木 正吾	東 海	藍綬褒章

1985(S60)

大久保榮治	関東信越	黄綬褒章
小宮山鉄三郎	関東信越	黄綬褒章
中森 薫夫	東 海	黄綬褒章
西本 隆生	四 国	黄綬褒章
浅枝 正隆	南 九 州	黄綬褒章
児玉 宗忠	南 九 州	黄綬褒章
織本 秀實	東京地方	藍綬褒章

1986(S61)

石井 省三	関東信越	黄綬褒章
畝部 和男	東 海	黄綬褒章
中村 政吉	北 陸	黄綬褒章
岡 武	四 国	黄綬褒章
戸上 茂男	南 九 州	黄綬褒章

1987(S62)

今村 秀夫	東 京	黄綬褒章
和田 保	東京地方	黄綬褒章
黒本 良夫	関東信越	黄綬褒章
佐藤 鉄夫	東 北	黄綬褒章
河村 栄吉	北 陸	黄綬褒章
越智 恒行	四 国	黄綬褒章
瀬戸 晃	九州北部	藍綬褒章

1988(S63)

石井 達也	関東信越	黄綬褒章
勅使河原庄司	関東信越	黄綬褒章
狩野 信男	東 海	黄綬褒章
河合 甚一	北 陸	黄綬褒章
大畠 永弘	四 国	黄綬褒章
徳増 正夫	四 国	黄綬褒章
長井 正昭	四 国	黄綬褒章
田中 巖	南 九 州	黄綬褒章
坂口 健一	南 九 州	黄綬褒章

1989(H 1)

小澤 重治	東京地方	黄綬褒章
中村 一次	関東信越	黄綬褒章
鎌田 時蔵	東 北	黄綬褒章
菅家惣右衛門	東 北	黄綬褒章
佐藤 健一	東 北	黄綬褒章
齋藤 潤	四 国	黄綬褒章
藤本 虔二	四 国	黄綬褒章
森 政雄	南 九 州	黄綬褒章

1990(H 2)

藤村 茂	東京地方	黄綬褒章
上東 久夫	近 畿	黄綬褒章
小林 島蔵	関東信越	黄綬褒章

太田平八郎	東 北	黄綬褒章
加茂 武	名古屋	黄綬褒章
稲葉甲子雄	東 海	黄綬褒章
野村 清	北 陸	黄綬褒章
小野 知美	南 九 州	黄綬褒章
白井 恒夫	東京地方	藍綬褒章
本塚 文雄	関東信越	藍綬褒章

1991(H 3)

佐藤 豊夫	千 葉 県	黄綬褒章
稲山十四助	関東信越	黄綬褒章
吉澤利喜平	関東信越	黄綬褒章
清水 久雄	近 畿	黄綬褒章
春野 守夫	北 海 道	黄綬褒章
寺田 一男	東 北	黄綬褒章
竹下 寛二	南 九 州	黄綬褒章
服部 徹義	東 京	藍綬褒章
片岡 輝昭	北 陸	藍綬褒章
宮田 泰	四 国	藍綬褒章
岡部 敦	九州北部	藍綬褒章

1992(H 4)

石橋 和俊	関東信越	黄綬褒章
寺門 好雄	関東信越	黄綬褒章
北條 利泰	関東信越	黄綬褒章
福士 博夫	東 北	黄綬褒章
堀江 傳	東 北	黄綬褒章
精園 英一	名古屋	黄綬褒章
太田 並治	東 海	黄綬褒章
石瀬 昭二	北 陸	黄綬褒章
平井 照郎	中 国	黄綬褒章
牟田口徳行	九州北部	黄綬褒章
久保 重雄	南 九 州	黄綬褒章

1993(H 5)

柴崎 正也	東 京	黄綬褒章
田中 隆一	関東信越	黄綬褒章
森 金次郎	近 畿	黄綬褒章
三浦 勲	北 海 道	黄綬褒章
高橋 勤	東 北	黄綬褒章
岩田 欽吾	東 海	黄綬褒章
間賀田耕吾	中 国	黄綬褒章
森山 誠哉	九州北部	黄綬褒章
平田 公敏	関東信越	藍綬褒章
今野 和郎	東 北	藍綬褒章

1994(H 6)

小杉 益義	東京地方	黄綬褒章
上野喜久雄	関東信越	黄綬褒章
富田八九郎	関東信越	黄綬褒章
市川 仁三	近 畿	黄綬褒章
近藤 重明	北 海 道	黄綬褒章
杉浦 正康	名古屋	黄綬褒章
藤本 勝人	中 国	黄綬褒章
阿部 豊	四 国	黄綬褒章

叙勲者・褒章受章者

小松原 修 九州北部 黄綬褒章
 今村日出男 南九州 黄綬褒章
 近藤新太郎 東海 藍綬褒章

1995(H7)

高木貞一郎 関東信越 黄綬褒章
 西川 一郎 関東信越 黄綬褒章
 加藤 実 北海道 黄綬褒章
 安孫子昌祐 東北 黄綬褒章
 増子 七郎 東北 黄綬褒章
 青山 昭二 東海 黄綬褒章
 山岡 茂 北陸 黄綬褒章
 北山 基 中国 黄綬褒章
 田内 健 四国 黄綬褒章
 松村 篤憲 南九州 黄綬褒章

1996(H8)

市原 靖 関東信越 黄綬褒章
 森 茂昭 関東信越 黄綬褒章
 春好 幸雄 近畿 黄綬褒章
 小田川 繁 北海道 黄綬褒章
 橋本 桂吉 東北 黄綬褒章
 富樫 邦高 名古屋 黄綬褒章
 村松 正治 東海 黄綬褒章
 池内 義臣 四国 黄綬褒章
 藤井 義春 四国 黄綬褒章
 山内 英行 九州北部 黄綬褒章
 末崎 将弘 南九州 黄綬褒章

1997(H9)

保坂 學 関東信越 黄綬褒章
 坂本 稔男 近畿 黄綬褒章
 佐藤 裕志 近畿 黄綬褒章
 朝賀 伸也 北海道 黄綬褒章
 宮木 一夫 北海道 黄綬褒章
 秋山 信勝 東北 黄綬褒章
 小川 勝美 名古屋 黄綬褒章
 大西 徳松 東海 黄綬褒章
 小早川隆幸 中国 黄綬褒章
 貞木 茂罔 中国 黄綬褒章
 阿部 猛 四国 黄綬褒章
 徳留 忠敬 南九州 黄綬褒章

1998(H10)

山口登視男 東京地方 黄綬褒章
 國井 末雄 関東信越 黄綬褒章
 峯村 福督 関東信越 黄綬褒章
 中北 典夫 近畿 黄綬褒章
 名取 晃一 北海道 黄綬褒章
 平塚 善司 東北 黄綬褒章
 太田賢太郎 東海 黄綬褒章
 野村 一榮 北陸 黄綬褒章
 中川 郁夫 中国 黄綬褒章
 加地 尚 四国 黄綬褒章
 鎌田伊勢男 四国 黄綬褒章

尾内 一義 九州北部 黄綬褒章
 藏前 和巳 南九州 黄綬褒章

1999(H11)

杉本 眞哉 東京地方 黄綬褒章
 丸山 晴司 関東信越 黄綬褒章
 船木 清治 東北 黄綬褒章
 渡辺 亮一 東北 黄綬褒章
 和田 義春 名古屋 黄綬褒章
 廣濱 幹雄 東海 黄綬褒章
 加藤 昭治 北陸 黄綬褒章
 松本 敏 四国 黄綬褒章
 國武 能夫 九州北部 黄綬褒章
 池松 護 南九州 黄綬褒章
 弓岡 隆巳 近畿 藍綬褒章
 熊木 暉二 関東信越 藍綬褒章
 山崎 勝 南九州 藍綬褒章

2000(H12)

佐藤 房雄 関東信越 黄綬褒章
 平山 邦雄 関東信越 黄綬褒章
 村越 悦治 北海道 黄綬褒章
 小野寺敏郎 北海道 黄綬褒章
 渋谷 清 東北 黄綬褒章
 末松 時夫 名古屋 黄綬褒章
 覺本 雅夫 北陸 黄綬褒章
 島原 順良 中国 黄綬褒章
 三王 八郎 中国 黄綬褒章
 鎌倉 理八 四国 黄綬褒章
 山本 享 四国 黄綬褒章
 荒木 正人 九州北部 黄綬褒章
 八幡 繁信 沖縄 黄綬褒章

2001(H13)

高山 友二 千葉県 黄綬褒章
 瀬戸 清明 関東信越 黄綬褒章
 佐藤雄一郎 東北 黄綬褒章
 和田 文夫 東北 黄綬褒章
 荒川 信雄 中国 黄綬褒章
 曾村 信雄 中国 黄綬褒章
 小野 精一 九州北部 黄綬褒章
 木元 信 南九州 黄綬褒章

2002(H14)

浅場 敏男 東京地方 黄綬褒章
 浅井 克巳 関東信越 黄綬褒章
 高野 正康 近畿 黄綬褒章
 熊谷 眞人 東北 黄綬褒章
 久野 峯一 名古屋 黄綬褒章
 佐野 裕 名古屋 黄綬褒章
 國富 檀雄 中国 黄綬褒章
 西山 克一 四国 黄綬褒章
 本田 榮 南九州 黄綬褒章
 大西 孝之 名古屋 藍綬褒章

叙勲者・褒章受章者

2003(H15)

瀬部 雄二	北海道	黄綬褒章
金澤 七郎	東北	黄綬褒章
村野 榮司	東北	黄綬褒章
杉田 等	名古屋	黄綬褒章
高柳 利栄	北陸	黄綬褒章
井戸本之明	中国	黄綬褒章
飯島 清信	中国	黄綬褒章
中原昭太郎	四国	黄綬褒章
峰岸 一朗	関東信越	藍綬褒章

2004(H16)

寺澤 隼人	東京	黄綬褒章
宮口 定雄	近畿	黄綬褒章
木村 直之	北海道	黄綬褒章
佐藤 正則	東北	黄綬褒章
高梨 英吉	東北	黄綬褒章
竹田 幸男	名古屋	黄綬褒章
石原 一夫	中国	黄綬褒章
屋比久嘉光	沖縄	黄綬褒章

2005(H17)

市川 克美	関東信越	黄綬褒章
米田 昭	北海道	黄綬褒章
木村 光雄	北陸	黄綬褒章

2006(H18)

松尾 八郎	近畿	黄綬褒章
吉田 浩康	名古屋	黄綬褒章
本田 征洋	九州北部	黄綬褒章
山崎 鹿雄	九州北部	黄綬褒章
石井 宏尚	東京地方	藍綬褒章
川松 保夫	東海	藍綬褒章
坂本 昌平	四国	藍綬褒章
南 九壽彦	四国	藍綬褒章

2007(H19)

徳重 寛之	東京	黄綬褒章
梅田 隆志	関東信越	黄綬褒章
奥谷 弘和	東海	黄綬褒章
百田 勝彦	沖縄	黄綬褒章
尾和 慶禰	関東信越	藍綬褒章
山城 泰哲	沖縄	藍綬褒章

2008(H20)

清水 武信	関東信越	藍綬褒章
村上 慎一	北陸	藍綬褒章
森 征一郎	南九州	藍綬褒章

2009(H21)

杉本 秋男	名古屋	黄綬褒章
中西 芳夫	東海	黄綬褒章
窪野 耕生	北陸	黄綬褒章
池谷 達郎	関東信越	藍綬褒章

佐々木茂美 東北 藍綬褒章

2010(H22)

江崎 鶴男	九州北部	黄綬褒章
岩崎 清一	関東信越	藍綬褒章
安 四郎	関東信越	藍綬褒章
岩根 修象	東北	藍綬褒章

2011(H23)

福井 俊光	北陸	黄綬褒章
長谷川一彦	中国	黄綬褒章
佐藤 吉弘	東北	藍綬褒章
森木 將雄	四国	藍綬褒章

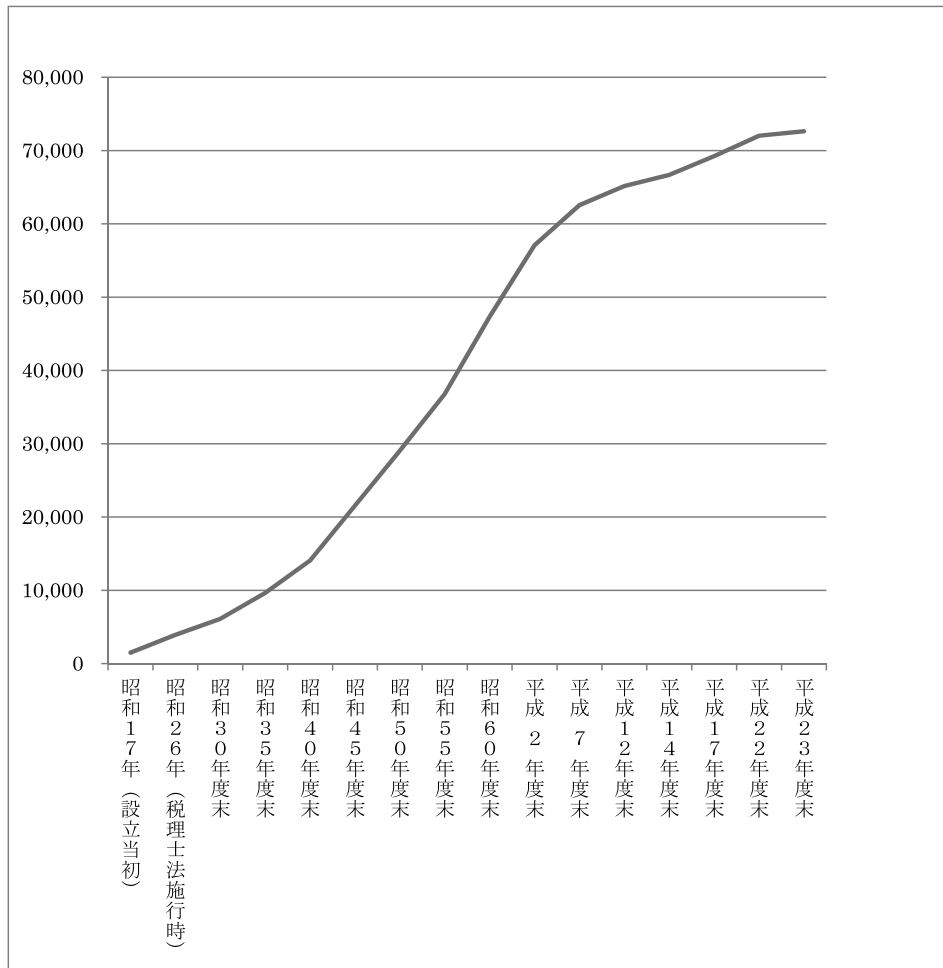
2012(H24)

幸地 啓子	沖縄	黄綬褒章
久保 章	関東信越	藍綬褒章
齋藤 良彦	関東信越	藍綬褒章
福田 朗	関東信越	藍綬褒章
宮田 義見	近畿	藍綬褒章
石高 雅美	中国	藍綬褒章

※叙勲者・褒章受章者については、税理士功労による受章者を掲載しています。

税理士登録者数の推移

税理士登録者数の推移



- (注) 1. 昭和30年度からは3月31日現在の数である。
 2. 昭和55年度末までは税理士会員数、昭和60年度末からは税理士登録数となる。

税理士登録者数の推移

税理士登録者・税理士法人届出数の推移

区分 年	会員数・ 登録者数	開業税理士	社員税理士	補助税理士		税理士法人	
				(開業)	(法人)	本店	支店
昭和17年(設立当初)	1,522	—	—	—	—	—	—
昭和26年(税理士法 施行時)	3,944	—	—	—	—	—	—
昭和30年度末	6,114	—	—	—	—	—	—
昭和35年度末	9,646	—	—	—	—	—	—
昭和40年度末	14,049	—	—	—	—	—	—
昭和45年度末	21,567	—	—	—	—	—	—
昭和50年度末	29,036	—	—	—	—	—	—
昭和55年度末	36,818	—	—	—	—	—	—
昭和60年度末	47,342	—	—	—	—	—	—
平成 2年度末	57,073	—	—	—	—	—	—
平成 7年度末	62,550	—	—	—	—	—	—
平成12年度末	65,144	—	—	—	—	—	—
平成14年度末	66,674	63,906	1,215	907	646	440	154
平成17年度末	69,243	62,441	2,836	2,691	1,275	1,079	421
平成22年度末	72,039	59,750	5,549	4,128	2,612	2,140	863
平成23年度末	72,635	59,631	6,122	4,247	2,805	2,366	1,004

税理士登録者・税理士法人届出数の状況

	登録者数	開業税理士	社員税理士	補助税理士		税理士法人	
				(開業)	(法人)	本店	支店
東 京	20,985	16,209	2,072	1,005	1,699	798	231
東京地方	4,692	3,969	401	246	76	153	68
千 葉 県	2,408	2,154	156	69	29	62	39
関東信越	7,210	5,932	705	443	130	281	130
近 畿	13,892	11,402	1,009	1,028	453	399	169
北 海 道	1,916	1,489	275	101	51	101	65
東 北	2,592	2,264	207	97	24	75	49
名 古 屋	4,287	3,248	471	347	221	184	75
東 海	4,255	3,412	378	402	63	148	85
北 陸	1,358	1,050	173	105	30	70	32
中 国	2,958	2,501	206	204	47	79	39
四 国	1,549	1,293	139	96	21	48	32
九州北部	2,993	2,441	251	228	73	96	59
南 九 州	1,980	1,724	131	107	18	53	27
沖 縄	363	307	33	20	3	13	10
計	73,438	59,395	6,607	4,498	2,938	2,560	1,110

(平成25年1月末日現在)

記念事業を終えて

税理士制度70周年記念
事業特別委員会委員長

川松 保夫

平成24年は、現行税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年に制定、施行されてから数えて70周年になります。日本税理士会連合会では、予てからこの年に合わせて記念事業を行うことについて検討を始めることを考えていました。ところが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被災状況のこともあり、その検討も一時中断せざるを得ませんでした。しかし、70周年は二度と来ないということで記念事業の検討を始めたのは平成24年1月12日開催の常務理事会で、税理士制度70周年記念事業特別委員会の設置が承認された時からでした。

記念事業として何を行うかは、記念式典、記念講演、レセプションと記念誌の発行に留めるということになり、総予算も50周年の記念事業の10分の1以下の5,000万円程度とすることを決定しました。記念事業のテーマは、税理士制度発展のために尽力された先人たちへの感謝と、この誇り高い税理士制度を次なる世代に責任を持って承継するという固い決意から「過去に感謝 未来に責任」としました。

当初の特別委員会の構成は、委員長の他は委員として3専務理事と総務部、広報部、事業本部の各正副部長の14名というコンパクトなものでした。委員会は記念講演とレセプ

ションを含めた記念式典小委員会と記念誌小委員会の2委員会でスタートしました。その後、記念式典の開催に合わせて記念式典実行委員会を組織することとなり、副会長、国際委員長及び総務部委員の全員を実行委員として追加いたしました。

記念式典は、未曾有の大震災に見舞われその復興に取り組んでいる時だけに、華美になることは避けるべきですが、厳粛な中にも品格のあるものとしていと考えました。会場は50周年で使用したNHKホールをはじめ数ヵ所を検討しましたが、記念講演とレセプションを同一会場で開催できるということで帝国ホテルに決定し、開催日は平成24年11月5日となりました。会場の収容能力から参加予定者を、海外も含め来賓等外部招待者約300名、日本税理士会連合会役員をはじめ税理士会関係者約700名の合計約1,000名としました。また、海外からの招待者に対しては記念式典前日に歓迎夕食会を開催することを追加しました。この夕食会は遠来の招待者を日本の心でおもてなしということで、箏曲の生演奏を取り入れました。

50周年記念式典の時には、皇太子殿下のご臨席をいただいているので、今回も皇族のご臨席を賜りたいと宮内庁に再三お願いし、常陸宮同妃両殿下のご臨席が実現しました。

さらに主賓の野田佳彦総理大臣をはじめ、税理士制度に関係の深い城島光力財務大臣、樽床伸二総務大臣にご祝辞をお願いしました。

記念式典を荘厳なものとするには音響効果は弦楽器によるクラシックの生演奏に限ると考え、東京藝術大学音楽学部器楽科の皆さんに出演をお願いしました。また、式典に少しでも動的場面を取り入れたいと考え、70周年を記念して新調した会旗をアンサンブルの演奏をバックに入場させるセレモニーも企画しました。さらに、来場者の和みの場として東京税理士会上野支部茶道部等の皆さんの協力を得て茶席を設けることができました。この茶席で使用する菓子皿は東日本大震災の被災地各県の特別支援学校等の生徒の皆さんに作成をお願いしました。

記念講演の企画に当たっては、講師は我が国の最高学府の一つである東京大学の総長経験者の方をお願いしたいと考えておりました。どなたにお願いするかは日程が決まっているなど厳しい状況でありましたが、現役教授のご協力もあり、元東京大学総長で三菱総合研究所理事長の小宮山宏先生のご快諾を得ることができました。

レセプションは、控え目ながら華やいだものにしたいと考えていました。音楽演奏は、弦楽器に管楽器を加えたアンサンブルとし、これも東京藝術大学音楽学部器楽科の皆さんにお願いし、その時代、その時代の代表的な曲目を会食中の耳障りとならないように軽音

楽調のBGM風にアレンジしてもらいました。食事と飲物は参加者に十分満足いただけるよう帝国ホテルに腕を振るってもらいました。ただ、予算の関係で税理士会員の参加者全員に参加費をお願いすることとなり大変恐縮しています。

前日の歓迎夕食会を含め、記念式典、記念講演、レセプションとも当初の目標どおり厳粛な中にも品格のあるものとなり、多くの参加者に感銘を与え、税理士制度70周年を祝うことができたと確信いたしております。

税理士制度70周年記念誌については、記念式典及び50周年記念誌発行以後の20年間の税理士制度の歩みと日税連の活動を中心に編集を進めることで意見が一致しましたが、記念式典当日までは殆んど手付かずでした。記念式典終了後、記念誌小委員会の少人数のメンバーではありましたが、印刷製本をお願いした株式会社ぎょうせいの協力も得て、編集作業も急ピッチで進み、何とか平成24年度中には発刊の運びとなりました。この記念誌が日本税理士会連合会の70年間にわたる栄光の軌跡の一端を蘇らせ、次代を担う後輩諸兄に適切に伝承され、次なる100周年への道標となれば幸いです。

70周年記念事業に当たり、税理士業界内外の多くの皆様にご理解とご協力をいただきましたことに心から感謝申し上げてお礼いたします。

記念式典を担当して

式典小委員長 中村 一三

式典当日、午前9時に呈茶接待担当の32名の会員に参集いただき、会場の設営、水屋の茶道具の点検等の準備が進む中で、虎屋から「薯蕷饅頭」が届き準備完了。

思い出の一品として、東日本大震災被災地の支援学校等24校に依頼していた絵皿の梱包が開封された瞬間、その技巧の高さに感動の声が上がり、また、お持ち帰り用の布袋の出来栄にも目を見張るものがありました。

今回、絵皿作製にご協力いただいた茨城県立水戸高等支援学校の飯塚裕治校長が、「支援学校の子供たちが税金を払うために一本立ちできる教育を行っていくのが我々の役割です。納税者の一員にしたいのです」と言っておられましたが、まさに確かな技術指導の成果が見てとれました。ご協力に感謝するとともに今後のご活躍をお祈りし、併せて、税理士会としても何らかのご協力をさせていただきたいとの思いを強くいたしました。

会場では、東京藝術大学音楽学部器楽科アンサンブルのリハーサルが始まり、司会者の鈴木もえみさん、池田会長をはじめ日税連の役員の方々が進行の確認をされています。

常陸宮同妃両殿下ご出発の報が入り、特別の計らいをいただいたお茶の接待に4名の会員が担当し、池田会長、川松、小川、宮田各副会長には接見室で待機いただきました。お

迎えの大役を仰せつかりお待ちする中、常陸宮同妃両殿下が降車される緊張の一瞬。常陸宮殿下並びに同妃殿下の笑顔と「おめでとう」のお言葉を賜り、先導の栄誉をかみしめながらも、接見室に着くまでの時間が長く感じられました。接見が終わり、式典会場入口で待つ副会長の皆さんにお声をかけられ、800名余の来賓・会員がお迎えする中、常陸宮同妃両殿下はご入場されました。

次第に従い粛々と進行し、常陸宮同妃両殿下がご退席されお送りする中、妃殿下からご下問があり、お答えさせていただきました。

式典は、常陸宮同妃両殿下ご臨席のもと荘厳かつ盛大に挙行され、当日出席された来賓・会員の皆様から絶賛を博するほど、成功裏に終了することができました。式典終了後、多くの方が抹茶席に来られ、式典前と合わせて600人を超える盛況となり、担当の先生方も疲労困憊の状況に。絵皿も、用意したものが全てなくなるほど大好評でした。

なお、今回の常陸宮同妃両殿下のご来臨に当たっては、宮内庁総務課、宮務課をはじめ関係者の皆様に多大なるご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。

また、総務部員の皆さんには、来賓の接待のみならず、会員の誘導に努めていただきましたことを、お礼申し上げます。

記念誌の刊行について

記念誌小委員長 池谷 達郎

平成24年1月12日開催の常務理事会で、税理士制度70周年記念事業特別委員会の設置が承認され、記念式典・記念講演の開催とともに、記念事業の一環として記念誌の編纂を行うことが決まりました。その後、確定申告期間中の2月23日に、第1回特別委員会が開催され、特別委員会の編成とともに、記念誌の刊行に向けた審議を開始しました。

前回の税理士制度50周年の折には、3年の歳月をかけて記念誌の編纂に取り組みましたが、今回は、11月5日の記念式典当日まで既に9か月を切っており、直ちに、記念誌小委員会を開催して、制作業者の選定、刊行計画の策定、資料の収集を行うなど編集作業を進めました。

時間の経過とともに、記念式典には常陸宮同妃両殿下にご来臨賜ることが決まり、また、記念講演の講師には小宮山宏三菱総合研

究所理事長・東京大学総長顧問にご承引いただくなど記念式典等の概要が固まりましたが、その時には記念式典が間近に迫っており、また、式典当日は、常陸宮同妃両殿下の取材や写真撮影に様々な条件が付されるなどの苦労もありました。

記念式典終了後、刊行計画に基づき本書の編纂に着手し、急ピッチで編集作業を進めながら、漸く本書を刊行することができました。なお、本記念誌の題字は池田隼啓日本税理士会連合会会長に揮毫いただきました。

終わりに、本書の編纂に当たられた記念誌小委員会の委員の方々をはじめとして、本書の編纂にご協力いただいた多くの皆様に感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。本記念誌が、税理士会活動の軌跡として書棚の一隅に置いていただければ幸甚です。

記念事業特別委員会及び協力者一覧

税理士制度70周年記念事業特別委員会

委員長

川松 保夫

副委員長

小川 令持	宮田 義見	神津 信一	朝倉 文彦	石井 幸夫	小林 健彦
石丸修太郎	日出 雄平	平野 豊	原田 啓吾	大前 香	松原 弘明
岩本 俊雄	百田 勝彦	高田 住男	櫻井美二雄	浅田 恒博	

式典小委員長

中村 一三

記念誌小委員長

池谷 達郎

委員

市川 礎	北村 善和	足達 信一	三浦 宏晶	錦織 良光	江本 英仁
村上 康二	三野宮武男	平 昌彦	伊藤 和弘	平川 生人	木村 幸博
野田 昇宏	園田 俊英	井上むつき	岸 生子	富村 将之	黒松健太郎
井寺 洪太	岡田光一郎	西田 隆郎	友利 博明		

◎協力者、学校一覧

(呈 茶)

津田 文江	福岡みつゑ	斎藤 昌子	田口 絢子	山田 和江	富田 とよ
小早志睦子	佐藤 直美	吉良えりみ	齊藤 聰明	熊切 悦子	大藤 淑子
武藤眞理子	本橋 浩	福本 左恵	岡田 浩美	福本 光男	岡本 恭子
佐藤 明弘	内川 澄男	熊木 房江	本橋喜久雄	中臣 豊	中原 昌裕
西海ひとみ	川元 恵	丸山 公子	直井 利恵	曾我 純子	室井 恵子
吉澤 陽子	田中 茂利				(以上 東京会)
小島 博	黒岩 志穂	小暮由樹子	鈴木 宗鶴		

(菓子皿製作)

県立気仙光陵支援学校	県立釜石祥雲支援学校	
県立宮古恵風支援学校	県立久慈拓陽支援学校	(以上 岩手県)
県立古川支援学校	県立山元支援学校	
県立泊支援学校	県立金成支援学校	
県立支援学校岩沼高等学園		(以上 宮城県)
県立あぶくま養護学校	県立いわき養護学校	
県立相馬養護学校	県立石川養護学校	
県立会津養護学校		(以上 福島県)
県立水戸特別支援学校	県立水戸飯富特別支援学校	
県立つくば特別支援学校	県立北茨城特別支援学校	
茨城大学教育学部附属特別支援学校	県立友部特別支援学校	
県立伊奈特別支援学校	県立土浦特別支援学校	(以上 茨城県)

(布袋製作)

県立水戸高等特別支援学校	県立水戸聾学校	(以上 茨城県)
--------------	---------	----------

(菓子皿等製作校・代表 茨城県立水戸高等特別支援学校長・飯塚 裕治)

(写真撮影) 加藤 新二

贊助廣告

全国36の税理士協同組合では、
各種事業を通じて
組合員事務所の繁栄と
組合員業務の伸展を応援しています。
ご活用ください、
税理士協同組合の事業！

※ 詳しい事業内容は、所属の税理士
協同組合にお問い合わせください。



日本税協連の主な事業

福利厚生事業

日本税協連福祉会 割安な掛金で大きな保障

生命共済制度

全国の組合員と事務所職員を対象に、税理士業界のスケール
メリットを活かした“事業所一括加入型”の団体定期保険

ご加入 コース	200万円～1,000万円／100万円単位						
	1,200万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円

新規ご加入70歳まで／ご継続80歳まで
月額掛金は、男女別、年齢群団別になります。詳しくは資料請求を。

家族特約付医療保障共済制度

『生命共済制度』の加入者を対象にした、団体型の家族特約付医療保障保険
疾病・不慮の事故で継続5日以上入院の場合、入院給付金が支払われます。

給付種類 (1日につき)	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円
-----------------	--------	--------	--------	---------

ご加入69歳まで
月額保険料は、年齢群団別になります。詳しくは資料請求を。

共同購入事業

日本税協連書籍販売ネット

組合員には、1割引で販売

専門書30万点、
書籍・CD・DVD280万点

税理士協同組合所属の税理士
会会員なら、どなたでも
ご利用いただけます。

※ご利用にはIDとパスワードの設定が必要です。(利用登録は無料)



教育情報事業



日本税協連NEWS

毎月15日発行の日税連会報
「税理士界」に掲載

日本税協連では
東北産品

ショッピングモール

で東北の事業者を
応援しています。

一人一品の購入で東北を元気に！
関与先にもお勧め下さい。



ショッピングモールの詳細は▼

日本税協連

検索



東北の復興はまだ途上です。引続いてのご協力をお願い申し上げます。



日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL. 03-5740-0920 FAX. 03-5740-0921
http://www.nichizei.or.jp/

日本税理士国民年金基金に 加入しましょう

税理士会の 公的年金制度



日本税理士国民年金基金とは？

税理士、税理士事務所従業員の方がゆとりある豊かな老後を過ごすことができるように老齢基礎年金の上乗せ給付を行う公的年金制度であり、日本税理士会連合会によって設立されました。

加入できる方は？

国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の税理士、税理士事務所従業員の方）であれば、加入することができます。また、事業専従者の家族も加入することができます。

年金給付は？

- 年金額は、加入口数により自由に選択できます。ご加入後、口数の増減もできます。
- 受け取る年金については、公的年金等控除の対象となります。

毎月の掛金は？

- 掛金は、ご自分で選ぶ年金の型、口数及び加入時の年齢によって決まります。
- 支払った掛金は、年額816,000円まで全額社会保険料控除となります。

お問い合わせは

03(5435)0821

— ホームページアドレス —

<http://www.zeikoku.or.jp>

日本税理士国民年金基金

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

 **0120-211-952**

祝 税理士制度70周年

目税厚年基金

日本税理士厚生年金基金は、平成3年7月に日本税理士会連合会が母体となり設立され、厚生労働省の認可をうけた公法人です。

厚生年金基金は、国の厚生年金保険を一部代行し、上乘せ部分と共に終身給付を行う企業年金制度です。

ご加入頂きますと、加入員は新たな掛金負担をすることなく、国の厚生年金より手厚い給付を受けることができます。

税理士並びに税理士事務所職員の皆様のための独自の制度である厚生年金基金をぜひご活用ください。



●加入できる人

厚生年金保険適用事業所で70歳までの被保険者全員

※個人の税理士事務所の場合、被保険者1名から厚生年金保険の任意適用が受けられます。但し、事業主は加入できません。

※税理士法人、会計法人の役員でも厚生年金の被保険者であれば基金にご加入できます。

✿加入のメリット

1 事業主の負担は全額損金(必要経費)扱いとなります

基金加入による事業主の追加負担は、標準報酬の1.5%で全額損金(必要経費)扱いですから、実質的な負担は軽減されます。

4 雇用保険等との調整がありません

失業給付金、高年齢雇用継続給付金、障害年金、遺族年金との調整されずに、基金の基本年金は支給されます。

2 基金の年金は終身年金です

基金に1ヶ月以上加入すると加入期間に応じた基本年金が終身で受給できます。また加算年金も終身で遺族一時金の対象となります。

5 退職金の一部として積み立てることもできます

基金の加算部分(一時金)を退職金の内枠として積み立てることもできます。

3 70歳以降働いていても、基金の年金は全額支給されます

国の厚生年金は70歳以降働いていると一部又は全額支給停止されますが、基金の基本年金は全額支給されます。

6 福祉事業をおこなっています

結婚祝品、出産祝品等を受け取ることができます。

日本税理士厚生年金基金

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
TEL.03-5740-0851(代) FAX.03-5740-0853

ホームページ：<http://www.zeikounen.or.jp>



祝 税理士制度 70周年

日本税理士共済会は昭和 28 年の創立以来、税理士制度の歩みと共に、
おかげさまで 60 周年を迎えることができました。

半世紀以上にわたり「身内は身内で助け合う」という

業界相互扶助の理念を守り続けることができたのも、

加入者皆様のご協力と日本税理士会連合会様、

各税理士会様のあたたかいご支援の賜と心より感謝申し上げます。

今後とも未来に向けて助け合いの輪を

より確かなものにしたいと思っております。

税理士界のあらゆる年代の皆様に「あんしん」をお届けする

日本税理士共済会への新規ご加入を是非とも

お願い申し上げます。



税理士が運営する非営利の助け合い、
それが日本税理士共済会です

税理士 団体保障

最大 2,500 万円の災害割
増特約付団体定期保険

選べる医療保障マイセレクト

基本保障の他にオプション
保障が選べます

所得補償

万が一の就業不能時の
所得を補償

おしどり保障

ご夫婦同時保障
団体定期保険

個人年金

個人年金保険料控除
別途積増制度あり

大型年金

5 年に一度の特別一時金
1 口 1 万円から

普通年金

保障と積立てを兼備
1 口 2,000 円から

福利厚生サービス

わずかな会費で多彩な
メニューを利用可能

ハイパーメディカル

治療実費を補償する新し
いタイプの医療補償保険

シニアにきちんと医療保険

簡単な告知で満 80 歳の
方までご加入可能

介護保険

公的介護保険と連動
した保険金支払

損害保険

ゴルフアール保険
海外旅行傷害保険など

日本税理士共済会

電話 (03)5740-0321 FAX (03)5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

*詳しい資料のご請求・お問合せは、お気軽に電話ください。 ホームページはこちら → <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は、公益財団法人 日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。



ご存知ですか、全税共のことを。

全税共はVIP・年金の普及を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に寄与しています。

本共栄会は、昭和49年の設立以来、

VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及によって

税理士業界の発展と関与先の永続的繁栄に貢献するとともに、

学術・地域文化の振興支援を通じて、広く社会公共の発展に寄与しています。

《全税共の事業》

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険

経営者に万一のことがあったとき、最高2億円の大型保障で企業をしっかりとガードします。

経営者保険総合プラン

定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります。

経営者スーパープラン

ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています。

団体所得補償保険

就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償(最長1年間)。

新・団体医療保険

入院一日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)。

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円からOK!

健康事業(優待制度付)

PET検診・人間ドックサービス
全国の医療機関と提携しています。

その他の事業

ホールインワン100万円保険(団体ゴルフアーズ保険)ほか

《設立の経緯》

昭和49年11月に「全国の税理士とその関与先等関係者の福祉共済、経済的地位の向上ならびに親睦を図ること」を目的に、全国組織の福祉共済団体として設立されました。以来『3つの基本理念』を旗印に、主要事業であるVIP大型総合保障制度や全税共年金の普及を通じて、税理士業界と関与先の繁栄に貢献しています。

《3つの基本理念》

- 1) 関与先企業の繁栄に貢献する。
- 2) 提携企業との共栄を図る。
- 3) 税理士業界の発展に寄与する。

《社会貢献活動》

税や税制に関する民間シンクタンク

公益財団法人日本税務研究センターの運営支援を通じて、同財団が行う学術・研究活動を支援しています。

地域文化の振興支援

公益財団法人全国税理士共栄会文化財団の運営支援を通じてメセナ活動を行っています。

電話による税の無料相談

日本税理士会連合会と公益財団法人日本税務研究センターが共催して運営する税務相談室への財政支援を通じて、税の無料相談サービスを提供しています。



税理士とその関与先のための
全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03-5740-8331(代) FAX 03-5740-8333

全税共の事業はホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための 特定退職年金共済制度

月額掛金3,000円から加入できる職員・従業員のための福祉共済制度です

えっ?
複利で
2%!?

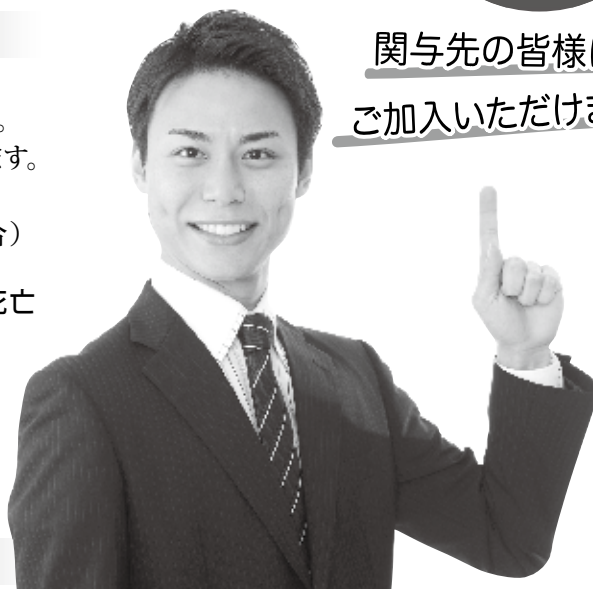
制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給用件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。

関与先の皆様にも
ご加入いただけます!



ご加入いただける方

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織
- ③賛助会員(関与先等を含む)

ひとり1件



紹介キャンペーン実施中

H24年9月より1年間

関与先・税理士会会員をご紹介いただいた場合、
諸経費をお支払いいたします!

例) 関与先をご紹介いただいた場合、
新規加入事業所 1件につき**21,000円!**
被共済者 1名につき **5,250円!**

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。
詳しくはぜひたいきょう事務局まで。

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

加入期間	10口(10,000円)の場合		
	基本退職年金月額	基本退職一時金	基本遺族一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。

1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261 <http://www.zeitaikyo.com>

●東京税理士会の会員の皆様は、(財)東京税理士事務所職員退職年金共済会へご加入ください。

祝 税理士制度創立 70 周年

税理士制度 70 周年記念誌の発刊をお祝い申し上げます

一般社団法人 日税連税法データベース 会長 池田隼啓

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



タインズとは?

TAINSとは、Tax Accountant Information Network Systemの頭文字で「税理士情報ネットワークシステム」の略称です。

情報化社会の到来を見据えて、1982年から東京税理士会や中国税理士協同組合によって、構築されてきた我が国で初めての法律情報検索システムは、日税連の指導監督の下、1996年8月8日、TAINS(タインズ)としてJV方式により、スタートしました。

2000年6月には、従来の電話回線を利用する方式から、インターネット環境に移り、2008年12月からは、防災耐震設備を整え、さらに改良が加えられてきました。

2010年12月1日、一般社団法人日税連税法データベースは、有限会社日税連情報サービスと税理士情報ネットワーク全国ユーザー会を一体化し、税理士業界の財産として全ての会員が利用できるものとするを目的として設立されました。

また、2011年4月1日には、これまでの地区ユーザー会の受け皿として、各税理士会ごとに一般社団法人の従たる事務所が設置されております。



TAINSの 会員になると?

税法データベース

会員専用のID・パスワードによりWeb上で自由に検索することができます。判決・裁決をはじめ、「現況調査の手引」「全国国税局長会議資料」「調査に生かす判決情報」などのほか、国税庁の内部研修資料などを収録しており、日々更新されています(2013.1.31現在 36,594件収録)。

検索方法で迷った場合は、下記編集室へお問い合わせください。

なお、税法データベースを自分で検索することが難しい場合はデータベース編集室に検索の代行を依頼することもできます(会員・非会員別に有料)。

問合せ 一般社団法人日税連税法データベースホームページは、TAINSのポータルサイト(総合窓口)とし
申込先 て、入会のお申し込みや、最新判決・裁決などをお知らせしております。

■一般社団法人日税連税法データベース 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館 3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
Mail/tains@zei.or.jp HP/https://www.tains.org/tains/index.jsp

■日税連税法データベース編集室 東京 TEL.03-5496-1416 FAX.03-5496-1517

■日税連税法データベース編集室 広島 TEL.082-243-2411 FAX.082-243-2777 (火・金のみ)

日税連税法データベース編集室 東京、広島の開室時間10:00~16:00



賛助会員入会受付中（年会費：15,000円）

- 機関誌「税研」の無料配布
- 税務事例研究（年度版CD-ROM）の無料配布
- 日税研論集の割引頒布
- ゼミナール等の割引受講
- 図書の貸出、蔵書のコピーサービス
- 通信ゼミの審査料無料

JTRI 公益財団法人 **日本税務研究センター**
 TEL:03 (5435) 0912 (代) FAX:03 (5435) 0914
 03 (3492) 6016 [相談室直通]
 ホームページ:<http://www.jtri.or.jp>

日税研は、租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究、資料情報の収集を行い、それらを広く一般に公表することにより、わが国の申告納税制度の発展進歩及び普及啓蒙に資するとともに、国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与することを目的とする租税研究財団です。

主な事業

- ◆租税等に関する学術研究、税理士等実務家の業務に資する事例研究を進め、**日税研論集**の刊行、**税務事例研究**をWebで公開
- ◆研修制度 **日税研通信ゼミ**（受講時間3時間認定）の実施
- ◆電話による**税務相談室**を日税連と共催
- ◆一般企業等の税務・経理担当者も参加可能な**ゼミナール等**を適時開催
- ◆秀逸な論文・著書を表彰する**日税研究賞**を日税連と共催
- ◆気軽に利用できる**租税図書室**を運営

刊行物

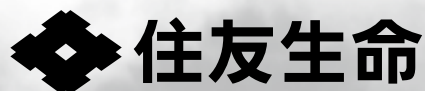
税 研（機関誌）

租税に関する諸論稿を登載 B5判・約100頁 / 隔月発行 ●賛助会員には入会時以降無料配布

日税研論集

理論と実務の結合の観点にたつ研究論文を収録 A5判・約200頁 ●賛助会員には割引頒布

あなたの未来を強くする



お客さまの人生を守ること

私たちの仕事の原点はそこにあります。

安心は、もっともっと前進できる

何よりも、お客さまの未来を強くしたい

これが住友生命の想いです。

住友生命保険相互会社

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35 東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24

詳しくは最寄りの支社またはスミセイ ライフデザイナーまで。 <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

Certified Public Tax Accountant's Liability Insurance

相次ぐ税制改正や経済取引の複雑化等により、税理士業務の過誤による損害賠償請求が毎年、数多く発生しております。

職業専門家が依頼者に損害を与えた場合に、その損害について賠償が可能であることが専門家としての要件ともいわれています。税理士職業賠償責任保険は、専門家責任を果たすための一つの手段であり、国民・納税者に安心と安全を保証するとともに、税理士制度の社会的信頼性の向上に寄与するものであります。

税理士会会員各位におかれては、依頼者保護を図るとともに、予測不可能な事故から事務所を守るため、この保険に是非ご加入くださるようお願いいたします。

➤ 詳しくはホームページをご覧ください
<http://www.zeirishi-hoken.co.jp>

引受保険会社
(共同保険)

●東日本幹事引受保険会社●

株式会社損害保険ジャパン (担当) 営業開発第二部第二課 TEL.03-3349-4034

●西日本幹事引受保険会社●

東京海上日動火災保険株式会社 (担当) 広域法人部法人第三課 TEL.03-3515-4153

〔取扱代理店〕 株式会社 日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 ☎ 0120-320-912

消費税法改正・平成25年度税制改正を盛り込んだ最新版!!

平成25年版

税務六法

法令編
通達編

各編 CD-ROM 付

日本税理士会連合会／編集

7月刊行予定
予約受付中!

法令編：A5判・CD-ROM 付・価格5,500円(本体5,238円+税)送料590円

通達編：A5判・CD-ROM 付・価格5,200円(本体4,952円+税)送料450円

※7月上旬刊行予定…国会の審議状況により、刊行が遅れる場合がございます。

※実務に役立つ関連法令・情報は CD-ROM に完全収録。

実務法典の決定版として、全ての税務専門家の座右の書となっている「税務六法」の最新版。平成24年度8月改正・平成25年度税制改正を完全網羅し刊行します。

【主な改正点】

【24年8月改正】○消費税率の引き上げ など

【25年度改正】○所得税の最高税率引き上げ○住宅ローン控除の拡充○交際費の損金不算入枠の撤廃○相続税・贈与税の税率構造の見直し○事業承継税制の要件緩和 など

【法令編】

- 183国会で成立した改正税法を収録した最新の内容
- 法律・政令・省令が一度に確認できる独自の一体型編集
- 主要改正項目・適用関係、掲載ページを一覧で提供
- 本法と租税特別措置法を2分冊にした使いやすい構成

【通達編】

- 24年9月の税務調査通達を始め、重要通達を収録
- 国税庁・総務省自治税務局の協力のもと、日本税理士会連合会が責任編集

お近くの書店または弊社
までご注文ください。



株式会社 **ぎょうせい**

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11

フリー
コール

Web

TEL : 0120-953-431 [平日9～17時]

FAX : 0120-953-495 [24時間受付]

http://gyosei.jp [オンライン販売]

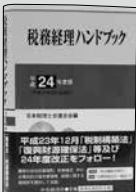
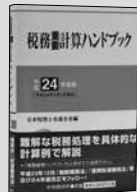
■定評ある法規法令集・税法実務書

税務申告の実務書 好評発売中

 法人税申告書の書き方と留意点 平成25年申告用 —基本別表編— 税理士法人右山事務所編 2,940円 B5判・340頁 法人税申告書の構造と記入のしかた・留意点を豊富な事例で解説。基本別表編では別表四・五（一）のほか、あらゆる企業に必須の項目および復興特別法人税も取り上げる。	 法人税申告書の書き方と留意点 平成25年申告用 —特殊別表編— 税理士法人右山事務所編 2,940円 B5判・316頁 法人税申告書の構造と記入のしかた・留意点を豊富な事例で解説。特殊別表編では、特別控除、欠損金、引当金、圧縮記帳など、税額に影響を及ぼす重要な項目を取り上げる。	 ケーススタディでわかる 連結納税申告書の作り方 足立 好幸著 4,200円 B5判・372頁 はじめてでも『連結納税の申告書』のすべてがわかる。申告手続と提出書類を整理し、ケーススタディで、連結法人税、連結復興特別法人税、地方税を網羅した連結納税申告書の作成実務を解説。
--	---	---

会社経理を支える法典・便覧

平成25年7月1日発売予定

 会計全書 平成25年度 [平成25年6月1日現在] 【会計法規編】 【会社税務法規編】 【個人税務法規編】の3分冊 金子 宏・斎藤 静樹 監修 予価15,330円 菊判・6,460頁 (画像は24年度版です。) 所得税・相続税・法人税・消費税等の抜本的な大改正を盛り込んだ充実の税法2分冊に、最新の会計法規を加えた圧巻の3分冊。会社経理の信頼の法典。	 税務経理ハンドブック 平成25年度版 [平成25年6月1日現在] 日本税理士会連合会編 予価4,100円 B6判・1028頁 (画像は24年度版です。) 税務・経理全般にわたって最新の法令・通達・規則などを要約解説し、これを表覧形式で示した便利な携帯用ポケット判小型税務便覧。	 税務重要計算ハンドブック 平成25年度版 [平成25年6月1日現在] 日本税理士会連合会編 予価4,100円 B6判・936頁 (画像は24年度版です。) 最新の法令に基づき、複雑難解な税務処理を計算例題で説明。税額計算上のポイントや計算方法などを具体例を掲げて分かりやすく解説。
--	---	---

税実務・学習に必携の法令集

順次刊行

●【日本税理士会連合会・中央経済社】編集		信頼の法規・通達集シリーズ
 法人税 取扱通達集 平成25年2月1日現在 インデックスシート付き 4,410円 B6版・1640頁	 所得税 取扱通達集 平成25年2月1日現在 インデックスシート付き 4,200円 B6版・884頁	◎法人税取扱通達集 [平成25年2月1日現在] 好評発売中 ◎所得税取扱通達集 [平成25年2月1日現在] 好評発売中 ◎国税通則・徴収・犯則法規集 [平成25年4月1日現在] 予定 ◎相続税法規通達集 [平成25年6月1日現在] 予定 ◎消費税法規通達集 [平成25年6月1日現在] 予定 ◎法人税法規集 [平成25年7月1日現在] 予定 ◎所得税法規集 [平成25年7月1日現在] 予定 主要税目の最新の法規・通達を収録し、税実務はもとより税理士試験受験者の学習にも不可欠の法規通達集。便利なインデックスシート付。

中央経済社 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-31-2 TEL03-3293-3381 FAX03-3291-4437

▶ 価格は税込みです。掲載書籍は中央経済社ホームページ <http://www.chuokezai.co.jp/> からもお求めいただけます。

実務上生じやすい問題 判断に迷う問題 を
幅広く採り上げ、詳細に解説した実務手引書!!

ケース・スタディ

編集

所得税実務研究会

代表 鈴木 千頌 (税理士)

所得税実務の手引

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,196頁 定価11,550円(本体11,000円) 送料770円

新日本法規オンライン 本書はオンライン書籍も発売しています。年間利用料20,160円(税込)

ケース・スタディ

責任編集

辻 敢 (公認会計士)

齊藤 幸司 (税理士)

法人税実務の手引

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,718頁 定価11,550円(本体11,000円) 送料770円

新日本法規オンライン 本書はオンライン書籍も発売しています。年間利用料15,120円(税込)

ケース・スタディ

編集

資産税実務研究会

代表 平山 勝観 (税理士)

資産税実務の手引

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,464頁 定価12,600円(本体12,000円) 送料770円

新日本法規オンライン 本書はオンライン書籍も発売しています。年間利用料20,160円(税込)

ケース・スタディ

消費税実務の手引

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,384頁 定価12,075円(本体11,500円) 送料590円

◆判断の難しい実務問題を解明!

実務上よく起こる事例や難解な事例を中心に採り上げ、わかりやすく解説していますので、対応に困ったときに真にお役立ていただけます。

◆わかりやすい構成!

具体的な【質問】に対して、【回答】で簡潔な答えを示し、続いて【検討】で詳しく解説する構成になっていますので、多忙な日常業務の中にあってもスムーズに理解していただけます。

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。



新日本法規出版

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で 検索

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

★法律情報検索なら、国内最速・最多の収録を誇り、充実したコンテンツの
日本法総合オンラインサービス **Westlaw Japan**

無料トライアルは今すぐ、www.westlawjapan.comへ

Westlaw Japan で 検索



Westlaw

ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。

「ねえ損保ジャパンダ、

どうしてそんなに耳が長いの？」

「それはね、お客さまの声をよく聞くためよ」

「なんでお客さまの声が大切ななの？」

「保険に求めることは、

お客さまによって違うから」

「そっかあ。」

でもそんなに足が長いのはなぜ？」

「お客さまのところへすぐ駆けつけるためよ」

「へえ、お客さまのために進化したんだね」

「不安や心配ごとがあるときは、

いつでも声かけてね」

「かわいい顔して頼れるじゃない！」

この国でいちばん

お客さまの声に

応えられる保険会社へ



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL. 03(3349)3111
<http://www.sompo-japan.co.jp>



JOC
ゴールド保険パートナー

高校まで15キロ。

父は毎朝、娘を車で送って行った。

同じ道。同じ風景。

思春期の娘はムスツとしていて、

会話が弾むわけもない。

3年が経ち、娘が卒業する日が来た。

「今日で最後か…」と運転席でつぶやく父に、

娘はぼつりと言った。

「お父さん、今日までありがとう」

父は知る。

あの静かで単調な毎日のドライブが、

二人にとって

最もかけがえない時間だったことを。

あなたの大切なドライブのそばに。
東京海上日動の自動車保険

東京海上日動には、

豊富な経験と高い専門性を備えた
様々な事故対応エキスパートが
数多く待機しています。

もしもの時は、エキスパートが
チームアプローチで解決します。

チーム・エキスパートの解決力。

人を思う。

東京海上日動



東京海上日動

TOKIO MARINE
Quality: 東京海上グループ

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

☎0120-868-100 午前9時～午後8時(平日、土日祝とも) <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

税理士制度70周年記念誌 過去に感謝 未来に責任

平成25年2月23日発行

編集 税理士制度70周年記念事業特別委員会
発行 日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

電話03 (5435) 0931 (代)

印刷・制作 (株) ぎょうせい